資料１

推進状況調査報告書

（令和７年度実施分）

令和８年９月

江 戸 川 区

はじめに

江戸川区は、平成29年3月に、平成29年度から令和8年度までを計画期間とする「江戸川区男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

計画期間の中間年度にあたる令和3年度には、令和4年度から令和8年度までの後期の実施事業等の見直しを行ったところです。

推進状況調査報告書は、計画に位置づけられている実施事業の進捗状況を把握し、その効果を検証・評価するものです。

今回の報告書は、令和7年度の実施事業の進捗状況をまとめたものです。

目次

1　江戸川区男女共同参画推進計画事業評価まとめ……1

2　江戸川区男女共同参画推進計画の体系図……4

3　江戸川区男女共同参画推進計画　推進状況報告書……5

【担当部署別に取り組む事業】……5

重点目標1　仕事と生活の調和した暮らしやすいまち……5

重点目標2　男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち……25

重点目標3　男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち……36

【全庁的に取り組む事業】……62

4　江戸川区における政策決定過程への女性の参画状況……66

（1）担当部署の評価基準

評価基準【担当部署別に取り組む事業】		評価基準【全庁的に取り組む事業】	
A	計画通りできた	5	徹底して実施できていた
B	概ね計画通りにできた	4	ほぼ実施できた
C	あまり計画通りにできなかった	3	概ね実施した
D	実施していない、または廃止した	2	あまり実施していなかった
		1	実施していなかった

（2）今後の方向性

【区分】

拡充　　：今後内容を充実していく事業
継続　　：現状の取組を継続していく事業
縮小・見直し　：取組内容の見直しを行う事業
廃止　　：廃止する事業

（3）再掲載の事業について

複数の方向性に関わる事業については、最初の掲載箇所以後は、「再掲」欄に「再掲」と記載して再掲載しています。

（4）全庁的に取り組む事業について

事業番号7「会議等における男女比の配慮」、50「発行物における表現の配慮」、52「区施設のバリアフリー化の促進」、107「ICTを活用した啓発・相談等の実施」については、62頁以降の【全庁的に取り組む事業】に掲載しています。

また、58「審議会等における区民委員等の参画」については、66頁「江戸川区における政策決定過程への女性の参画状況」に掲載しています。

（5）後期の実施事業等の見直し後に開始・変更した取組について

見直し後に開始することとなった取組については、取組開始年度ごとに新たに事業番号を割り振っています。また、令和7年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

１　江戸川区男女共同参画推進計画事業評価まとめ

重点目標１　仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

【担当部署別に取り組む事業】

令和７年度末時点での進捗評価においては、全体の 48.3%(全 60 事業のうち 29 事業)が「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」、全体の 41.7%(全 60 事業のうち 25 事業)が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各方向性の事業数における「進捗評価Ａ」の割合をみると、『子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援』が 100.0%で最も高く、『女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進』が 66.7%、『女性の活躍推進』が 61.5%、『男性中心型労働慣行の改善』が 55.6%、『事業者等による取組の促進』が 40.0%、『多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備』が 26.1%となっています。

方向性	事業数	進捗評価（令和７年度）			
		A	B	C	D
（1）就業における男女共同参画の推進					
①　男性中心型労働慣行の改善	9	5	3	0	1
② 女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進	6	4	2	0	0
②　女性の活躍推進	13	8	4	0	1
③　事業者等による取組の促進	5	2	1	1	1
（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援					
① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	23	6	15	1	1
② 子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援	4	4	0	0	0
計	60	29	25	2	4

【全庁的に取り組む事業】

全庁的に取り組む事業の令和７年度末時点での評価においては、『会議等における男女比の配慮』については全体の 30.4%(全 79 課のうち 24 課)が「徹底して実施できていた」と評価されています。

方向性		回答部署	該当なし	進捗評価（令和７年度）				
				5	4	3	2	1
（1）就業における男女共同参画の推進								
① 男性中心型労働慣行の改善								
7	会議等における男女比の配慮	79	31	24	14	8	2	0

※令和８年度新設課（文化共育部文化スポーツ施設整備課）を除く

重点目標２　男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

【担当部署別に取り組む事業】

令和７年度末時点での進捗評価においては、全体の 71.0%(全 31 事業のうち 22 事業)が「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」、全体の 29.0%(全 31 事業のうち９事業)が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各方向性の事業数における「進捗評価Ａ」の割合をみると、『人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進』が 85.7%で最も高く、『男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進』が 75.0%、『男性にとっての男女共同参画の推進』・『学校等における男女平等に関する教育・学習の推進』が 66.7%、『地域活動における男女共同参画の推進』・『男女共同参画の視点による地域防災力の向上』が 50.0%となっています。

方向性	事業数	進捗評価（令和７年度）			
		A	B	C	D
（1）男女共同参画の理解促進と教育の充実					
① 男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進	12	9	3	0	0
② 男性にとっての男女共同参画の推進	3	2	1	0	0
③ 人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進	7	6	1	0	0
④ 学校等における男女平等に関する教育・学習の推進	3	2	1	0	0
（2）地域活動への男女共同参画による活性化					
① 地域活動における男女共同参画の推進	4	2	2	0	0
② 男女共同参画の視点による地域防災力の向上	2	1	1	0	0
計	31	22	9	0	0

【全庁的に取り組む事業】

全庁的に取り組む事業の令和７年度末時点での評価においては、『発行物における表現の配慮』については全体の 44.3%(全 79 課のうち 35 課)、『区施設のバリアフリー化の促進』については全体の 34.2%(全 79 課のうち 27 課)が「徹底して実施できていた」と評価されています。

方向性		回答部署	該当なし	進捗評価（令和７年度）				
				5	4	3	2	1
（1）男女共同参画の理解促進と教育の充実								
③ 人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進								
50	発行物における表現の配慮	79	29	35	11	3	0	1
52	区施設のバリアフリー化の促進	79	47	27	4	1	0	0

※令和８年度新設課（文化共育部文化スポーツ施設整備課）を除く

重点目標３　男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

【担当部署別に取り組む事業】

令和７年度末時点での進捗評価においては、全体の 91.2%(全 68 事業のうち 62 事業)が「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」、全体の 7.4%(全 68 事業のうち５事業)が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各方向性の事業数における「進捗評価Ａ」の割合をみると、『妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進』・『感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築』・『配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実』・『被害者の早期発見・早期対応と自立支援』・『若年層に向けた啓発活動の強化』が 100.0%で最も高く、『複合的な困難を抱えた人の生活支援』が 87.5%、『ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援』が 84.6%、『ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進』が 83.3%、『暴力防止やセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止のための啓発』が 66.7%となっています。

方向性	事業数	進捗評価(令和６年度)			
		A	B	C	D
（1）困難を抱えた人への支援					
①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	13	11	2	0	0
②複合的な困難を抱えた人の生活支援	16	14	2	0	0
（2）生涯を通じた健康支援					
①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	18	18	0	0	0
②ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進	6	5	1	0	0
③感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築	2	2	0	0	0
（3）すべての暴力の根絶					
①配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実	4	4	0	0	0
②暴力防止やセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止のための啓発	3	2	0	0	1
③被害者の早期発見・早期対応と自立支援	4	4	0	0	0
④若年層に向けた啓発活動の強化	2	2	0	0	0
計	68	62	5	0	1

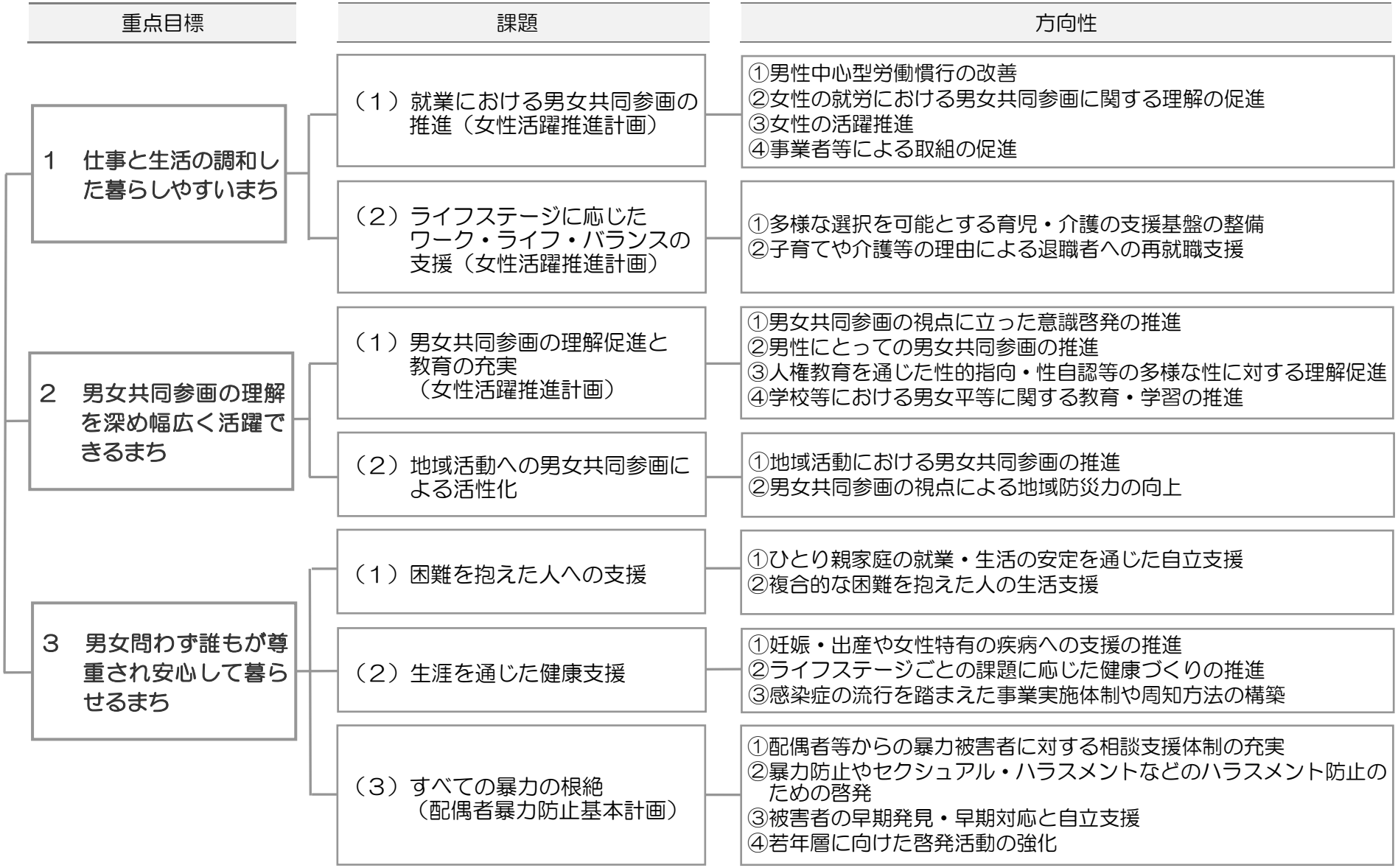
【全庁的に取り組む事業】

全庁的に取り組む事業の令和７年度末時点での評価においては、『ICT を活用した啓発・相談等の実施』については全体の 30.4%(全 79 課のうち 24 課)が「徹底して実施できていた」と評価されています。

方向性		回答部署	該当なし	進捗評価(令和７年度)				
				5	4	3	2	1
（2）生涯を通じた健康支援								
③ 感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築								
107	ICT を活用した啓発・相談等の実施	79	34	24	7	11	3	0

※令和８年度新設課（文化共育部文化スポーツ施設整備課）を除く

2　江戸川区男女共同参画推進計画の体系図（後期）



3　江戸川区男女共同参画推進会議　進捗状況報告書
【担当部署別に取り組む事業】

重点目標１　仕事と生活の調和した暮らしやすいまち
課題（１）就業における男女共同参画の推進
方向性①　男性中心型労働慣行の改善

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
1		男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	各所属からの依頼により、広報誌への掲載（2回）区ホームページ（53コンテンツ）SNSへの掲載（延べ18件）区民ニュース（1回）実施した。	各所属からの依頼に基づき、適切にホームページやＳＮＳへの掲載を実施した。	A	継続	引き続き、必要に応じて相談に乗るなど、適切に対応をしていく。	広報課
1		男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	○男女共同参画週間記念講演会や啓発展示の実施による啓発周知 ○ワーク・ライフ・バランス講座実施時の情報周知 ○SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信 ・目標：10回以上 ・実績：11回	・男女共同参画推進講座等については、令和６年度実績に比して、啓発事業運営期間が短かったため、実施回数の減少により、延べ1,613名から延べ1,338名へ20.6%減少したが、１講座当たりの参加者は、80.7名から102.9名へと27.5%増加しており、周知に一定の効果があったものと認められる。 ・令和６年度・7年度の同一期間比較においても、メールマガジン登録者数は99名から350名へと253.5%増、SNS登録者数は649名から741名へと14.2%増となっており、情報発信の効果が高まった。	A	継続	・講座等の参加者の年齢層に偏りがみられる。講座アンケートの回答者の年齢構成から、特に若年層に対するより一層の関心喚起が必要な状態にある。 　様々な広報媒体の活用により、引き続き全区民への情報発信を行い、特に若年層への訴求を高めていく。 ・SNSによる、各種啓発期間等に沿って情報発信を年10回以上行う。	人権・男女共同参画推進センター
1		男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	農業委員会の改選に伴い、女性候補者を増加させるため、従来のJA東京スマイルに加えて、江戸川花卉園芸組合、江戸川区農業経営者クラブに推薦を依頼した。	改選結果は現状維持の1名となったが、各団体で次回の改選に向けて引き続き協力を依頼。女性の代表者がいれば、積極的に推薦することを合意した。	B	継続	農業委員会のみならず、各団体の女性リーダー支援を啓発する必要がある。	産業振興課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
2		ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	○男性向け家事参加促進講座（料理講座）を実施した。 ・参加者総数：計15名（1回実施）	・受講後アンケートでは、料理を始めとする家事に対する関心や理解について、「大変深まった」または「おおむね深まった」とした回答者が、全回答者の100.0%であった。 ・また、受講後アンケートで、「料理の基本がわかり嬉しい」「日常の料理を教えて頂けるとありがたい」「年に複数回の開催を希望します」等の回答があり、家事等に対する前向きな意識が認められる。	A	継続	・男性の家事等参加を促すために、引き続き受講後アンケートの結果において、「大変深まった」または「おおむね深まった」とする意識変容の回答が得られる啓発講座を実施していく。また、効果的な講座運営を行うために、定員や実施方法については広くニーズを踏まえて検討をしていく。	人権・男女共同参画推進センター
3		SDGsの達成に向け活動する企業への支援	多様な働き方の導入や女性活躍の促進などを指標として、経営活動のなかでSDGsの達成に向け取り組んでいる企業に対し事業資金として区内金融機関による低利・長期の融資をあっせんし、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行う。	SDGs活動企業（ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業）を支援するため、令和3年から「SDGs活動企業支援融資」を開始し継続実施した。事業用運転・設備資金を区内金融機関による低利・長期の融資をあっせんし、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行った。	融資実行実績： R3年度（1）、R4年度（2）、R5年度（1）、R6年度（8）、R7年度（6） 制度開始当初より コロナ禍 ⇒ 原材料費・人件費等の高騰 ⇒ トランプリスク・中東情勢不安 と中小事業者にとり、先の読めない厳しい状況が長期継続している。 そのような中でSDGsを意識したポジティブな資金需要は見込難い。 R6・7年度は、環境部の省エネ設備補助金との紐づけを行ったことにより実績を積むことができた。	B	継続	中小企業にとって、事業活動の源泉ともいえる資金融資であるため、経済状況に大きく左右される。 今後、景気の劇的な回復などにより、ポジティブな資金需要が高まるタイミングでPRを合わせていく。	経営支援課
4		社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	令和７年度は社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件がなく、取組なし。	令和７年度は社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件がなく、取組なし。	D	継続	社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件が少なく、効果が限定的である。また、建設業界は比較的男性技術職員の多い職種であるため、評価点の獲得に至らない事業者もある。 今後の社会的要請型総合評価一般競争入札における評価の内容、点数配分について検討していく。	契約課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
5		男女共同参画に係る推進会議の運営	男女共同参画社会の実現に向けて、学識経験者、産業分野、労働分野、区民等の代表と広く意見交換を行う。	・令和4年度より、「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例」に基づき、「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議」を開催し、江戸川区男女共同参画推進計画に基づく区施策の進捗状況を報告し、意見交換を行っている。 【実施実績】 令和7年度：3回開催	・江戸川区男女共同参画推進計画の進捗状況について報告するとともに、区内の各分野・地域の実情等を伺い、区政への反映を図る場としている。 　各委員からの意見等については、各事業の所管部署と共有している。	A	継続	・区の男女共同参画施策へ各分野の視点を取り入れる重要な会議として、今後も実施していく。	人権・男女共同参画推進センター
6		事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整える。	特定事業主行動計画（第4期）の目標より抜粋 【男性職員の育児支援】 ①男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得について、取得率を令和３年度中に100%にする②男性職員の育児休業取得率について、１週間以上の取得率を令和７年度中に85%にすることを目標に掲げ、そのために、「パパママ子育て計画書」の作成を管理職（又は係長級）に義務付けした。 【超過勤務の縮減】 時間外勤務が月45時間を超える職員については、所属長からの届出による報告に加え、月80時間超及び3か月連続60時間超の職員に対し、産業医面接を実施し健康面での指導及び業務配慮等を実施した。 平成31年4月より時間外勤務時間に上限を設ける条例等の規定を新たに策定した。関連規定に基づき、時間外勤務の縮減に向けた所属及び職員への周知啓発の通知を半年に一回発出した。 【年次有給休暇の取得促進】 年次有給休暇の確実な取得に向けた職員への通知を半年に一回発出した。所属長が主体となって促進するために、勤怠管理システムを活用した年休取得状況の確認方法についての周知もあわせて実施した。さらに、取得促進に向けたポスターを各所属に掲示することにより、職員への周知啓発を行った。	特定事業主行動計画（第4期）令和7年度検証より抜粋 【男性職員の育児支援】 ①令和７年度は目標（男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得率100%）に届かず96.9%であったが、昨年度の実績（R６:97.0%）を見ても高い取得率であり、男性の育児参加の重要性や職場の理解力などが定着してきたことが窺える。②令和７年度は98.3%と高い取得率となり、目標を達成した。 【超過勤務の縮減】 令和７年度は目標（月100時間超え、３ヶ月連続80時間超えをともにゼロ）未達であった上に、Ｒ４年度以降、１人当たりの年間平均時間外勤務時間数等が毎年上昇している。そのため、超過勤務の縮減に向けた取組をさらに実施していくことが必要である。 【年次有給休暇の取得促進】 令和７年度は目標（①一人あたりの取得日数割合を付与日数の80%、②年5日以上取得する職員の割合を100%）に対し、①は全体で達成し、②は全体及び管理職ともに未達であった。管理職の平均取得日数や平均取得日数割合においては、上昇傾向ではあるが、全体の実績と比較すると下回っていることから、抱えている業務量や多様化する行政需要の対応等により取得しにくい環境になっていることが窺える。	B	継続	令和８年度から令和12年度までの特定事業主行動計画（第５期）を策定したため、新たな計画に基づいて男性職員の育児支援、超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進を行っていく。	職員課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
R3-1		公契約条例施行に伴う労働環境等の確認	公契約条例適用の案件について、労働環境等の確認の一環として労働環境等確認報告書にてワーク・ライフ・バランス推進の項目を設けている。	公契約条例第22条第３号に基づく労働環境等確認報告書にてワーク・ライフ・バランス推進の有無を確認している。	公契約条例適用案件を受注した全ての事業者からワークライフバランス推進の取組を実施しているとの報告を受けている。	A	継続	引き続き、現在の取組を継続していく。	契約課

方向性②　女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	各所属からの依頼により、広報誌への掲載（2回）区ホームページ（53コンテンツ）SNSへの掲載（延べ18件）区民ニュース（1回）実施した。	各所属からの依頼に基づき、適切にホームページやＳＮＳへの掲載を実施した。	A	継続	引き続き、必要に応じて相談に乗るなど、適切に対応をしていく。	広報課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	○男女共同参画週間記念講演会や啓発展示の実施による啓発周知 ○ワーク・ライフ・バランス講座実施時の情報周知 ○SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信 ・目標：10回以上 ・実績：11回	・男女共同参画推進講座等については、令和６年度実績に比して、啓発事業運営期間が短かったため、実施回数の減少により、延べ1,613名から延べ1,338名へ20.6%減少したが、１講座当たりの参加者は、80.7名から102.9名へと27.5%増加しており、周知に一定の効果があったものと認められる。 ・令和６年度・7年度の同一期間比較においても、メールマガジン登録者数は99名から350名へと253.5%増、SNS登録者数は649名から741名へと14.2%増となっており、情報発信の効果が高まった。	A	継続	・講座等の参加者の年齢層に偏りがみられる。講座アンケートの回答者の年齢構成から、特に若年層に対するより一層の関心喚起が必要な状態にある。 　様々な広報媒体の活用により、引き続き全区民への情報発信を行い、特に若年層への訴求を高めていく。 ・SNSによる、各種啓発期間等に沿って情報発信を年10回以上行う。	人権・男女共同参画推進センター
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	農業委員会の改選に伴い、女性候補者を増加させるため、従来のJA東京スマイルに加えて、江戸川花卉園芸組合、江戸川区農業経営者クラブに推薦を依頼した。	改選結果は現状維持の1名となったが、各団体で次回の改選に向けて引き続き協力を依頼。女性の代表者がいれば、積極的に推薦することを合意した。	B	継続	農業委員会のみならず、各団体の女性リーダー支援を啓発する必要がある。	産業振興課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
2	再掲	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	○男性向け家事参加促進講座（料理講座）を実施した。 ・参加者総数：計15名（1回実施）	・受講後アンケートでは、料理を始めとする家事に対する関心や理解について、「大変深まった」または「おおむね深まった」とした回答者が、全回答者の100.0%であった。 ・また、受講後アンケートで、「料理の基本がわかり嬉しい」「日常の料理を教えて頂けるとありがたい」「年に複数回の開催を希望します」等の回答があり、家事等に対する前向きな意識が認められる。	A	継続	・男性の家事等参加を促すために、引き続き受講後アンケートの結果において、「大変深まった」または「おおむね深まった」とする意識変容の回答が得られる啓発講座を実施していく。また、効果的な講座運営を行うために、定員や実施方法については広くニーズを踏まえて検討をしていく。	人権・男女共同参画推進センター
8		ハローベビー教室	初妊婦及びその配偶者等を対象に、妊娠・出産についての知識や心構え、出産準備や赤ちゃんのお世話方法などについての講座を行う。	・平日コースと休日コース（どちらも１日制）を用意。就労妊婦やその夫（パートナー）が参加しやすいように、休日コースを回数多く用意した。 ・専門職による講義、育児体験や妊婦体験等を通し、親自身の自覚を高める内容を実施。	・参加者実績： R5（3169）、R6(3,163)、R7(2,741) ＊R7年度は平日コースが2日制から1日制になったため、参加者延べ数が減少している。	A	継続	開催曜日や時間帯を偏り無い様に調整したことで、平日コース、休日コースともに若干ではあるが参加者数が増加した。今後も平日コースと休日コースの申し込み状況をみながら、開催曜日や時間帯を調整していく必要がある。	健康サービス課（健康サポートセンター）
9		区職員の能力開発（研修）	キャリアアップ研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行う。	キャリアアップ研修を希望制で年１回実施した。 受講者数：12名	キャリアアップ研修の中で女性活躍推進の意識啓発を行うことができた。	B	継続	研修を通じて女性の就労における男女共同参画への理解促進が課題である。	職員課

方向性③　女性の活躍推進

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	各所属からの依頼により、広報誌への掲載（2回）区ホームページ（53コンテンツ）SNSへの掲載（延べ18件）区民ニュース（1回）実施した。	各所属からの依頼に基づき、適切にホームページやＳＮＳへの掲載を実施した。	A	継続	引き続き、必要に応じて相談に乗るなど、適切に対応をしていく。	広報課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	○男女共同参画週間記念講演会や啓発展示の実施による啓発周知 ○ワーク・ライフ・バランス講座実施時の情報周知 ○SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信 ・目標：10回以上 ・実績：11回	・男女共同参画推進講座等については、令和６年度実績に比して、啓発事業運営期間が短かったため、実施回数の減少により、延べ1,613名から延べ1,338名へ20.6%減少したが、１講座当たりの参加者は、80.7名から102.9名へと27.5%増加しており、周知に一定の効果があったものと認められる。 ・令和６年度・7年度の同一期間比較においても、メールマガジン登録者数は99名から350名へと253.5%増、SNS登録者数は649名から741名へと14.2%増となっており、情報発信の効果が高まった。	A	継続	・講座等の参加者の年齢層に偏りがみられる。講座アンケートの回答者の年齢構成から、特に若年層に対するより一層の関心喚起が必要な状態にある。 　様々な広報媒体の活用により、引き続き全区民への情報発信を行い、特に若年層への訴求を高めていく。 ・SNSによる、各種啓発期間等に沿って情報発信を年10回以上行う。	人権・男女共同参画推進センター
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	農業委員会の改選に伴い、女性候補者を増加させるため、従来のJA東京スマイルに加えて、江戸川花卉園芸組合、江戸川区農業経営者クラブに推薦を依頼した。	改選結果は現状維持の1名となったが、各団体で次回の改選に向けて引き続き協力を依頼。女性の代表者がいれば、積極的に推薦することを合意した。	B	継続	農業委員会のみならず、各団体の女性リーダー支援を啓発する必要がある。	産業振興課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
4	再掲	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	令和７年度は社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件がなく、取組なし。	令和７年度は社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件がなく、取組なし。	D	継続	社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件が少なく、効果が限定的である。また、建設業界は比較的男性技術職員の多い職種であるため、評価点の獲得に至らない事業者もある。今後の社会的要請型総合評価一般競争入札における評価の内容、点数配分について検討していく。	契約課
6	再掲	事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整える。	特定事業主行動計画（第4期）の目標より抜粋 【男性職員の育児支援】 ①男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得について、取得率を令和３年度中に100%にする②男性職員の育児休業取得率について、１週間以上の取得率を令和７年度中に85%にすることを目標に掲げ、そのために、「パパママ子育て計画書」の作成を管理職（又は係長級）に義務付けした。 【超過勤務の縮減】 時間外勤務が月45時間を超える職員については、所属長からの届出による報告に加え、月80時間超及び3か月連続60時間超の職員に対し、産業医面接を実施し健康面での指導及び業務配慮等を実施した。 平成31年4月より時間外勤務時間に上限を設ける条例等の規定を新たに策定した。関連規定に基づき、時間外勤務の縮減に向けた所属及び職員への周知啓発の通知を半年に一回発出した。 【年次有給休暇の取得促進】 年次有給休暇の確実な取得に向けた職員への通知を半年に一回発出した。所属長が主体となって促進するために、勤怠管理システムを活用した年休取得状況の確認方法についての周知もあわせて実施した。さらに、取得促進に向けたポスターを各所属に掲示することにより、職員への周知啓発を行った。	特定事業主行動計画（第4期）令和7年度検証より抜粋 【男性職員の育児支援】 ①令和７年度は目標（男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得率100%）に届かず96.9%であったが、昨年度の実績（R６:97.0%）を見ても高い取得率であり、男性の育児参加の重要性や職場の理解力などが定着してきたことが窺える。②令和７年度は98.3%と高い取得率となり、目標を達成した。 【超過勤務の縮減】 令和７年度は目標（月100時間超え、3ヶ月連続80時間超えをともにゼロ）未達であった上に、Ｒ４年度以降、１人当たりの年間平均時間外勤務時間数等が毎年上昇している。そのため、超過勤務の縮減に向けた取組をさらに実施していくことが必要である。 【年次有給休暇の取得促進】 令和７年度は目標（①一人あたりの取得日数割合を付与日数の80%、②年5日以上取得する職員の割合を100%）に対し、①は全体で達成し、②は全体及び管理職ともに未達であった。管理職の平均取得日数や平均取得日数割合においては、上昇傾向ではあるが、全体の実績と比較すると下回っていることから、抱えている業務量や多様化する行政需要の対応等により取得しにくい環境になっていることが窺える。	B	継続	令和８年度から令和12年度までの特定事業主行動計画（第５期）を策定したため、新たな計画に基づいて男性職員の育児支援、超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進を行っていく。	職員課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
9	再掲	区職員の能力開発（研修）	キャリアアップ研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行う。	キャリアアップ研修を希望制で年１回実施した。 受講者数：12名	キャリアアップ研修の中で女性活躍推進の意識啓発を行うことができた。	B	継続	研修を通じて女性の就労における男女共同参画への理解促進が課題である。	職員課
10		創業支援事業	起業希望者に対して、関係機関や専門家等と連携し、起業に係る学習機会の提供、窓口相談の設置、事業活動に必要な経費の一部を助成するなど、起業希望者の状況に応じた支援を実施する。	平成16年度から起業家の育成を支援する「えどがわ起業家ゼミナール」を実施している。令和7年度は、基礎編6回、ステップアップ編6回の講座を実施した。	令和7年度の受講者数は45名であり、そのうち半数を超える26名は女性であった。	B	継続	SNSやチラシ配架等広報の強化に努め、支援制度の周知に努めていく。	経営支援課
11		女性の再就職支援セミナー	ハローワーク及び東京しごとセンターと共同で再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援する。	例年、子連れ参加やキッズスペース設置の実施により参加しやすい工夫をしながら開催している。	左記「令和7年度に実施した取組内容」のとおり、求職者への支援を行うことで、就職へ繋げることができた。 【実施実績】 ・R7:講座等参加者計139人（4回実施）	A	継続	現状：共催事業であり、毎年良好に実施できている。 企画はハローワーク及び東京しごとセンターが行っている。	地域振興課
12		就職面接会・就労支援セミナー	就職面接会を開催し、求職者が企業と直接面接できる機会を提供するとともに、就労支援セミナーにおいて、様々な方を対象に業種・職種の選び方、自己理解、面接対策に役立つセミナーを実施する。	〈共催セミナー・就職面接会〉 ハローワーク木場や東京都等と共催・後援で就職面接会やセミナーを開催。年齢別、女性向けなどに対応。	左記「令和7年度に実施した取組内容」のとおり、求職者への支援を行うことで、就職へ繋げることができた。 参加者実績：R7(1,028人)	A	継続	・取りこぼしが無いように様々な方を対象としたセミナーや就職面接会等を実施し、多くの方々に参加していただくことができ、就職につなげることができた。 ・女性の再就職のサポートとしてセミナーやWord ・Excel の基礎的な訓練を実施するなど、女性の活躍推進に貢献することができている。	地域振興課
13		ほっとワークえどがわ	ハローワーク木場と連携し、本庁舎内で年齢・性別に関係なく、仕事に関する相談・紹介を実施する。	就職を希望する地域住民に対して職業相談及び職業紹介を実施するとともに、各種相談を行い、住民の雇用促進を図った。	左記「令和7年度に実施した取組内容」のとおり、求職者への支援を行うことで、就職へ繋げることができた。 新規求職者数：R7（1,329人） 就職実績：Ｒ7(496人)	A	継続	引き続き江戸川区役所内での運営メリットを活かし、求職者のニーズに応じた効果的な就労支援を目指していく。	地域振興課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
14		ヤングほっとワークえどがわ	若年層に特化していた就労支援を全年齢対象に拡充し、キャリアカウンセラーが就職相談を実施する。また、これまで開設していた船堀ワークプラザ内のヤングほっとワークえどがわに加え、本庁舎でも相談窓口を設置する。	・若年者に特化した就労支援を行っていたものを、年齢制限を撤廃し、全年齢へと対象を拡大した。 ・生活相談員が個々のニーズに合わせて、自己理解からの目標の明確化、情報収集の仕方、職業適正診断、応募書類の書き方、面接対策のアドバイスや就職に必要なパソコンの個別指導を実施した。 ・登録者へのアフターフォローを実施した。	左記「令和7年度に実施した取組内容」のとおり、求職者への支援を行うことで、就職へ繋げることができた。 ・利用者実績：R7（908人） 就職実績：R７(79人)	A	継続	就労に不安を抱える方から、どのように就職に臨めばよいか等、就職に向けた事前準備、考え方、また就職に必要なスキルとしてパソコン指導を個別対応し、支援することができた。 ・アフターフォローの実施により、利用者の就労状況の把握が可能となった。 ・オンラインの就労カウンセリングを安定的に運用できる経験を蓄積してより拡充し、来庁を要しない低負担での就労支援の拡充が今後の課題。	地域振興課
15		公平な区職員の採用及び昇任選考の実施	男女差別なく区職員の採用及び昇任選考を行い、能力本位の人事制度を実施する。	【採用】 職員の採用にあたっては、男女問わず、同内容の選考を実施している。 【昇任選考】 平成29年度から各種昇任選考の試験当日に育児休業取得中であっても受験を可能にした。	【採用】 左記のとおり実施し、男女差別なく区職員の採用を行えている。 【昇任選考】 主任職昇任選考においては、申込者のうち申込時点で育児休業を取得していた者はR5年度6名、R6年度10名、R7年度13名と増加傾向にある。また、各昇任能力実証においても、係長級能力実証合格者に占める女性の割合はR4年度31%、R5年度40%、R6年度51%、R7年度50%と上昇傾向にあり、総括係長昇任能力実証合格者に占める女性の割合はR4年度より毎年50%となっている。	A	継続	昇任選考や能力実証の受験機会及び対象範囲は男女平等に設けられているため、昇任意欲の醸成や男女平等に働きやすい環境の構築が課題である。	職員課
16		区職員の人事配置における配慮	政策・方針決定過程において男女が平等に参画し、多様な意見が反映される環境を整えるため、男女差別なく優秀な人材を登用することを原則に、女性管理職の人数の増加を目指す。	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画から、以下の２点に取り組んだ。 ・女性職員に対してキャリアデザイン研修等を通して管理職への意識づけし、管理職選考の受験を促した。 ・多様な職務経験を付与できるよう、従来、男性中心であったポストに女性係長を配置した。	全管理職数に占める女性の割合はH29年度14%（74名中10名）、H30年度14%（79名中11名）、H31年度19%（79名中15名）、R2年度19%（78名中15名）、R3年度21%（78名中16名）、R4年度22%(76名中17名)、R5年度22%(76名中17名)、R6年度22%（89名中20名）R7年度24%（93名中23名）と横ばいで推移しているが、実人数としては増加している。	A	拡充	これまでの取組により、女性管理職の実人数は増加傾向ではあるが、割合は令和4年度より横ばいの状況にあるため、さらなる対策を講じる必要がある。	職員課

方向性④　事業者等による取組の促進

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
2	再掲	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	○男性向け家事参加促進講座（料理講座）を実施した。 ・参加者総数：計15名（1回実施）	・受講後アンケートでは、料理を始めとする家事に対する関心や理解について、「大変深まった」または「おおむね深まった」とした回答者が、全回答者の100.0%であった。 ・また、受講後アンケートで、「料理の基本がわかり嬉しい」「日常の料理を教えて頂けるとありがたい」「年に複数回の開催を希望します」等の回答があり、家事等に対する前向きな意識が認められる。	A	継続	・男性の家事等参加を促すために、引き続き受講後アンケートの結果において、「大変深まった」または「おおむね深まった」とする意識変容の回答が得られる啓発講座を実施していく。また、効果的な講座運営を行うために、定員や実施方法については広くニーズを踏まえて検討をしていく。	人権・男女共同参画推進センター
3	再掲	SDGsの達成に向け活動する企業への支援	多様な働き方の導入や女性活躍の促進などを指標として、経営活動のなかでSDGsの達成に向け取り組んでいる企業に対し事業資金として区内金融機関による低利・長期の融資をあっせんし、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行う。	SDGs活動企業（ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業）を支援するため、令和3年から「SDGs活動企業支援融資」を開始し継続実施した。事業用運転・設備資金を区内金融機関による低利・長期の融資をあっせんし、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行った。	融資実行実績： R3年度（1）、R4年度（2）、R5年度（1）、R6年度（8）、R7年度（6） 制度開始当初より コロナ禍 ⇒ 原材料費・人件費等の高騰 ⇒ トランプリスク・中東情勢不安 と中小事業者にとり、先の読めない厳しい状況が長期継続している。 そのような中でSDGsを意識したポジティブな資金需要は見込難い。 R6・7年度は、環境部の省エネ設備補助金との紐づけを行ったことにより実績を積むことができた。	B	継続	中小企業にとって、事業活動の源泉ともいえる資金融資であるため、経済状況に大きく左右される。 今後、景気の劇的な回復などにより、ポジティブな資金需要が高まるタイミングでPRを合わせていく。	経営支援課
4	再掲	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	令和７年度は社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件がなく、取組なし。	令和７年度は社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件がなく、取組なし。	D	継続	社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件が少なく、効果が限定的である。また、建設業界は比較的男性技術職員の多い職種であるため、評価点の獲得に至らない事業者もある。 今後の社会的要請型総合評価一般競争入札における評価の内容、点数配分について検討していく。	契約課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
16	再掲	区職員の人事配置における配慮	政策・方針決定過程において男女が平等に参画し、多様な意見が反映される環境を整えるため、男女差別なく優秀な人材を登用することを原則に、女性管理職の人数の増加を目指す。	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画から、以下の２点に取り組んだ。 ・女性職員に対してキャリアデザイン研修等を通して管理職への意識づけし、管理職選考の受験を促した。 ・多様な職務経験を付与できるよう、従来、男性中心であったポストに女性係長を配置した。	全管理職数に占める女性の割合はH29年度14%（74名中10名）、H30年度14%（79名中11名）、H31年度19%（79名中15名）、R2年度19%（78名中15名）、R3年度21%（78名中16名）、R4年度22%(76名中17名)、R5年度22%(76名中17名)、R6年度22%（89名中20名）R7年度24%（93名中23名）と横ばいで推移しているが、実人数としては増加している。	A	拡充	これまでの取組により、女性管理職の実人数は増加傾向ではあるが、割合は令和4年度より横ばいの状況にあるため、さらなる対策を講じる必要がある。	職員課
17		長期育児休業支援制度	国制度（２歳まで）を超える育児休業を取得できる体制を整えた企業とその取得者に対し、区が独自に補助を行うことで、待機児童数の減少を図るとともにワーク・ライフ・バランスの増進を図る。	２歳以降も育児休業を取得できる環境を整備した企業の認定及び育休者へ補助金の交付を行った。	＜令和7年度実績＞ 認定事業者件数：1社 育休取得者数：3名 新規認定事業者数が伸び悩み、育休取得者数も減少してきている	C	継続	制度自体が区内事業者の実態や希望に即していない可能性があり、令和9年度以降に向けて、内容を再検討していく必要がある。	子育て支援課

課題（２）ライフステージに応じたワーク･ライフ･バランスの支援
方向性①　多様な選択を可能とする育児･介護の支援基盤の整備

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小･見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
17	再掲	長期育児休業支援制度	国制度（２歳まで）を超える育児休業を取得できる体制を整えた企業とその取得者に対し、区が独自に補助を行うことで、待機児童数の減少を図るとともにワーク･ライフ･バランスの増進を図る。	２歳以降も育児休業を取得できる環境を整備した企業の認定及び育休者へ補助金の交付を行った。	＜令和7年度実績＞ 認定事業者件数：1社 育休取得者数：3名 新規認定事業者数が伸び悩み、育休取得者数も減少してきている	C	継続	制度自体が区内事業者の実態や希望に即していない可能性があり、令和9年度以降に向けて、内容を再検討していく必要がある。	子育て支援課
18		保育ママ	生後9週目から1歳未満の乳児を預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	令和６年度の第二子無償化から、さらに拡充し、東京都の施策に基づき、9月より保育料の第一子無償化を実施した。	第一子無償化により、各月の保育ママ利用者の定員に対する割合が、前年に比べて１%程度上がった。	B	継続	保育ママの配置に地域差がある。保育需要の多い地域、配置の少ない地域の保育ママ確保が引き続き課題となる。また、保育ママの総数も減少傾向にあり、人材確保が課題となる。	保育課
19		保育施設の定員拡大	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）の新設等を行い、多様な保育ニーズに対応する。	認可保育施設の新設等により、保育定員の拡大を行った。	･認可保育所7園（うち、1園は小規模保育事業、1園は事業所内保育所からの移行） ･小規模保育事業1園（事業所内保育所からの移行） ･認定こども園4園（幼稚園からの移行）	A	拡充	保育施設の増設等による保育定員の拡大等により、令和4年から4年連続で待機児童数はゼロとなっていたが、令和8年は保育所申込者数の増加に伴い0、1歳児に待機児童が発生したので、保育ニーズに対応していく必要がある。	子育て支援課
20		私立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園において、通常の教育時間の前後に在園児の預かり保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	私立幼稚園預かり保育事業に対する補助事業を実施している。	現状：区補助事業では、預かり保育を年間220日以上実施するなどの要件を定めており、区内36園ある私立幼稚園のうち、22園が実施している。それ以外の14園は、補助事業に該当しない預かり保育を実施している。	B	拡充	区補助事業に該当する園の拡大を図るため、それ以外の幼稚園に対する働きかけを行っていく。	子育て支援課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
21		延長保育	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）において、開所時間や利用時間を超えて延長保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	認可保育施設136園で実施。私立園については、区の補助事業を実施している。	現状：「実施した取組み内容」のとおり 課題：保護者の働き方の変化による、利用ニーズの変動	A	継続	ニーズ変動の動向を見据える	子育て支援課
21		延長保育	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）において、開所時間や利用時間を超えて延長保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	各園に通う保護者のニーズに合った延長保育を実施している。	区立保育園の延長保育を継続して実施してきた。働き方が多様化している中で、幅広いニーズに今後も対応していくことが必要である。	A	継続	今後も利用者ニーズの多様化が考えられるため、継続した延長保育枠の確保を担う。	保育課
22		一時保育 （私立保育園・ベビーシッター利用支援）	保護者の通院、冠婚葬祭や学校行事への出席、リフレッシュなどの場合に、就学前の子どもを一時的に保育することで、多様な保育ニーズに対応する。	【私立保育園】 私立保育園10園で実施。区の補助事業を実施している。令和7年度から、7園で月5回までの利用料無償化を実施 【ベビーシッター利用支援】 就学前の子どもの一時保育を必要とする保護者に対し、ベビーシッターを利用した場合の利用料の補助を行った。令和7年度から無償対象時間を16時間から50時間に、ひとり親家庭や障害児の年間利用上限時間を144時間から288時間に、障害要件を満たす場合は対象を小学6年生まで拡充した。	【私立保育園】 現状：事業実施園を拡充したいが、一時保育を実施するにあたっては、通常の保育にかかる保育士に加えて保育士を確保する必要がある。また、令和８年度から開始した誰でも通園制度とのニーズに合わせて検討していく必要がある 課題：上記保育士確保 【ベビーシッター利用支援】 実績（利用児童数） R3(119)、R4(874)、R5(1,343)、R6(1,697)、R7(2,306) ※R4.1.17より、事業開始	B	継続	【私立保育園】 一時保育を実施するにあたっては、通常の保育にかかる保育士に加えて保育士を確保する必要がある。また、令和８年度開始したこども誰でも通園制度との住み分けを双方のニーズに合わせて検討していく必要がある。 【ベビーシッター利用支援】 アンケート等を活用することで利用者のニーズを把握し、検討と改善を進める。また、引き続き区ホームページやチラシの配布により、事業の認知度拡大を図る。	子育て支援課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
23		緊急一時保育 （区立保育園）	保護者の入院など、緊急に保育が必要な子ども（１歳児～就学前）を預かることで、多様な保育ニーズに対応する。	継続的に緊急一時保育に対応した。	男性が積極的に育児のための休暇を取得し、緊急時についても保育が可能な機会が増えている傾向にある。ただ、急な入院等で子どもの預け先が必要なケースは多く、相談者の希望を可能な限り受け入れ保育園と調整していくことが必要である。	A	継続	今後も利用者ニーズの多様化が考えられるため、継続した緊急一時保育の確保を担うため保育園と連携していく。	保育課
24		子どもショートステイ	保護者が病気、就労、育児疲れ等により、子どもを一時的に保育できないときに、宿泊を伴った一時預かりを行い、多様な保育ニーズに対応する。 令和3年度からは、15時～22時までの間預かりを実施するトワイライトステイ事業を実施している。 令和7年度からは、休日の日中に宿泊を伴わない預かり事業を実施する休日デイサービスを実施している。	区内3施設と10の協力家庭で子どもショートステイ事業を実施。また、区内1施設で子どもトワイライトステイ事業を実施。また、区内1施設で休日デイサービス事業を実施。子どもショートステイ事業利用実績（2318日）、子どもトワイライトステイ事業利用実績（209日）、休日デイサービス事業利用実績（29日）。	育児疲れによるレスパイト利用など、虐待発生予防・未然防止にもつながっている。 更なる利用促進を図るため、令和５年度に利用上限日数の見直し、生活困窮世帯の利用料減免対象の拡大、減免後の利用料を見直した。 また、令和６年度にはわんぱく乳児院に専任職員を配置することにより、個に応じた対応が必要な児童の受け入れ態勢を整備し、柔軟かつ安定的な受け入れを推進した。	B	継続	毎年需要が増加しており、現在確保している受け入れ枠では対応しきれなくなりつつある。	相談課 （こども家庭センター）
25		ショートサポート保育 （区立幼稚園）	教育時間外の保育が必要な在園児を預かることで、一時的に保育に欠ける状況にある保護者を支援し、個人の状況にとらわれることなく区民生活の充実や男女共同参画の推進を図る。	保護者の就労や求職活動等により教育時間外に保育を必要とする在園児に対し、保育活動を行った。 ・利用実績：R3（1,460）、R4（1,398）、R5（1,703）、R6（1,228）R7（1,084）	保育を必要とする在園児の家庭が、他の保育施設を探す手間なく子どもを預けることができた。	B	拡充	園児数が減少しているため、利用者も減少しているが、利用上限（月12回）近くまで利用する保護者も少なからずいる状況がある。	学務課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
26		病児・病後児保育事業	病気の治療・回復期にあって集団生活が困難な子を医療機関等に敷設された専用スペースで一時的に預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	病気の治療・回復期にあって集団生活が困難な子を、医療機関等に敷設された専用スペースで一時的に保育を行った。実施施設には区で補助を実施した。	実績(利用人数) H30、(2,051)、H31（1,954）、R2（577）、R3(1,520)、R4(1,955)、R5(2,982)、R6（4,232）、R7（4,534）	B	継続	令和8年4月より船堀地区に実施施設を1施設追加、周知を図る。また、中央地区実施施設にて実施している送迎対応の周知を強化し、利用者数を拡大していく。	子育て支援課
28		ファミリーサポート事業	区民が育児支援を行う人（協力会員）と受けたい人（依頼会員）となり、会員組織化して子育て家庭を支援することで、多様な保育ニーズに対応する。	子育ての手助けが必要な依頼会員と子育ての手助けが可能な協力会員の双方をつなげるためのマッチング業務を実施。ファミリーサポート事業利用実績（3038回）、入会説明会実施（協力会員18回、依頼会員12回）、スキルアップ講習等実施（14回）。	依頼件数に対するマッチング率は全体で67.1%であり、概ね子育ての支援のニーズに応えることができている。 協力会員確保に向けて、あらゆる機会を捉えて周知を行う。	B	継続	地区ごとの協力会員の人数差。	相談課 （こども家庭センター）
29		すくすくスクール	放課後の学校施設を活用し、多くの大人との交流や様々な体験により、子ども達の豊かな人間性を育成するとともに学童クラブ機能を包含し、保護者の就労を支援する。 令和3年4月より、学童クラブの実施時間を19時までに延長した。	学童クラブの平日19時までの実施時間延長および、学校休業日の午前8時開所について、令和7年度も継続して実施した。	学校休業日の午前8時から8時30分に参加する1日あたりの児童数は、令和6年度は全校で2,277人だったが、令和7年度は2,491人だった。ニーズは増加傾向にあると考えられ、引き続き継続が必要と言える	A	継続	安定的に事業を継続するため、職員の人材確保を引き続きおこなっていく	教育推進課
30		子どもに関する総合相談	18歳未満の子どもに関するあらゆる相談を受け付ける	育児やしつけ、不登校、障害、非行など18歳未満の子どもに関するあらゆる相談を受け付けている。また、保護者の病気、死亡等の理由により家庭での生活が困難な場合や虐待に関する相談・通告に対応している。	新規相談件数はR4（626）、R5（564）、R6（796）、R7（1,150）と増加している。子どもに関する様々な相談について、電話や来所面談、家庭訪問等を通じて相談者に寄り添うとともに、関係機関と連携しながら丁寧な対応を努めている。	B	継続	様々な相談に適切な対応ができるよう専門職の配置を恒常的にする。また、各種研修受講等で更なるスキルアップを図っていく必要がある。	相談課 （こども家庭センター）

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
31		子育てひろば事業	親子（乳幼児）が自由に遊び、交流しながら、子育ての仲間づくりや情報交換を行い、育児環境を整える。	就学前の親子が自由に利用できる子育てひろばを設置し、相互の情報交換やイベントを通した交流に加え、専門指導員による子育て相談など、健全な子育て環境づくりを図っている。	実績（利用人数） H31（245,305）、R2（154,076）、R3（174,991）、R4（202,021）、 R5（245,489）、R6（245,556）、R7（269,609）	B	継続	地域の子育て世帯の相談拠点としての機能を高める。より身近に相談や交流を行う場として公園等を活用した出張ひろばを充実する。 必要に応じて専門職員や相談機関につなげることで、多くの子育て世代への支援の充実を進めていく。	子育て支援課
32		親子ひろば あいあい	乳幼児及び保護者に、幼稚園、家庭、地域がともにふれ合える場所を提供することにより、地域の活性化、暮らしの改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境の実現を図る。	幼稚園と地域の応援団が協力し、子育て支援を行った。 ・子育て・発達相談 ・園庭開放 ・親子スクール（親子体験教室、昔遊び、お話会） ・利用者実績：R3（923）、R4（1,330）、R5（1,642）、R6（1,489）、R7（1,349）	未就園児が遊ぶ場の提供と育児相談を受けて、育児を通して地域社会とつながりを持つ機会を設けた。	B	継続	本事業への参加者数は、コロナ禍で大幅に減少した後、回復してはいるが、コロナ禍以前（H31：10,133人）ほどには回復できていない。	学務課
33		地域共生社会構築の拠点 「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう身近な地域拠点として「なごみの家」を設置する。	子どもから高齢者まで分野を問わず相談を受け、専門機関と連携して支援を行った。また、誰でも気軽に立ち寄り交流できる場の提供や地域のネットワークづくりの支援として、「地域支援会議」を開催した。 　さらには区が主催する社会福祉法第106条の６に基づく「支援会議」（重層的支援体制整備事業において関係機関との情報共有について本人同意が得られないケース）に出席した。 相談件数：8,347件 来所者数：66,915人 地域支援会議開催数：９回 支援会議出席回数：２回	来所者数が前年度に比べ約１割増となった（令和６年度来所者数：60,414人）。 開設10年を超え、各所が地域住民、地域団体、企業、専門機関等とのつながりづくりを進め、地域共生社会構築の拠点としての取組みを推進してきた結果と考える。	A	継続	現状：複合的な課題や狭間のニーズを抱えている方へ、多機関協働による支援や居場所の機能を利用した伴走的な支援を行っている。また、地域支援会議で把握した「地域課題」と「何かやりたいという気持ちを持っている方」のコーディネートを行い、地域活動の支援を行っている。 課題：支援体制の整備と業務の標準化。	福祉推進課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
34		熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行う。	月に１度担当者会を開催し、定期的に情報共有や意見交換を行うことで、対応に係る質の平準化及び向上、業務効率化に取り組んでいる。また、前年度の運営について事業評価を実施。その内容について熟年相談室運営協議会にて報告を行い、第三者からの意見など聴取するなどして、運営に関するPDCAを実施している。	月に一度の担当者会議についてオンラインでの開催、資料の電子化を進めたことにより、移動時間やメール作成時間の短縮を行うことができた。事前に意見を募ることで質の平準化及び向上等図っている。また、事業評価について集計、改善点をセンターごとに示すことで次年度の目的を明確化し、更なる業務効率化や質の向上を図っている。	B	継続	業務負担が大きいこと、中堅職員の育成や個々のスキルアップとあわせて熟年相談室のサービスの平準化の推進が課題となっている。	介護保険課
35		多様な介護サービスの充実	相談窓口の充実や在宅介護サービス、施設介護サービス等の基盤整備を進めるとともに適切なサービス利用につなげることにより介護者の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図る。	【指導係】 地域密着型サービスの新規指定・変更・更新審査を適切に実施し、区内のサービス提供基盤の整備を進める 運営指導：既存の地域密着型サービス事業所に対して定期的な運営指導（実地指導）を実施し、適正な事業運営の確保と介護サービスの質の向上を図る 【相談窓口の充実】（相談係） 介護に係る相談を受け付け、必要なサービスを案内し利用につなげた。相談実績：相談者延人数7,991人、相談件数9,593件（介護ホットライン52件を含む）。 R7.12より相談係で行っている区独自事業について、ぴったりサービスからLogoフォームへと電子申請方法を変更し受付を行った。	【指導係】 区指定の事業所に対して、更新期間内の6年に1回の運営指導という目標は達成できた。 【相談窓口の充実】 介護に係る相談及び独自事業の案内・申請受付を通し、相談者や家族の安定した生活の維持を図ってきた。また、窓口・電話相談において区民の介護についての不安等の相談に寄り添い行ってきた。	B	継続	【指導係】 地域密着型サービス事業所の指定に際し、地域の介護ニーズや施設偏在への対応など、計画的な基盤整備の視点を強化する必要がある。 運営指導において指摘事項が繰り返される事業所に対し、より実効性のある改善指導の方法を検討する必要がある。 【相談窓口の充実】(相談係) 熟年相談室、健康サポートセンター、なごみの家等身近な場所に、高齢者の介護・悩み事についての相談窓口があることを、ホームページや広報、回覧板等を活用し幅広く周知していく。	介護保険課
36		介護者等を対象とした支援	団体や民間企業等との連携による支援や認知症サポーター養成講座を開催し、介護の方法や認知症に対する正しい理解を深める。	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目的に、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者である「認知症サポーター」を多数養成していった。 認知症サポーター養成講座開催数及び参加人数：107回／2,282名	認知症サポーター養成講座を通じて、多くの区民に認知症の正しい理解等を含めた普及啓発を推進していった。回数も100回を超え、普及啓発という目的としては相応の回数をこなすことができたと考える。人数が目標の3,000人に届かなかったが、幅広い年齢層、職種の方に参加いただいたことから一定の効果は得られている。	B	継続	令和6年１月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、令和7年3月には「東京都認知症施策推進計画」が策定された。それにより、高齢者や就労者だけでなく、小・中学生等の若年層も含めた幅広い年齢層に「新しい認知症観」に立った認知症の理解や普及啓発をより推進していく必要がある。	介護保険課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
37		介護者交流教室	在宅介護者に対し、介護保険制度・サービス等の周知や紹介、介護者の精神的負担・ストレス軽減、仲間づくり・リフレッシュを行う。専門職からのアドバイスや介護者同士の交流を通して介護の負担軽減を図る。	在宅介護者に対し、介護保険制度・サービス等について紹介していき、生活面・技術的な面について負担の軽減を図っていった。また、専門職からのアドバイスや介護者同士の交流を通して介護の負担軽減を図っていった。 介護者交流会開催実績及び参加人数：107回／931人	認知症、介護サービス、医療・健康に関する講習会、家族介護に関する悩みごとを語り合う交流会を実施。R6と比べ177名多く参加いただいた。認知症介護者、家族などへの対応として、認知症サポート医にも講師を依頼。また。介護離職防止等をテーマに設定し、介護休暇（休業）制度や適切な介護保険サービスの活用などについての情報提供や、消防署と連携した災害時の地域支援ネットワークの構築、普及啓発を行った。他警察署と連携し、高齢者を狙う詐欺についても普及啓発を図っている。	B	継続	介護による離職防止のための交流会を各熟年相談室で年１回開催を計画したが、参加者が働く世代の為集客に苦難した。だが、相談受付時に介護者への就労状況等の聞き取りや必要に応じて案内もしている。そのうえで、介護者同士の交流機会を増やすために、ケアマネジャーにも周知し、家族介護者にも伝わるよう周知する。	介護保険課
38		介護離職をなくそうプロジェクト！	介護休業などの制度の普及啓発・周知活動を区民や事業者に対して行いつつ、熟年相談室や区役所での介護相談を受け付け、必要な介護サービスの利用につなげることで、仕事と介護の両立を支援する。	R6年度をもって、事業主に対し雇用環境の整備や労働者に対する介護休業制度等の個別周知・意向確認が義務化されたことにより、事業としての講演会等の開催による周知・普及活動は終了した。 R7年度は窓口等で相談支援のみ行っている。	仕事と介護の両立に関する相談を受け、必要な支援やサービスを案内した。 相談係受付件数：6件（熟年相談室26件）	D	廃止	－	介護保険課
40		重症心身障害児（者）等在宅レスパイト	区と委託契約を締結した訪問看護ステーション等の看護師が、重症心身障害児（者）等の自宅に出向き、介護を行う家族に代わって一定時間の呼吸管理、栄養管理、排泄管理等の医療的ケア及び食事介助、排泄介助等を行うことにより、重症心身障害児（者）の健康保持及び介護を行う家族等の負担軽減を図る。	サービス申請の相談の際に、適宜オンライン申請の手法があること申請者やその保護者等に伝え、子育て中や就労中の方でも申請がしやすいようにした。令和７年7月より年間支援時間を288時間に拡大した。	令和7年度はオンラインイン申請の案内を更新申請のご案内に文章で追加したことにより、オンライン申請件数が令和6年度5件から令和7年度12件と利用が増えた。当事業の利用者数は84名と変わらないが、年間支援時間数を拡大したことにより実施件数が841件から1,219件と拡大した。	B	拡充	オンライン申請の周知の継続をすることにより、子育て中や就労中でも申請がしやすいようにしていく。	障害者福祉課

方向性②　子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
11	再掲	女性の再就職支援セミナー	ハローワーク及び東京しごとセンターと共同で再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援する。	例年、子連れ参加やキッズスペース設置の実施により参加しやすい工夫をしながら開催している。	左記「令和7年度に実施した取組内容」のとおり、求職者への支援を行うことで、就職へ繋げることができた。 【実施実績】 ・R7:講座等参加者計139人（4回実施）	A	継続	現状：共催事業であり、毎年良好に実施できている。 企画はハローワーク及び東京しごとセンターが行っている。	地域振興課
12	再掲	就職面接会・就労支援セミナー	就職面接会を開催し、求職者が企業と直接面接できる機会を提供するとともに、就労支援セミナーにおいて、様々な方を対象に業種・職種の選び方、自己理解、面接対策に役立つセミナーを実施する。	〈共催セミナー・就職面接会〉 ハローワーク木場や東京都等と共催・後援で就職面接会やセミナーを開催。年齢別、女性向けなどに対応。	左記「令和7年度に実施した取組内容」のとおり、求職者への支援を行うことで、就職へ繋げることができた。 参加者実績：R7(1,028人)	A	継続	・取りこぼしが無いように様々な方を対象としたセミナーや就職面接会等を実施し、多くの方々に参加していただくことができ、就職につなげることができた。 ・女性の再就職のサポートとしてセミナーやWord ・Excel の基礎的な訓練を実施するなど、女性の活躍推進に貢献することができている。	地域振興課
13	再掲	ほっとワークえどがわ	ハローワーク木場と連携し、本庁舎内で年齢・性別に関係なく、仕事に関する相談・紹介を実施する。	就職を希望する地域住民に対して職業相談及び職業紹介を実施するとともに、各種相談を行い、住民の雇用促進を図った。	左記「令和7年度に実施した取組内容」のとおり、求職者への支援を行うことで、就職へ繋げることができた。 新規求職者数：R7（1,329人） 就職実績：R７(496人)	A	継続	引き続き江戸川区役所内での運営メリットを活かし、求職者のニーズに応じた効果的な就労支援を目指していく。	地域振興課
14	再掲	ヤングほっとワークえどがわ	若年層に特化していた就労支援を全年齢対象に拡充し、キャリアカウンセラーが就職相談を実施する。また、これまで開設していた船堀ワークプラザ内のヤングほっとワークえどがわに加え、本庁舎でも相談窓口を設置する。	・若年者に特化した就労支援を行っていたものを、年齢制限を撤廃し、全年齢へと対象を拡大した。 ・生活相談員が個々のニーズに合わせて、自己理解からの目標の明確化、情報収集の仕方、職業適正診断、応募書類の書き方、面接対策のアドバイスや就職に必要なパソコンの個別指導を実施した。 ・登録者へのアフターフォローを実施した。	左記「令和7年度に実施した取組内容」のとおり、求職者への支援を行うことで、就職へ繋げることができた。 ・利用者実績：R7（908人） 就職実績：R７(79人)	A	継続	就労に不安を抱える方から、どのように就職に臨めばよいか等、就職に向けた事前準備、考え方、また就職に必要なスキルとしてパソコン指導を個別対応し、支援することができた。 ・アフターフォローの実施により、利用者の就労状況の把握が可能となった。 ・オンラインの就労カウンセリングを安定的に運用できる経験を蓄積してより拡充し、来庁を要しない低負担での就労支援の拡充が今後の課題。	地域振興課

重点目標２　男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち
課題（１）男女共同参画の理解促進と教育の充実
方向性①　男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	各所属からの依頼により、広報誌への掲載（2回）区ホームページ（53コンテンツ）SNSへの掲載（延べ18件）区民ニュース（1回）実施した。	各所属からの依頼に基づき、適切にホームページやＳＮＳへの掲載を実施した。	A	継続	引き続き、必要に応じて相談に乗るなど、適切に対応をしていく。	広報課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	○男女共同参画週間記念講演会や啓発展示の実施による啓発周知 ○ワーク・ライフ・バランス講座実施時の情報周知 ○SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信 ・目標：10回以上 ・実績：11回	・男女共同参画推進講座等については、令和６年度実績に比して、啓発事業運営期間が短かったため、実施回数の減少により、延べ1,613名から延べ1,338名へ20.6%減少したが、１講座当たりの参加者は、80.7名から102.9名へと27.5%増加しており、周知に一定の効果があったものと認められる。 ・令和６年度・7年度の同一期間比較においても、メールマガジン登録者数は99名から350名へと253.5%増、SNS登録者数は649名から741名へと14.2%増となっており、情報発信の効果が高まった。	A	継続	・講座等の参加者の年齢層に偏りがみられる。講座アンケートの回答者の年齢構成から、特に若年層に対するより一層の関心喚起が必要な状態にある。 　様々な広報媒体の活用により、引き続き全区民への情報発信を行い、特に若年層への訴求を高めていく。 ・SNSによる、各種啓発期間等に沿って情報発信を年10回以上行う。	人権・男女共同参画推進センター
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	農業委員会の改選に伴い、女性候補者を増加させるため、従来のJA東京スマイルに加えて、江戸川花卉園芸組合、江戸川区農業経営者クラブに推薦を依頼した。	改選結果は現状維持の1名となったが、各団体で次回の改選に向けて引き続き協力を依頼。女性の代表者がいれば、積極的に推薦することを合意した。	B	継続	農業委員会のみならず、各団体の女性リーダー支援を啓発する必要がある。	産業振興課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
41		男女共同参画に関する情報収集及び提供	国や都、各自治体等の男女共同参画に関する情報を収集及び提供し、男女共同参画の理解促進を図る。	○国や都が発行する啓発冊子、リーフレット、カード等を積極的に収集し、毎年11月中頃～12月中頃の各種啓発期間にちなんだ展示の際等に配布した。 ・啓発展示：令和7年11月18日～27日 ○人権・男女共同参画推進センターに各種啓発ポスターを掲示 ○SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信（11回）	・令和6年度末から令和7年度末にかけて、SNS登録者数は649名から741名へと14.2%増加し、より多くの区民の方への情報発信を行っている。 ・令和7年度における、SNSによる各種啓発期間等にちなむ情報発信について、年間表示総数は4,479回であった。	A	継続	○啓発展示等における啓発ポスターやリーフレット等の掲示や配布を継続する。 ○SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信を年10回以上行い、年間表示総数4,000回以上を維持するよう、発信内容や時期を工夫する。	人権・男女共同参画推進センター
42		男女共同参画に関する情報紙の発行	男女共同参画の視点を持った情報紙を発行し、男女共同参画の理解促進を図る。	○人権・男女共同参画情報誌「Colorful（カラフル）」 ・年間3号（各号3,500部）発行 No.12：特集「性の多様性」 No.13：特集「私と障害とあなたと」 No.14：特集「こども×人権×リスク」	講座等の参加者への配布や区内各施設等への配架を行っており、発行時にSNSにて周知している	A	継続	・発行にあたっては、区ホームページへのバックナンバー掲載を含めて、本情報誌の周知に努める。 ・施設への配置のみならず、講座実施時など、さまざまな機会を活用して既刊を配付する。	人権・男女共同参画推進センター
43		男女共同参画週間記念講演会	男女共同参画週間を記念する講演会を行い、男女共同参画の理解促進を図る。	○毎年6月の男女共同参画週間にちなみ、著名な方や区で活躍している方を講師に選定し、講演会を実施している。参加のハードルを下げるため、可能な限りオンライン同時配信・アーカイブ配信を併用している。 ・参加者総数：94名（講師：元競泳女子日本代表　伊藤華英氏）	・受講後アンケートでは、男女共同参画に対する関心や理解について、「大変深まった」または「おおむね深まった」とした回答者が、全回答者の75%であった。 ・また、受講後アンケートで、「人生の中で『夢や目標を持つこと』がとても大事だと思う」等の回答があり、男女共同参画においても重要な概念である「Well-being」についての意識が醸成されたことが認められる。	A	継続	・直接来場せずとも参加できるよう、可能な限り、オンライン同時配信及びアーカイブ配信を実施する。 ・受講後アンケートにおける、関心や理解が「大変深まった」または「おおむね深まった」とする回答者が全回答者の80.0%以上となることを目標に、講師やテーマ等を選定していく。 ・十分な周知期間を確保するとともに、区のあらゆる広報媒体を活用し、講師の保有するSNSアカウント等での広報を依頼する等して、幅広い層への周知を実施する。	人権・男女共同参画推進センター

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
44		幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・こどもの権利や多様性を認め、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。 ・行事等を通して掲示等でわかりやすく掲示したり普及活動を実施し、家族も含めてこどもの人権や権利を理解できるように努めた。 ・障害や発達に特性をもった当事者（こども）への理解促進が引き続きの取組課題。	・こどもの権利や多様性を認め、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。 ・行事等を通して掲示等でわかりやすく掲示したり普及活動を実施し、家族も含めてこどもの人権や権利を理解できるように努めた。 ・障害や発達に特性をもった当事者（こども）への理解促進が引き続きの取組課題。	B	継続	・こどもの大切な権利が守られ、社会の中で自分らしさを発揮しながら安心して楽しく生活していけるよう支援を実施する。 ・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例の周知及び理解促進を図る。 ・障害や発達に特性をもったこどもに、権利について理解できる取組を検討、実施する。	保育課
44		幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	各学校・園において、すべての教育活動をとおして人権教育を推進した。特に道徳の学習では男女平等、協働の態度を育てる学びを展開した。	小学校65校、中学校32校、幼稚園１園で人権教育を推進した。	A	継続	道徳を中心としたすべての教育活動において引き続き他者を尊重する教育を推進する。	教育指導課
45		人権尊重教育推進校	東京都教育委員会の指定を受けた学校において、２年間人権教育を充実させることであらゆる偏見や差別の解消を目指す。また、その取組の成果を他校に周知する。	令和７・８年度東京都教育委員会人権尊重教育推進校に指定された小松川第二中学校で、差別解消を目指した教育活動が展開された。具体的には、LGBTQ当事者の講話、道徳を要とした偏見・差別を自分事として捉え、その解消に向けた個々の取組を考える授業を実践した。	人権尊重に係る出前授業・教員研修を各年度平均２回、また年間35単位時間の道徳を行った。	A	継続	令和９・１０年度の指定校選定に向けた取組を進め、本事業を継続していく。	教育指導課
46		人権教育だより「しあわせ」の活用	教職員の人権意識の高揚を図るため、年３回人権教育だよりを発行し、男女共同参画を含めた様々な人権課題の啓発を行う。	「人権尊重教育推進校の取組」「同和教育」「平和教育」の実践を取り上げた人権教育だより「しあわせ」を３巻発行し、教職員に人権教育に関する啓発を行った。	11月、2月、３月に３号の人権教育だより「しあわせ」を発行し、教職員に周知した。	A	継続	年３回の発行を継続する。	教育指導課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
47		教職員研修の実施	年４回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	５月、６月、９月、２月の３回、教員向け研修を行い、人権教育の基本、同和教育、女性、性自認・性的指向についての人権課題を取り上げた。	年間４階の人権教育に係る教員研修を行った。	A	継続	年４回の教員研修を継続する。	教育指導課
48		SDGsを通じた男女共同参画の考え方などの周知	SDGsに関する情報を収集及び提供し、発行物等において男女共同参画の理解促進を図る。	SDGsシーズンの期間に開催するSDGsフェスにおいて、「SDGsえどがわ１０の行動」の行動３「家事や育児、介護に家族みんなで参加しよう」に該当する50の子育てプランのパネルを作成。江戸川区PRブースでの設置を行った。	SDGsフェスには約4,000人の集客がおこなわれ、様々な方にパネルを見てもらうことができた。	B	継続	SDGsシーズン・SDGsフェスを通して、様々な方がSDGsを通じた男女共同参画の考え方などに触れることができるようにホームページ等のイベント情報を充実させ集客を上げていきたい。	ともに生きるまち推進課

方向性②　男性にとっての男女共同参画の推進

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
2	再掲	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	○男性向け家事参加促進講座（料理講座）を実施した。 ・参加者総数：計15名（1回実施）	・受講後アンケートでは、料理を始めとする家事に対する関心や理解について、「大変深まった」または「おおむね深まった」とした回答者が、全回答者の100.0%であった。 ・また、受講後アンケートで、「料理の基本がわかり嬉しい」「日常の料理を教えて頂けるとありがたい」「年に複数回の開催を希望します」等の回答があり、家事等に対する前向きな意識が認められる。	A	継続	・男性の家事等参加を促すために、引き続き受講後アンケートの結果において、「大変深まった」または「おおむね深まった」とする意識変容の回答が得られる啓発講座を実施していく。また、効果的な講座運営を行うために、定員や実施方法については広くニーズを踏まえて検討をしていく。	人権・男女共同参画推進センター
44	再掲	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・こどもの権利や多様性を認め、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。 ・行事等を通して掲示等でわかりやすく掲示したり普及活動を実施し、家族も含めてこどもの人権や権利を理解できるように努めた。 ・障害や発達に特性をもった当事者（こども）への理解促進が引き続きの取組課題。	・こどもの権利や多様性を認め、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。 ・行事等を通して掲示等でわかりやすく掲示したり普及活動を実施し、家族も含めてこどもの人権や権利を理解できるように努めた。 ・障害や発達に特性をもった当事者（こども）への理解促進が引き続きの取組課題。	B	継続	・こどもの大切な権利が守られ、社会の中で自分らしさを発揮しながら安心して楽しく生活していけるよう支援を実施する。 ・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例の周知及び理解促進を図る。 ・障害や発達に特性をもったこどもに、権利について理解できる取組を検討、実施する。	保育課
44	再掲	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	各学校・園において、すべての教育活動をとおして人権教育を推進した。特に道徳の学習では男女平等、協働の態度を育てる学びを展開した。	小学校65校、中学校32校、幼稚園１園で人権教育を推進した。	A	継続	道徳を中心としたすべての教育活動において引き続き他者を尊重する教育を推進する。	教育指導課

方向性③　人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
44	再掲	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・こどもの権利や多様性を認め、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。 ・行事等を通して掲示等でわかりやすく掲示したり普及活動を実施し、家族も含めてこどもの人権や権利を理解できるように努めた。 ・障害や発達に特性をもった当事者（こども）への理解促進が引き続きの取組課題。	・こどもの権利や多様性を認め、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。 ・行事等を通して掲示等でわかりやすく掲示したり普及活動を実施し、家族も含めてこどもの人権や権利を理解できるように努めた。 ・障害や発達に特性をもった当事者（こども）への理解促進が引き続きの取組課題。	B	継続	・こどもの大切な権利が守られ、社会の中で自分らしさを発揮しながら安心して楽しく生活していけるよう支援を実施する。 ・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例の周知及び理解促進を図る。 ・障害や発達に特性をもったこどもに、権利について理解できる取組を検討、実施する。	保育課
44	再掲	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	各学校・園において、すべての教育活動をとおして人権教育を推進した。特に道徳の学習では男女平等、協働の態度を育てる学びを展開した。	小学校65校、中学校32校、幼稚園１園で人権教育を推進した。	A	継続	道徳を中心としたすべての教育活動において引き続き他者を尊重する教育を推進する。	教育指導課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
45	再掲	人権尊重教育推進校	東京都教育委員会の指定を受けた学校において、２年間人権教育を充実させることであらゆる偏見や差別の解消を目指す。また、その取組の成果を他校に周知する。	令和７・８年度東京都教育委員会人権尊重教育推進校に指定された小松川第二中学校で、差別解消を目指した教育活動が展開された。具体的には、LGBTQ当事者の講話、道徳を要とした偏見・差別を自分事として捉え、その解消に向けた個々の取組を考える授業を実践した。	人権尊重に係る出前授業・教員研修を各年度平均２回、また年間35単位時間の道徳を行った。	A	継続	令和９・１０年度の指定校選定に向けた取組を進め、本事業を継続していく。	教育指導課
46	再掲	人権教育だより「しあわせ」の活用	教職員の人権意識の高揚を図るため、年３回人権教育だよりを発行し、男女共同参画を含めた様々な人権課題の啓発を行う。	「人権尊重教育推進校の取組」「同和教育」「平和教育」の実践を取り上げた人権教育だより「しあわせ」を３巻発行し、教職員に人権教育に関する啓発を行った。	11月、2月、３月に３号の人権教育だより「しあわせ」を発行し、教職員に周知した。	A	継続	年３回の発行を継続する。	教育指導課
47	再掲	教職員研修の実施	年４回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	５月、６月、９月、２月の３回、教員向け研修を行い、人権教育の基本、同和教育、女性、性自認・性的指向についての人権課題を取り上げた。	年間４階の人権教育に係る教員研修を行った。	A	継続	年４回の教員研修を継続する。	教育指導課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
49		人権尊重意識の啓発	人権尊重意識の啓発に関する講演、イベントの実施、冊子の配布等とともに、関係機関と連携して必要な助言等を行う。	○イベント・展示 ・区民・職員向け人権週間行事「講演と映画のつどい」：参加総数358名 ・拉致問題啓発講演会「夢と絆を求めて～翻弄された運命の中で～」（講師：拉致被害者　蓮池薫氏）：参加総数466名 ・「人権週間」、「犯罪被害者週間」に合わせた、学校での人権擁護委員の啓発活動成果の展示・各相談機関リーフレット等の配布 ○広報えどがわへの啓発記事の掲載 　5/1号憲法週間、 5/15号多様な性にYESの日、6/1号人権擁護委員の日、6/15号世界難民の日、8/15号全国一斉「こどもの人権相談」強化週間、11/15号犯罪被害者週間、12/1号人権週間、12/1号北朝鮮人権侵害問題啓発週間 ○タワーホール船堀ライトアップ ・多様な性にYESの日レインボーライトアップ（5/17～5/23）、世界難民の日ブルーライトアップ（6/20）北朝鮮人権侵害問題啓発週間ブルーライトアップ（12/10～12/16） ○性的マイノリティ関係 ・同性パートナー関係申出書受領証の交付（H31.4.1～）：交付総数57組（R7年度末時点） ○職員対象eラーニングの実施 「多様な性を考える」の実施（R8.8）	○人権週間行事「講演と映画のつどい」 ・受講後アンケートでは、人権問題に対する関心や理解について、「大変深まった」または「おおむね深まった」とした回答者が、全回答者の97.7%であった。 ・また、受講後アンケートで、「『みんな平等』と意識的に行動していきます」「『認め合う生き方』が大事ですね」「とても大切で有意義だと考える」等の回答があり、人権意識が高められたことが認められる。 ○拉致問題啓発講演会 ・受講後アンケートでは、拉致問題に対する関心や理解について、「大変深まった」または「おおむね深まった」とした回答者が、全回答者の98.5%であった。 ・また、受講後アンケートで、「拉致と認められる人8人と拉致が疑われる大勢の人が全員帰ってきてほしい」等の回答があり、拉致問題に対する意識が高められたことが認められる。	A	継続	・毎年、広報えどがわの啓発記事の掲載に付随して、区Facebook、X（旧ツイッター）での情報発信を行い、啓発情報の受け手を増やす。 ・「講演と映画のつどい」について、時流に沿った人権課題の講師、テーマを検討する。また、SNS等を活用した広報を行い、参加総数300名以上を維持する。	人権・男女共同参画推進センター
51		性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身に付けさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図る。	すべての小・中学校で、体育、保健体育の学習を要として性教育を実施した。また、都から派遣された医師・助産師等を活用した授業を５中学校で実施した。	すべての児童・生徒が性に関する学習を通して、人権尊重、男女平等の精神について学ぶことができた。	A	継続	学習指導要領に則り、継続して性に関する学習に取り組んでいく。	教育指導課

方向性④　学校等における男女平等に関する教育・学習の推進

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
44	再掲	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・こどもの権利や多様性を認め、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。 ・行事等を通して掲示等でわかりやすく掲示したり普及活動を実施し、家族も含めてこどもの人権や権利を理解できるように努めた。 ・障害や発達に特性をもった当事者（こども）への理解促進が引き続きの取組課題。	・こどもの権利や多様性を認め、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。 ・行事等を通して掲示等でわかりやすく掲示したり普及活動を実施し、家族も含めてこどもの人権や権利を理解できるように努めた。 ・障害や発達に特性をもった当事者（こども）への理解促進が引き続きの取組課題。	B	継続	・こどもの大切な権利が守られ、社会の中で自分らしさを発揮しながら安心して楽しく生活していけるよう支援を実施する。 ・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例の周知及び理解促進を図る。 ・障害や発達に特性をもったこどもに、権利について理解できる取組を検討、実施する。	保育課
44	再掲	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	各学校・園において、すべての教育活動をとおして人権教育を推進した。特に道徳の学習では男女平等、協働の態度を育てる学びを展開した。	小学校65校、中学校32校、幼稚園１園で人権教育を推進した。	A	継続	道徳を中心としたすべての教育活動において引き続き他者を尊重する教育を推進する。	教育指導課
53		デートＤＶ防止講座	主に中学校・高校でのデートＤＶに関する啓発講座を実施する。 講座の中で、よりよい人間関係の築き方や男女平等の考え方、性別役割分担意識の払しょくについても啓発する。	○学校等へ講師を派遣し、デートDV防止講座を実施している。 ・参加者数計740名（区立中学校3校及び区内専門学校1校で実施）	・受講後アンケートでは、受講後の考えの変化の有無についての設問に対し、「変わったと思う」または「どちらかというと変わったと思う」とした回答者が、全回答者の90.3%であり、講座テーマの一つである「人と人とのより良い付き合い方」について理解が深まったものと認められる。 ・受講後アンケート（匿名）で、被害を受けていると回答した生徒がいたため、講座実施校への情報提供を行うことにより、支援者に向けての意識啓発も行った。	A	継続	・実施回数４回以上を目標に、各媒体での広報を展開していく。 ・受講後アンケートによると、被害経験のある参加者もいるため、講座と併せて相談窓口の案内を継続する必要がある。	人権・男女共同参画推進センター

課題（２）地域活動への男女共同参画による活性化
方向性①　地域活動における男女共同参画の推進

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
54		町会・自治会活動	誰もがそれぞれの立場で積極的に町会・自治会活動に参画できるよう支援する。	地域まつりや地域運動会等の地域活動について、地域の方々が活動に参加できるように連絡調整を行った。	性別による参加の障壁はなく、女性の活動の参加や役員への起用も見受けられる。	A	継続	若い世帯の加入率が低く、高齢の世帯が多くなっているため、今後も広く町会加入のPRが必要。 これまで実施した取組内容を続けていくとともに、町会・自治会のニーズに合った支援を行っていく。	地域振興課
55		アダプト制度の推進	「ボランティア立区」の実現を目指すため、緑や公園、水辺のボランティアに参加できるよう支援する。	チラシ、ポスター、ホームページやインスタグラムにより、新たにボランティアの募集を行った。また、ボランティアの育成を目的として講習会を実施した。	ボランティアの登録者数は、毎年増加している一方、高齢化により活動が縮小、休止する団体がいる。	B	継続	今後もボランティア活動に関わる新たな人材の発掘や育成に努めると共に、「みんなのこうえん」として身近な公園での清掃やコミュニティづくり等、地域活動に参画しやすくなるまちづくりを推進していく。	水とみどりの課
56		環境をよくする運動	各地区での様々な実践活動や、一斉美化運動などの全区的な取組を継続・浸透させていくことにより、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	各地区の様々な実践活動の支援や、一斉美化運動を継続して行った。環境をよくする絵画コンクールにおいては、R6年度にデジタル部門を新設し、インターネット上で応募できる環境を構築した。 また、環境をよくする星くず拾い大会を実施し、楽しみながら地域活動へ参画できる機会を提供した。 【美化運動（春・秋）参加人数】 R5：31,095人、R6：37,812人、R7：36,157人 【環境をよくする絵画コンクール】 R5：5,332件、R6：4,909件、R7：4,765件 【星くず拾い大会参加人数（回数）】 R6：118人（１回）、R7：157人（２回）	協議会活動では区内6地区ごとに、一斉美化運動やリサイクル活動、喫煙マナーアップキャンペーン、違法駐車迷惑駐輪防止活動、違法屋外広告物撤去活動など多岐にわたる活動を行っており、多くの区民が参加している。 また、小中学生を含むグループでの星くず拾い大会や、高校対抗での星くず拾い大会を実施することで男女問わず幅広い年代が環境をよくする運動に参加している。 令和６年度と令和７年度を比較すると、星くず拾い大会の実施回数が１回から２回に増え、参加者合計についても、118人から157人へ33%増加した。	A	継続	課題：一斉美化運動等の参加者が固定化傾向にある。 改善点：引き続き広報紙やSNS等、様々な広報媒体を活用し、全区民への情報発信を行い、参加者の増加につなげる。	環境課
57		安全・安心まちづくり運動	区民・企業・関係機関等が行う様々な活動を継続・発展させるための支援・行事等の企画を行い、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	町会等の地域団体によるパトロール活動への支援や防犯活動に取り組む地域団体に対して防犯カメラ設置補助を拡充して実施を通して、安全・安心なまちづくりを推進させた。	現在、パトロールを行う地域団体への物品支給や各種啓発行事の開催、防犯カメラ設置・維持管理支援など地域団体へ参画できる機会を提供した。	B	継続	安全・安心まちづくり運動の一環である防犯カメラ設置支援について、未設置地区に対して、設置推進していくか協議していく。	地域防犯防災課

方向性②　男女共同参画の視点による地域防災力の向上

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
59		地域防災訓練・避難所運営訓練	地域で開催する防災訓練や避難所運営訓練で、女性の視点を取り入れた訓練実施を働きかける。	避難所運営協議会などにおいて女性の視点を取り入れた訓練の実施などを働きかけた結果、授乳室・更衣室の設置やマンホールトイレの男女分け、女性専用スペースでの警備などについて協議が進んだ。避難所における女性に配慮すべき課題の解決を図っている。 また、女性に配慮した備蓄物資を避難所に配備した。	現在、避難所における女性に配慮すべき課題について避難所運営協議会などで協議を進めている。今後、訓練（授乳室・更衣室の設置訓練など）を行い、課題を洗い出していく。女性の視点を取り入れた避難所運営に配慮していく。	B	継続	生理用品の配付方法や洗濯など、まだ協議すべき課題はあり、男女別更衣室や授乳室等の配置について、今後も避難所運営協議会での協議を重ねていく。	地域防犯防災課
60		地域防災計画の改定・運用	事前の防災対策及び発災後の復旧・復興対策について、女性や男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画改定に取り組む。	江戸川区防災会議においては男女共同参画に基づき、令和4年度に江戸川区防災会議条例を改正を行い、委員の総数増を行った。令和7年度では、87名中20名が女性委員となった。	防災会議において、女性の参加を促進し男女共同参画の視点を取り入れる取組みが推進されている。	A	継続	防災対策において女性や男女共同参画の視点を取り入れる取組みは進行している。今後に関しては引き続きこの取組みを継続する事で「当たり前」の事を当たり前と捉えていく環境作りを構築する事が大事である。	防災危機管理課

重点目標３　男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち
課題（１）困難を抱えた人への支援
方向性①　ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
61		ひとり親家庭総合相談事業 【ひとり親相談室すずらん】	子育てや生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型の相談を行い、ひとり親家庭の多様なニーズに対応する。	ひとり親家庭の多様なニーズに対応するため、キャリアコンサルタント等の資格を持った相談員による総合相談窓口で相談対応をしている。就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援などの相談・支援業務に特化している。	相談延べ数：R7（628）	A	継続	就職後の継続支援	人権・男女共同参画推進センター
62		母子・父子自立支援員	母子・父子家庭の暮らしの問題や自立の援助の相談を実施する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、母子及び父子福祉資金の貸付や職業能力の向上及び求職活動等就業の相談・指導を行い、ひとり親家庭の自立に必要な支援を行った。	相談件数：R7（2,488）	A	継続	大学無償化制度など高校・大学の無償化制度など、母子・父子家庭の支援に必要とされる包括的な事業案内及び相談・指導を行う必要がある。	人権・男女共同参画推進センター
63		ひとり親家庭ホームヘルプサービス	義務教育終了前の子どもを養育しているひとり親家庭で、病気や就職活動により一時的に家事や保育ができない場合に、ホームヘルパーを派遣する。	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間、ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要な援助を行うための取り組みを実施。	登録世帯：R7（9） 利用日数：R6（4） 利用時間：R6（24）	B	縮小・見直し	手続きの利便性の向上と支援を維持するに必要な事業者の確保。	人権・男女共同参画推進センター

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
64		母子生活支援施設	経済的困窮など様々な課題を抱える母子を施設に入所させ、自立に向けた支援を行う。	【支援】 母子世帯の自立促進のため、就労・生活・子育て等の相談・助言を行い、精神の安定と経済的な自立に向けた支援を行った。 また、子どもの健全育成を図るために、学習指導、生活指導、行事等を実施した。 【施設】 母子世帯が安心して暮らせるよう設備の維持修繕を行った。支援が必要な母子世帯に施設の情報が届くよう、母子世帯等を支援するエッセンシャルワーカー向けに施設説明を行った。	入所世帯数 区内：R7(6世帯) 広域：R7(1世帯) ※3月31日現在	A	継続	【支援】 課題：DV被害や児童虐待など母子世帯を取り巻く課題が複雑化してきている。社会状況の変化に対応した支援が求められている。 様々な困難な課題を持つ母子世帯を支援していくため、関係機関と情報共有し支援方針について連携していく。チラシ等を関係機関に配布し、施設の周知に努める。 【施設】 施設の老朽化はじめ、多様化するニーズに対応できる設備と機能強化が必要である。区の公共施設の再編整備と合わせ、多様化するニーズへの対応に必要な機能強化の方策を検討していく。	人権・男女共同参画推進センター 児童家庭課
65		児童扶養手当 児童育成手当 ひとり親家庭等医療費助成	離婚・死亡・遺棄などの理由で、父親又は母親と生計を同じくしていないひとり親世帯等に手当の支給および医療費の助成をすることで、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図る。	ひとり親世帯等に児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成を支給。	年度末時点の受給者は以下の通り。 【児童扶養手当】R7（3,917） 【児童育成手当】R7（5,550） 【ひとり親家庭等医療費助成】R7（3,656）	A	継続	ひとり親家庭等の手当を支給する部門として、ひとり親家庭が抱える課題に対し手当以外の必要な支援に繋げるよう、ひとり親相談室への案内を継続していく。	児童家庭課
66		母子福祉生活一時資金	母子世帯が、災害や疾病等により緊急に資金を要する時に、15万円を上限に貸付を行う。	母子家庭の方で生活資金が一時不足する場合に、生活一時資金を貸し付け、その生活の安定を図った。	貸付件数：R7（7）	A	継続	相談者に対する生活収支の策定・見直し等の支援が必要。生活収支を見直したうえで貯蓄できるよう、必要に応じてひとり親相談室すずらんやくらしごと相談室の支援につなぐ。	人権・男女共同参画推進センター

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
67		ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父が、保育士などの資格をとるために6か月以上の養成機関に修学する際に、給付金を支給する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、看護師等の資格を取得するための養成機関での修業中の期間について、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等を支給することにより、修業期間中の生活の安定及び資格の取得を支援し、母子家庭又は父子家庭の経済的自立の促進を図った。	給付件数：R7（14）	A	継続	給付金を支給するだけではなく、資格取得から就職・収入の安定まで継続して支援できる体制の構築。	人権・男女共同参画推進センター
68		ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母又は父が、指定された能力開発の講座を受講する際に、受講費用の一部を修了後に支給する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金を支給することにより、職業経験が乏しく技能も十分でないひとり親家庭の母等の就業を、より円滑にするための主体的な能力開発を支援することで、経済的自立の促進を図った。	給付件数：R7（15）	A	継続	給付金を支給するだけではなく、資格取得から就職・収入の安定まで継続して支援できる体制の構築。	人権・男女共同参画推進センター
69		ひとり親家庭民間賃貸住宅家賃助成	老朽化等により賃貸住宅からの立ち退きを求められているひとり親世帯に対し、転居後の家賃の一部を助成する。	民間の賃貸住宅に居住し、やむを得ず転居を求められたひとり親家庭等に対して、転居後の家賃等を助成することにより、住まいの安定を図った。	給付件数：R7（1）	A	継続	対象者が限られている。周知不足の解消。	人権・男女共同参画推進センター
71		助成・奨学金制度の周知	国、都による教育費の支援制度の拡充を受け、新規募集は平成30年度をもって終了し、奨学生への貸付は令和3年度をもって終了となった。今後は、国、都、他機関の助成・奨学金制度について、広く周知していく。	区内の中学３年生に対し、国、都、他機関の助成・奨学金制度について記載したリーフレットを配布した。	リーフレットを見て問い合わせする区民も多く、支援制度の周知に役立っていると言える。	A	継続	封入や仕訳などの単純作業が多く時間が多くかかる	教育推進課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
72		入学資金の融資あっせん	私立の高校及び大学等への入学に必要な資金に困窮している者を対象に、入学資金の融資をあっせんし、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	融資あっせんの案内を区立中学校・公共施設・各信金窓口へ送付し、区民へ広く周知。 融資が決定した方については、保証保険料及び利子補給金の交付を実行。 【令和７年度実績】 あっせん件数：82件 融資実行件数：41件（前年度より１件増）	前年度と比較しあっせん件数が13件、融資実行件数が１件増え、区民への周知が進んできたと言える。	A	継続	あっせん、実行件数の増加のために今後も周知を続けていく。	教育推進課
73		木全・手嶋育英資金の給付	経済的な理由で大学への修学が困難な成績優秀者に対し、育英資金を支給し、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	奨学生（前期分18万円×12名・後期分17万円×12名）に対し修学金472万円を支給し、また新規採用者2名に対し入学資金を40万円支給した。	令和７年度中に日本学生支援機構の支給により辞退者が発生するなど、申込者を含む支給希望者が含めて減少しているといえる。	A	縮小・見直し	新規募集は令和7年度をもって終了。現在採用している奨学生は、正規の修業年限にて支給する。	教育推進課
R3-2		みんなの就労センターの支援	年齢、性別、障害の有無、就労ブランク等に関わらず、働く意欲のある人に対し、就労の場を確保し、提供するセンターへの支援	【相談】 働く意欲はあるものの、就労に結びついていない方に対して職業相談を実施。 【就労機会の提供】 職業紹介事業、労働者派遣事業、請負事業により就労機会を提供。 【就労の場の創出】 新たな就労の場確保のため、みんなの就労センター自主事業としてビール販売を開始。就労困難者を雇用し、サーブ業務や接客業務に従事することで、実践的な就労経験を積む機会を提供した。	«会員数»679名 «就労者数»160名 «出店回数»14回 «雇用者数»17人	B	継続	区民への周知活動が不十分。ホームページやチラシ、自主事業での広報活動に注力し、周知活動を強化する。 江戸川区や区内関連事業者との更なる連携強化が必要。関連部署等へ説明を改めて行い、理解増進を図る。 就労困難者の社会へ踏み出す一歩を支えるため、請負事業や自主事業による短時間就労の場を増やす。	福祉推進課

方向性②　複合的な困難を抱えた人の生活支援

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
33	再掲	地域共生社会構築の拠点 「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう身近な地域拠点として「なごみの家」を設置する。	子どもから高齢者まで分野を問わず相談を受け、専門機関と連携して支援を行った。また、誰でも気軽に立ち寄り交流できる場の提供や地域のネットワークづくりの支援として、「地域支援会議」を開催した。 　さらには区が主催する社会福祉法第106条の６に基づく「支援会議」（重層的支援体制整備事業において関係機関との情報共有について本人同意が得られないケース）に出席した。 相談件数：8,347件 来所者数：66,915人 地域支援会議開催数：９回 支援会議出席回数：２回	来所者数が前年度に比べ約１割増となった（令和６年度来所者数：60,414人）。 開設10年を超え、各所が地域住民、地域団体、企業、専門機関等とのつながりづくりを進め、地域共生社会構築の拠点としての取組みを推進してきた結果と考える。	A	継続	現状：複合的な課題や狭間のニーズを抱えている方へ、多機関協働による支援や居場所の機能を利用した伴走的な支援を行っている。また、地域支援会議で把握した「地域課題」と「何かやりたいという気持ちを持っている方」のコーディネートを行い、地域活動の支援を行っている。 課題：支援体制の整備と業務の標準化。	福祉推進課
34	再掲	熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行う。	月に１度担当者会を開催し、定期的に情報共有や意見交換を行うことで、対応に係る質の平準化及び向上、業務効率化に取り組んでいる。また、前年度の運営について事業評価を実施。その内容について熟年相談室運営協議会にて報告を行い、第三者からの意見など聴取するなどして、運営に関するPDCAを実施している。	月に一度の担当者会議についてオンラインでの開催、資料の電子化を進めたことにより、移動時間やメール作成時間の短縮を行うことができた。事前に意見を募ることで質の平準化及び向上等図っている。また、事業評価について集計、改善点をセンターごとに示すことで次年度の目的を明確化し、更なる業務効率化や質の向上を図っている。	B	継続	業務負担が大きいこと、中堅職員の育成や個々のスキルアップとあわせて熟年相談室のサービスの平準化の推進が課題となっている。	介護保険課
74		人権擁護委員、行政相談委員との連携強化	各委員を通じて、区民からの行政機関に対する苦情や人権侵犯問題等に関する相談に応じ、必要な助言や関係機関への通知を行う。	○行政相談員は国の行政機関に対する要望・苦情などの相談を、人権擁護委員は様々な人権問題について相談に応じ、必要な助言や関係機関への通知を行っている。※グリーンパレス区民相談室以外でも相談に対応している。 ○グリーンパレス区民相談室 【行政相談実績】 令和7年度12件 【人権相談実績】 令和7年度1件	相談内容に応じて必要な助言や関係機関（行政評価事務所、東京法務局）との連携を行っている。	A	継続	引き続き、関係機関と連携して行政相談、人権相談を実施していく。	総務課 人権・男女共同参画推進センター

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
75		生活一時資金貸付	一時的に生活資金が不足した方に対し、低金利で貸付を行うことにより、生活の維持や再建を図る。	相談者一人ひとり個別に相談を受け、貸付を実施。また、相談者の生活状況に応じた部署への案内も行った。	左記「令和7年度に実施した取組内容」のとおり、個々の状況に応じた対応を行うことで、相談者の生活の維持や再建を図ることができた。 貸付実績（件数）：R7（19）	A	継続	引き続き相談者個々の状況に応じた案内を行いながら貸付を実施し、生活の維持や再建を図る。	地域振興課
76		母子保健措置医療給付	未熟児養育医療、障害のある児童への育成医療給付を行う。	未熟児の新生児に必要な医療の給付を行う。 ・養育医療給付人数：H29（132）、H30（133）、H31（116）、R2（103）、R3（117）、R4（122）、R5（106）、R6（125）、R7（123） 身体障害のある18歳未満の児童に対し生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。 ・育成医療利用件数：H29（155）、H30（154）、H31（219）、R2（190）、R3（148）、R4（90）、R5（80）、R6（67）、R7（56）	申請（審査あり）に基づき、電子申請も導入し、未熟児の新生児及び障害のある児童への育成医療に必要な医療給付を行った。	A	継続	申請（審査あり）に基づき、必要な医療給付を行っているため、引き続き、必要な医療の機会を提供していく。	健康サービス課（健康サポートセンター）
77		大人のなんでも相談	夫婦・親子の問題の解決に向け、相談の内容に応じて適切な窓口を紹介する。法的な判断を必要とする問題については、弁護士が助言や情報提供を行う。	相談内容に応じて関係機関を紹介するなど的確に対応し、問題解決に向けた支援を行った。 法的な助言や情報提供が必要な問題については、弁護士による法律相談を案内した。	R7相談実績：大人のなんでも相談（2,479）、法律相談（342） ※法律相談のうち11件はオンライン法律相談	A	継続	離婚相談に関しては、利益相反となる両当事者から同時に依頼があった場合、同一の弁護士が担当しないよう調整する必要がある。 併せて、相談員間で対応の質の差異が生じないよう注意を継続する。	人権・男女共同参画推進センター

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
78		次世代育成支援事業	子どもの不登校等に悩む生活困窮家庭等を支援することで、子どもの学習・進学を後押しする。保護者の経済状況に左右されることなく将来に向けて生活の安定を図る。	不登校やひきこもりの状態にある児童生徒や高校進学を控えた生徒とその保護者を対象に、支援チームによる日常生活支援、学習支援を行い、不登校・ひきこもりの改善、進学への動機づけ、学力向上を図り、将来の自立へつなげた。	本取組は学習上の課題を抱える子どもを対象としているが、生活援護各課では中高生全体を対象とする支援プログラムを実施している。 中学生を対象とする「高校進学プログラム」では、学習環境支援整備費（塾代）や進路アドバイスなど、個々の状況に合った支援を行い、中学3年生122名のうち115名が高等学校へ進学した。 「高校生に対する進路支援プログラム」では、塾代や大学等の受験料の支給などを行う自立促進事業の利用推進や 「大学・専門学校への進学支援ガイダンス」への参加周知など課全体で積極的に支援を行い、大学等への進学率は44.7%となった。	A	継続	各年度における対象世帯の状況によって進学率が変動するため、一定の進学率を維持することは不可能である。特に高校生については、就職者も存在するため、進学率に結びつかない状況がある。子どもたちの自立に資するよう、本人の希望に寄り添った支援を継続していく。	生活援護第一課 生活援護第二課 生活援護第三課
79		若者きずな塾	社会に一歩を踏み出せない35歳以下の若者に対し、安心できる居場所を提供しつつ、就職や社会生活に必要なコミュニケーションスキルを身につけられるよう支援する。	月４回（初めての方限定の会を含む）開催し、コミュニケーションスキルの向上、就職に必要なスキルや心構えの習得を目的とし、講義やグループワークなどを実施。	左記「令和7年度に実施した取組内容」のとおり、定期的なセミナー開催を行うことで、参加者のコミュニケーションスキルの向上や就職へ向けた自己理解、就労への活動を促進できた。 参加実績（延べ）：R7（256人） 新規登録者：R7（48人） 就職実績：R7(7人)	A	継続	・アンケートの結果より、多くの参加者から「自分を見つめ直す事が出来た」や「小さな成功体験を大切にしていこうと思った」などの声が上がっており、就職決定した参加者もいたため、多くの参加者の就職活動に寄与できたと考える。 ・毎回参加者に記入してもらうアンケートの集計結果より、参加者が求めているテーマ等を把握し、状況に合わせて開催することができた。	地域振興課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
80		地域支援ネットワーク	熟年相談室（地域包括支援センター）、民生・児童委員、区の連携により、協力団体・事業所、区民の方々からの通報に迅速に対応する体制をとることにより、男女問わず高齢者が住み慣れた地域で安心安全に生活できるよう支援する。	・情報共有・連携強化を目的とした会議を年一回実施した。 ・各協力事業者・団体における取り組みの情報共有及び意見交換をテーマにグループワークを行い、各団体との情報交換の場となった。 ・協力団体等からの通報に対応し、必要に応じて安否確認を行った。 緊急安否確認：令和7年度68件	・令和６年度と令和７年度の出席団体数を比較すると、ほぼ横ばいであり参加率は変わらなかった。 ・今年度よりグループワーク方式を取り入れたところ、97%の方が「参考になった」と回答している。他の団体の活動内容などを知れてよかったなど好意的な意見を多くいただいている。	A	継続	・関係機関との連携強化や、協力団体を増やしていくことなどにより、ネットワークを一層充実・強化していく。	福祉推進課
81		地域見守り名簿の活用	地域見守り名簿を希望する町会・自治会やなごみの家、消防署などに提供し、平常時からの見守りに活用する。	・各消防署・希望する町会・自治会及び各なごみの家へ名簿の提供を行った。	居住地域の町会が名簿を希望せず、なごみの家が近くにない場合は、日常的な見守りができていない現状がある。	A	縮小・見直し	令和8年度以降の名簿の在り方について。 各消防署へは避難行動要支援者名簿の提供に切替。	福祉推進課
82		家庭廃棄物の戸別訪問収集	高齢者・障害者で家庭廃棄物を集積所へ出すことが困難な方を対象に実施する。	自らごみ又は資源を集積所に出すことが困難な熟年者世帯等に対して、ごみ又は資源を戸別収集することによって、日常生活の負担を軽減し、在宅生活の支援を行った。 【件数】 令和8年度：1538、令和７年度：1499、 令和６年度：1417、令和５年：1,354、 令和４年：1,326、令和３年：1,262、 令和２年：1,087、令和元年：1,101、 平成30年：1,015、平成29年：1,031	高齢者・障害者で家庭廃棄物を集積所へ出すことが困難な世帯は年々増加しており、令和7年度は前年度比で約6%増であった。ごみの収集は区民生活の安定確保に不可欠な行政サービスであり、熟年者や障害者に対しても欠けることなく実施する必要がある。また、在宅生活の支援という視点においても有用である。	A	継続	制度を知らずに支援に繋がっていない世帯に対し、どのように周知を図っていくかが課題である。ごみの出し方の冊子を配布するなど制度の周知を行う。	清掃課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
83		住まいの改造助成	介護を必要とする熟年者等が車いすなどを使用して暮らしやすいよう住まいを改造する場合、その費用を助成する。	介護を必要とする高齢者の方などが車いすなどを使用して暮らしやすいよう住まいを改造する場合、その費用の助成。	・令和６年度と令和７年度を比較すると、住まいの改造助成件数は159件から188件へ18.2%増加。助成金額は28,084,736円から38,723,789円に増加しており、一件あたりの助成金額は113,740円から205,977円と倍近く増加している。 高齢者人口の増加により、改修工事の需要が増加していることに加えて、階段昇降機等の大規模な工事の需要が増加していると考えられる。（介護） ・申請者に必要な改修を本人や家族、ケアマネジャー等や施工業者とともに検討し、安全な居宅生活が送れるように支援を行っている。 助成決定実績：9件（障害）	A	縮小・見直し	高齢者人口の増加とともに、事業の歳出も増加していく見込みとなっている。事業を持続可能なものとし、継続的な支援を可能とするために、助成割合と助成対象の見直しを行う。	介護保険課 障害者福祉課
84		社会的養護自立支援 （退所後支援）	施設や里親等を退所する児童等に対し、支援計画の作成や相談支援、相互交流の場や居場所の提供により、自立へ向けた支援を行う。	施設等への訪問や面談・電話・メール等での相談支援を行う（アウトリーチ）業務の委託を行った。 これまで公的支援につながらなかった者や施設退所者（予定者を含む。）等を対象に、相談支援や相互交流、居場所の提供を行う事業者に事業費補助を行った。	児童が入所している施設等は、都内に限らず近隣県にも存在しているため、アウトリーチによる伴走型事業を行うことで必要な支援につながり、自立後の社会からの孤立を防ぐ取組となっている。 区内の拠点事業所は、家族や友人関係に悩み、不登校になったり自傷行為に及んだりしてしまう児童等の「困ったときの拠り所」として機能している。 相談支援R6:209件　R7:235件	B	継続	施設等からの退所後のサポートは、施設側が担う部分もあるが、社会的養護自立支援拠点事業所も相談や支援計画の作成等を行うことで、対象者にあわせた支援へとつなげ、自立の失敗を少しでも減らしていくことが必要である。また、これまで公的支援につながらなかった者等が気軽に相談や交流ができる場を提供し、適切な支援へつなげていくことが必要である。今後は、支援を受けた児童の経過を見つつ事業の評価をしていく必要がある。	児童相談所 援助課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
R７-1		ハラスメント相談支援	ハラスメントの相談先が分からず悩んでいる区民から相談内容を伺い、適切な支援先を案内する。	相談内容に応じて関係機関を紹介するなど的確に対応し、問題解決に向けた支援を行った。 法的な助言や情報提供が必要な問題については、弁護士による法律相談を案内した。 併せて、区ホームページに各種ハラスメント等の相談窓口を掲載した。	・R7相談実績：52件 ・R7相談窓口案内ページ閲覧数：1,433回	A	継続	・カスタマー・ハラスメントを始めとした各種ハラスメントについて、国や東京都等の取組や相談窓口の情報収集を行い、状況に応じて速やかに区ホームページを更新する等、最新情報について案内可能な状態を維持する。 ・区ホームページ年間閲覧数1,500回以上を目標に、区公式SNS等での情報発信を行う。 ・その他の周知方法についても適宜検討していく。	人権・男女共同参画推進センター
R７-2		児童虐待相談対応	全ての子どもが等しく持つ「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を保証するため、子どもの最善の利益を優先した相談援助を行う。	○児童虐待相談（身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待）の対応 ○虐待対応に係る職員研修の実施 ○令和７年度に対応相談支援システム（タブレットを使用して家庭訪問等の外出時でも対応記録等を作成し、リアルタイムで所内の職員に共有することができるシステム）の導入 ○関係機関との連携	・令和７年度は1,863件の児童虐待相談（身体的虐待：488件、ネグレクト：294件、心理的虐待：1,058件、性的虐待：23件）を受け付け、関係機関と連携し、相談援助を行った。 ・令和７年度に対応支援システムを導入し、より効率的かつ迅速に対応した。	A	継続	・児童相談対応における専門性蓄積のため、職員育成に注力していく。 ・引き続き関係機関と連携し、当事者に寄り添った相談援助を行う。	援助課
R７-3		発達特性を持つ子のための親子支援事業	発達特性をもつ幼児期から思春期の子どもへの関り方を学ぶプログラムを行う。	①ペアレントトレーニング（親子支援） ②ペアレントトレーニング（保護者支援） ③保護者支援講座 ・実績（実施回数） ①6回、②9回、③9回	・令和6年度の各事業参加者①59名、②26名、③54名、令和7年度は①47名（12名減）、②39名（13名増）、③49名（5名減）であった。 ・保護者アンケートの結果より、子どもに対する具体的な関わり方をロールプレイ等を通じ学んだことで、対応方法がわかりやすく理解できた等の回答が多く、満足度は高かった。児童虐待の再発及び発生予防に寄与し、一定の効果をあげていると考えられる。	A	継続	・より区民ニーズに合わせた開催回数、内容を検討していく。 ・令和8年度は相談課支援係へ事業移管し、親子関係形成支援事業として実施していく。	援助課

課題（２）生涯を通じた健康支援
方向性①　妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
8	再掲	ハローベビー教室	初妊婦及びその配偶者等を対象に、妊娠・出産についての知識や心構え、出産準備や赤ちゃんのお世話方法などについての講座を行う。	・平日コースと休日コース（どちらも１日制）を用意。就労妊婦やその夫（パートナー）が参加しやすいように、休日コースを回数多く用意した。 ・専門職による講義、育児体験や妊婦体験等を通し、親自身の自覚を高める内容を実施。	・参加者実績： R5（3169）、R6(3,163)、R7(2,741) ＊R7年度は平日コースが2日制から1日制になったため、参加者延べ数が減少している。	A	継続	開催曜日や時間帯を偏り無い様に調整したことで、平日コース、休日コースともに若干ではあるが参加者数が増加した。今後も平日コースと休日コースの申し込み状況をみながら、開催曜日や時間帯を調整していく必要がある。	健康サービス課（健康サポートセンター）
51	再掲	性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身に付けさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図る。	すべての小・中学校で、体育、保健体育の学習を要として性教育を実施した。また、都から派遣された医師・助産師等を活用した授業を５中学校で実施した。	すべての児童・生徒が性に関する学習を通して、人権尊重、男女平等の精神について学ぶことができた。	A	継続	学習指導要領に則り、継続して性に関する学習に取り組んでいく。	教育指導課
85		リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発を行う。	○リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する啓発講座を実施している。参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。R7年度からは、可能な限りアーカイブ配信を行っている。 ・実施実績 R4：講座参加者計105名（5回実施）、SNS年間表示総数計230回 R5：講座参加者計182名（4回実施）、SNS年間表示総数計2,035回 R6：講座参加者計124名（2回実施）、SNS年間表示総数計3,025回 R7：講座参加総数87名（1回実施）、SNS年間表示総数計1,294回 ※上記の取組は業務委託により実施しているが、令和7年度においては、委託先事業者との調整により年度当初からは講座等を実施していないため、実施回数等が前年よりも減少している。	・受講後アンケートでは、男女共同参画に対する関心や理解について、「大変深まった」または「おおむね深まった」とした回答者が、全回答者の90.0%であった。 ・また、受講後アンケートで、「子供たちにどう伝えるかなど参考になる事を勉強させて頂きました」等の回答があり、リプロダクティブ・ライツ等についての意識が醸成されたことが認められる。	A	継続	・啓発講座については、可能な限りオンライン同時配信やアーカイブ配信等を実施する。 ・特に若年層への働き掛けが重要なテーマであるため、若年層への効果的な訴求方法を模索しながら、今後も多様な媒体での啓発を実施するとともに、講座等受講後アンケートにおける関心や理解が「大変深まった」または「おおむね深まった」とする回答者が90.0%以上となることを目標に、講師やテーマ等を選定していく。 ・SNS投稿の年間表示総数が計1,500回以上となるよう、内容を精査しながら情報発信を継続する。	人権・男女共同参画推進センター

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
86		女性の健康支援	女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発する内容をホームページ及び、X（旧ツイッター）に掲載する。	３月の女性の健康週間に合わせ、区ホームページの女性の健康づくりを応援する情報サイトを更新し、FMえどがわなどの媒体を活用して案内した。 健康サポートセンターでも、女性の健康づくりに関するパネルやリーフレットなどを設置し普及啓発に努めた。	区ホームページの女性の健康づくりを応援する情報サイトへのアクセス件数が少ない。効果的な啓発方法を検討する必要がある。	A	継続	区ホームページなどの媒体の活用他、展示イベントを行うなどで自身の健康について考えてもらうきっかけを増やしていく	健康推進課 地域保健課
87		健康相談	女性特有の疾病や骨粗しょう症等について、個別相談を実施する。	随時、電話や来所面接等でリーフレットを用い相談を実施。 骨粗しょう症については、医療検査センターの骨密度測定結果のお知らせに、健康サポートセンターの保健師・栄養士・作業療法士・理学療法士等専門スタッフに相談できることを記載している。	随時、電話や来所面接等でリーフレットを用い相談を実施。また、3月の女性の健康週間に合わせて、リーフレット、ポスターを展示し普及啓発も行っている。 骨粗しょう症については、医療検査センターの骨密度測定結果のお知らせに、健康サポートセンターの保健師・栄養士・作業療法士・理学療法士等専門スタッフに相談できることを記載している。	A	継続	引き続き実施。 情報提供しつつ、相談しやすい環境作りに努めていきたい。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
88		性感染症相談及びHIV検査の実施	電話や面談による性感染症相談、HIV検査を実施する。	性感染症に関する随時相談、HIVと梅毒検査相談を月２回、予約制、匿名、無料で実施した。FMえどがわや広報による周知を実施した。	HIV検査270件、梅毒検査262件実施となっており、R6年度と比較し1回の受検者数は微減であった。 検査やHIVの普及啓発について、FMえどがわで年14回、エイズ予防月間、世界エイズデーに合わせ広報で年2回周知した。	A	継続	都内では、HIVの発生数は減少しているが、AIDS患者は横ばいである。梅毒患者は高止まりしており、特に10～20台の女性が多い傾向は継続している。 そのため、今後も引き続き受検しやすい無料、匿名のHIV/梅毒検査を継続していく。	保健予防課
89		青少年層へのHIV対策講演	性に関する意思決定や行動選択の能力形成過程にある青少年層に対して教育現場の協力のもと、普及啓発を行う。	区内中学校に対し健康講座の希望有無の調査を行い、希望のある区内中学校に対し実施予定。	・事前に健康講座の希望有無の調査を行い、希望のある区内中学校９校（1,536名）に対し、東京都の事業なども活用しながらHIV/AIDS・性感染症健康講座を実施した。 ・世界エイズデーに合わせ、区内中学校へポスターとパンフレット、区内高校へポスターを配布した。	A	継続	区内中学校に対し健康講座の希望有無の調査を行い、希望のある区内中学校に対し実施予定。	保健予防課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
90		産後ケア	助産師のいる施設での宿泊や通所、助産師による家庭訪問を実施し、授乳や育児等の相談支援を行うことで、産後うつ予防、児童虐待の未然防止を図る。	宿泊型（最大5日）、デイサービス型（最大2回）、訪問型（最大3回）の利用助成を行った。多胎児は無料、非課税世帯と生活保護世帯には自己負担を求めない減免を行った。また、宿泊型を１施設追加し、デイサービス型（旧通所型）を1施設増加した。	令和6年度から制度の拡充を行ったことで、利用者数が増加傾向にあり、令和7年度はすべての利用形態において件数が前年度を上回った。 ●宿泊型：769件(231件増) ●デイサービス型：437件(137件増) ●訪問型：638件(205件増)	A	継続	利用者が安心して休養・相談できる環境を整えていく。	健康サービス課（健康サポートセンター）
91		妊婦歯科健診	妊娠中の口腔疾患の予防のため、歯科健診・歯科保健指導を実施する。個別医療機関で受診することで、家族ぐるみのかかりつけ歯科医推進を図る。	令和元年度より、受診方法を個別医療機関での受診に変更し、受診しやすい環境を整備した。 受診者数(受診率）：令和７年度1,579人（32.０%）	令和5年度より、妊娠中に受診できなかった場合に限り、子が1歳になるまでの間で受診可能とした。 また「年に一度は歯科健診」を推進し、家族ぐるみでの受診につなげることと、妊婦歯科健診案内リーフレットをクーポン券に変更し、受診勧奨を強化した。	A	継続	妊娠中の歯科健診受診の重要性について、現状では妊婦全数面接事業での案内、区ホームページへの掲載、『ぴよナビえどがわ』の発信を実施している。平日・休日ハローベビー教室参加者へのリーフレット配付による受診勧奨も含め、引き続き、受診者増の対策を行っていく。	健康サービス課（健康サポートセンター）
92		妊婦健康診査	妊婦健康診査や妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診の費用を助成することで、妊婦の健康を支援する。	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票 14 枚、妊婦超音波検査受診票 4 枚、子宮頸がん検診受診票１枚を交付し、費用の助成を行った。	妊婦全数面（ぴよママ相談）時に妊婦健康診査の必要性の説明をしている。	A	継続	安心して出産ができる環境を整えるべく引き続き取り組んでいく。	健康サービス課（健康サポートセンター）
93		妊婦全数面接事業 （ぴよママ相談）	妊娠届出時または妊娠中にすべての妊婦と保健師等が面接を行い、状況把握や必要な情報提供を行うことで妊娠・出産・育児に関する悩みや不安の軽減を図り、必要に応じて継続支援につなげる。	保健師等が面接を行うことにより、状況に応じた情報提供を行い、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みを軽減するように支援を行った。また、適切な時期に支援を受けられるよう、サポートプランを作成し、手交した。	面接実績（件）： R3（5,307）、R4(5,119)、R5（5,050)、R6（5、046）,R7（5,420）	A	継続	・外国籍妊婦の里帰り出産等の把握 ・妊娠継続とならなかった方への支援体制	健康サービス課（健康サポートセンター）
94		妊産婦訪問指導	妊婦及び産後保健指導を必要と認めた者に対し、保健師の家庭訪問による日常の生活指導や異常の早期発見・防止についての指導、健康相談を行う。	妊婦全数面接や医療機関との連携により要支援者を把握し、保健師による訪問指導を行い、身体的・精神的な健康相談を行った。	・訪問実績： R3（915）、R4（829）、R5（885)、 R6（946），R7（1,012）	A	継続	・家族形態の変化に対応できにくい家族構成員への対応 ・外国籍妊産婦への支援	健康サービス課（健康サポートセンター）

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
95		助産師育児相談	新生児訪問後の継続支援の場として、助産師による授乳等に関しての相談の機会を設け、育児不安を軽減し安心して子育てができるよう支援する。	授乳育児を伴う、主に乳児を持つ母親に対し、助産師の個別相談により、育児不安の軽減や母子の孤立化予防を行い、安心して子育てができるように支援した。	・利用者数実績：R3（235）、R4（291）、R5(307)、R6（372）,R7（436）	A	継続	・外国籍産婦への対応	健康サービス課(健康サポートセンター)
97		乳幼児健康診査・健康相談	乳幼児の健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健全育成を図る。あわせて子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し対応する。	・健診予診票や子育てアンケートを用い、母親やパートナーの育児状況や育児支援体制など確認し、養育支援を必要とする家庭のセレクトを行い相談に応じている。 ・各健診にて、月齢・年齢に合った発育・発達状況、健康課題について確認し、必要時、発達相談事業や療育施設、医療機関等につながるよう支援する。	各健診でカンファレンスを行い、健診時の相談で解決できない課題があれば、所内事業や地区担当保健師によるフォローを行い、継続支援を実施している。 健診未受診で現状把握できない家庭は未来所フォローを行い、全数の状況把握を努めている。	A	継続	乳幼児健診の受診率が向上するよう、地区保健師によるフォローや、各事業での周知を引き続き行っていく。	健康サービス課(健康サポートセンター)
98		新生児訪問指導	新生児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等、発育上必要な事項について、保健師や委託助産師が訪問指導をする。	保健師又は助産師が訪問し、児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等、育児上必要な事項について助言を行った。 また訪問を行っている保健師、助産師向けの研修を2回実施した。	令和７年度の区保健師及び助産師の訪問件数4,306人。 前年度に比べ、保健師訪問は横ばい、助産師による訪問件数は微減となった。	A	継続	妊娠から乳幼児期まで切れ目のない支援を行うために、新生児訪問にも力を入れて実施していく。	健康サービス課(健康サポートセンター)
99		多胎児の会	双子・三つ子などの多胎児親子および多胎妊婦が交流する場を提供し、情報交換したり、専門職への相談を通じて、安心して子育てできるように支援する。	多胎児親子および多胎妊婦が交流する場を定期的に提供し、情報交換したり、専門職への相談を通じて、安心して子育てできるように支援できた。特に、日ごろのストレスを吐き出し、共有する中で、育児の不安や負担軽減のための解決策の共有を行なえた。	・利用者数(組）実績： R3（69）、R4（119）、R5（83)、 R6（100）R7(126) ※令和３年度１～３月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	A	継続	・外国籍妊婦への対応 ・シングルファザー対応	健康サービス課(健康サポートセンター)

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
100		２か月児の会	育児不安が強くなりやすい時期に、子育てに関する情報や相談が受けられる環境、仲間づくりの場を提供することで子育てを支援する。	参加者同士の交流を深める仲間づくりの機会として開催し、参加者の抱える課題や解決策の共有、日ごろのストレス解消の吐き出しの場にもなった。	・利用者数実績： R3（1,315）、R4（1,439）、R5（1,503)、 R6（1,531）,R7（1,430）	A	継続	・両親で来所を希望する方への対応	健康サービス課(健康サポートセンター)
R4-1		パパとパートナーのための育児ゼミ	妊婦のパートナー及び０歳から２歳までの子を持つ父親が育児のスキルを学び、子育てに関する悩みの共有や情報交換ができる場を提供することにより、父親の子育てに関する不安や悩みを軽減し、父親のうつ予防及び児童虐待を未然に防ぐ。	児の年齢別に３つのクラスを設定、各クラスのニーズに合わせた2つのテーマを用意し、それぞれ前期と後期の2回開催した（単発受講可）。開催日は土日に設定し、オンラインで実施。当日はミニ講義を受講する他に、グループトークを積極的に行い父親どおしの交流の場ともなっている。親子参加も可能。	・0歳クラス　参加者数　40人 ・1歳クラス　参加者数　51人 ・2歳クラス　参加者数　29人 前年度に比べ、0歳児クラスの参加者数は増加したが、それ以外のクラスでは参加者数が減少となった。	A	継続	参加者アンケートより、内容の評価は高いが、0～2歳の父親という本事業の対象者と直接の接点が少なく、周知方法が課題。	健康サービス課(健康サポートセンター)

方向性②　ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
101		各種健康事業の実施	区民の健康に対する理解と知識を向上させるため、個人や地域に対し、健康に関する講習会や相談事業を行う。	各種事業、健康講座、グループ活動など個人や地域に対し講演や相談事業等を行った。	講演会・講習会等実績 R6年度（1,306回　40,704人） R7年度（1,245回　35,269人） 昨年と比べ、講演会・講習会等の開催数・参加者数はやや減少。	B	継続	ホームページやWEBでの広報活動に力を入れ、情報発信していきたい。 ライフステージごとの課題に応じた各種事業や健康講座等を実施し、健康づくりの普及啓発に取り組む。	健康サービス課（健康サポートセンター）
102		栄養相談・指導	生活習慣病予防のため、日常の食生活の状況について、栄養士による相談・指導を行う。併せて、女性が食事をつくり、男性は食べるということではなく、誰もが自身の健康に資する食事を簡単便利に準備できるよう食環境整備事業として「Edogawaまいにちごはん」事業を実施していく。	・ 栄養相談日（乳幼児栄養相談日　成人対象の栄養相談日） 　食生活について、男女・年齢問わず個人の状況に応じた栄養士による相談・指導を行った。 ・ 離乳食講習会 　離乳食に不安を持つ方が安心して離乳食に取り組めるよう体験を取り入れた実践的な内容で実施した。 ・Edogawaまいにちごはん ・協力事業者（スーパー、調剤薬局、食品事業者）に事業趣旨を理解して情報提供、イベント等を実施。取り組んでもらうため、事業説明、打合せを行った。 ・区・イトーヨーカ堂と相模女子大学との産学官連携で、健康弁当販売及び食育プログラムを実施した。	乳幼児栄養相談数：4059人（前年比-107）、成人対象の栄養相談数：1033人(前年比＋98) 乳幼児の相談数は減少しているが、保護者の不安、乳幼児の成長発育には食に関する状況が影響することが多いため引き続き実施する。 成人対象の相談数は増加しているが、食生活改善普及運動月間や世界糖尿病デーに合わせた栄養相談日の強化月間を設け、広報等で幅広い周知を行っていることが相談数の増加に影響していると考えられる。 離乳食講習会：（実施回数127回/年　参加人数1616人/年）。（前年比＋161） 講習会を通じて離乳食のイメージができ、不安の軽減や、順調な離乳食に繋がり、個別の栄養相談数の減につながっていると考えられるため、不安引き続き実施する。 ・Edogawaまいにちごはん事業　　（協力事業者：１２事業者（延）　前年比-4） 事業者が自主的に無理なく取り組んでいただく工夫が必要である。 ・健康弁当は継続して実施したが、実績は262個で目標の販売数300個には及ばなかった。昨年度より販売日数が減ったことが要因の一つと考えられる。	A	継続	・ 栄養相談及び電話相談は引き続き各健康サポートセンターで行い、食生活改善普及運動月間や世界糖尿病デーに合わせた栄養相談日の強化も行う。 ・ 離乳食講習会はより対象者の実態に合わせた内容に見直す。 ・Edogawaまいにちごはんは、事業者数の拡大と取り組みを支援するため、ホームページの改善による周知の強化、及び媒体の貸し出しなどを行う。これにより、区が推進する内容を事業者を通して発信できる体制をつくっていく。 ・健康な食事を準備できるよう食環境整備の新たな検討を進めていく。	健康サービス課（健康サポートセンター）

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
103		がん検診等の実施と受診勧奨	広く区民に対して健康診査やがん検診の機会を提供するとともに、働き盛りや子育て中の若年層から、り患者が増加する大腸がん・乳がん・子宮頸がんに重点を置いた効果的な受診勧奨を実施する。	8月に子宮頸がん検診（20歳）・乳がん検診（40歳）の個別受診勧奨、10月には31・36・46・51・56・61歳を対象に子宮頸がん検診・乳がん検診の個別受診勧奨を追加で実施した。そのほか胃がん検診・大腸がん検診についても、9月に40・45・50・55・60歳を対象に個別勧奨を実施した。さらに年間を通して胃がん検診予約者に大腸がん検診のキットを事前に送付した。 また、協会けんぽの検診案内発送物に区作成「子宮頸がん検診勧奨チラシ」を同封し、3月に約協会けんぽ加入者18,500人に送付した。 3月に区内商業施設にて、大腸がん検診啓発イベントを実施し、区民に大腸がん検診のキット及び大腸がん検診トイレットペーパーを配布した。	8月通知発送後の乳がんの受診者が増加した。また、胃がん検診予約者に大腸がん検診のキットを事前に送付することで胃がん検診と大腸がん検診を同時受診する者が増加した。 3月に区内商業施設にて大腸がん検診啓発イベントを実施ししたことで、大腸がん検診の受診者数が前年度より増加した。 個別勧奨をすることで、一定の効果があがる事から、今後の勧奨方法についても工夫が必要である。 そのほか周知方法もSNS・FMえどがわ・広報誌と実施しているが、新たに協会けんぽとの共同を構築したように、別の切り口での選択肢も検討していく。	A	拡充	区で実施しているがん検診の認知度を上げること、受診者を増やすための個別勧奨に力を入れていく必要がある。 個別勧奨の通知方法を郵便物のみではなく、電子媒体（SMS）での通知を導入する。	健康推進課
104		がん予防出前教室	新学習指導要領により令和３年度から中学校でがん教育が全面実施となったことを受け、出前教室は各校3年に1回、希望に応じて実施する。 また、毎年江戸川区のがんに関する統計データを提供し、がん教育を推進する。 令和７年度以降は、学習指導要領の改訂により授業でがん教育が実施されているため、区事業としてのがん予防出前教室は廃止する。	区内小中学校にがんに関する統計データを提供した。	提供したデータを活用し、教員等が本区のがんに関する現状等の知識を得ることができた。	A	廃止	－	地域保健課
105		健康努力児童・生徒表彰	日頃から健康づくりに励み、大きな成果を上げている児童・生徒を表彰し、その努力を称えることで、学童期の健康づくりを推奨する。	各小・中学校において、心豊かで自己の健康づくりに継続的に努力し、成果をあげている者を表彰した。 ・表彰者実績（小学校・中学校）：R2（176人・139人）、R3（170人・143人）、R4（176人・145人）R5(164人・140人)・R6(173人・145人)・R７（181人・143人）	実施した取組内容に記載したとおり、日頃から健康づくりに励み、大きな成果を上げている児童・生徒を表彰することにより、健康についての意識の高揚が図られている。R5年度からR7年度にかけて小学校、中学校の児童・生徒数は減っているが、表彰されている児童・生徒は17人・3人とわずかに増加傾向にあることからも、健康についての意識の高揚が図られている。	A	継続	学校の先生より推薦基準が曖昧で、推薦が難しいという意見がある。	学務課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
106		リズム運動	熟年者の仲間づくりや健康づくりなどを支援するため、社交ダンスを熟年者向けにアレンジしたリズム運動を実施する。	リズム運動は男女がペアとなって組んで踊るようなプログラムが多数用意されているが、女性は男性のステップを選ぶことができるなど、気軽に参加できる体制で実施している。 また、夜間教室の開催し、日中時間が取れない方へのアプローチを行った。	新規参加者が減少している。 参加者の高齢化が進んでいる。	A	継続	誰でも気軽に楽しめるメニューの考案。 継続的な夜間教室の開催。 初心者教室等各種教室の募集方法やPR方法の検討や、イベントへの出演などによる広報活動を強化し、リズム運動の普及促進に努める。	福祉推進課

方向性③　感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
85	再掲	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発を行う。	○リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する啓発講座を実施している。参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。R7年度からは、可能な限りアーカイブ配信を行っている。 ・実施実績 R4：講座参加者計105名（5回実施）、SNS年間表示総数計230回 R5：講座参加者計182名（4回実施）、SNS年間表示総数計2,035回 R6：講座参加者計124名（2回実施）、SNS年間表示総数計3,025回 R7：講座参加総数87名（1回実施）、SNS年間表示総数計1,294回 ※上記の取組は業務委託により実施しているが、令和7年度においては、委託先事業者との調整により年度当初からは講座等を実施していないため、実施回数等が前年よりも減少している。	・受講後アンケートでは、男女共同参画に対する関心や理解について、「大変深まった」または「おおむね深まった」とした回答者が、全回答者の90.0%であった。 ・また、受講後アンケートで、「子供たちにどう伝えるかなど参考になる事を勉強させて頂きました」等の回答があり、リプロダクティブ・ライツ等についての意識が醸成されたことが認められる。	A	継続	・啓発講座については、可能な限りオンライン同時配信やアーカイブ配信等を実施する。 ・特に若年層への働き掛けが重要なテーマであるため、若年層への効果的な訴求方法を模索しながら、今後も多様な媒体での啓発を実施するとともに、講座等受講後アンケートにおける関心や理解が「大変深まった」または「おおむね深まった」とする回答者が90.0%以上となることを目標に、講師やテーマ等を選定していく。 ・SNS投稿の年間表示総数が計1,500回以上となるよう、内容を精査しながら情報発信を継続する。	人権・男女共同参画推進センター
86	再掲	女性の健康支援	女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発する内容をホームページ及び、X（旧ツイッター）に掲載する。	３月の女性の健康週間に合わせ、区ホームページの女性の健康づくりを応援する情報サイトを更新し、FMえどがわなどの媒体を活用して案内した。 健康サポートセンターでも、女性の健康づくりに関するパネルやリーフレットなどを設置し普及啓発に努めた。	区ホームページの女性の健康づくりを応援する情報サイトへのアクセス件数が少ない。効果的な啓発方法を検討する必要がある。	A	継続	区ホームページなどの媒体の活用他、展示イベントを行うなどで自身の健康について考えてもらうきっかけを増やしていく	健康推進課 地域保健課

課題（３）すべての暴力の根絶
方向性①　配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
108		配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者からの暴力に関する電話相談や、DV証明書・保護命令に必要な証明書の発行。	配偶者からの暴力に対する専用電話による電話相談、DV証明書の発行や保護命令に必要な書面の提出、住民基本台帳の支援措置申出書の意見書記入等を行った。	支援実績(相談)：R7(124件) 支援実績(証明書等の発行)：R7(45件)	A	継続	令和７年12月30日の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正後の国や都の動向をはじめとし、民法改正に伴う共同親権の在り方など関係法規にも注視しながら、多様な相談に対応可能な相談員としてのスキルアップを図りながら相談体制を整える。 また関係機関相互の連携を促進し、被害者の自立に向けて総合的な支援をしていく。	人権・男女共同参画推進センター
109		DV相談	DV被害者に、問題解決に向けた情報提供や自立に向けた支援を行う。	家族間、パートナー等からの暴力に関する相談を受け、解決に向けて関係機関の案内、情報提供等を行った。	相談実績：R7(966件)	A	継続	令和７年12月30日の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正後の国や都の動向をはじめとし、民法改正に伴う共同親権の在り方など関係法規にも注視しながら、多様な相談に対応可能な相談員としてのスキルアップを図りながら相談体制を整える。 また関係機関相互の連携を促進し、被害者の自立に向けて総合的な支援をしていく。	人権・男女共同参画推進センター
110		DV被害者支援ネットワーク連絡会	配偶者からの暴力を防止し、関係機関と連携してDV被害者に対する適切な支援及び保護をするため、必要な事項の協議と情報共有を行う。	令和７年12月16日に関係機関を招集し実施。支援者向ＤＶＤの視聴や配偶者暴力被害者への支援事例をもとに関係機関との連携について意見を交換し、支援の重要性への共通認識を深めた。 加えて江戸川区DV相談状況についての報告、関係部署からの報告や意見交換等を行った。	日時：令和７年12月16日　15：00-16：30 参加部署：30部署（区内警察・東京都女性相談支援センター・母子生活支援施設・江戸川区医師会・区内医療機関・庁内各関係機関）	A	継続	ＤＶ被害者支援ネットワーク連絡会のあり方を再検討し、多様な支援部門間の役割や連携強化を促進することでDV被害者に対する適切な支援及び保護に取り組んでいく。	人権・男女共同参画推進センター

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
111		DV相談窓口の周知	配偶者暴力についての啓発及び配偶者暴力相談支援センターの周知のため、女性用トイレ等に設置する。	○区内各施設及び医療機関等に「DV相談カード」を配布し、トイレ等への配置を依頼している。また、各種啓発期間にちなんだ展示の際に配置した。 ○SNSにて、月に一度、相談窓口の周知を行った。	○「DV相談カード」について、以下のとおり配置・発信を行った。 ・区施設・病院等：計78施設 ・啓発展示：令和7年11月18日～27日	A	継続	引き続き、紙媒体やSNS等で相談窓口の周知を行っていく。	人権・男女共同参画推進センター

方向性②　暴力防止やセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止のための啓発

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
112		「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間にあわせ、シンボルである「パープルリボン」の普及や女性に対する暴力の根絶に向けた啓発、相談窓口の周知活動を行う。	○「女性に対する暴力をなくす運動」にちなみ、以下の事業を実施している。 ・運動期間に合わせた、グリーンパレスでの啓発展示及び都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターのリーフレット等の啓発グッズの配布 ・運動期間に合わせた、タワーホール船堀展望塔のパープルライトアップ ・SNSでの運動の趣旨及び相談窓口の案内に係る投稿 ・DV・性暴力等防止講座の実施（参加のハードルを下げるため、可能な限りオンライン同時配信・アーカイブ配信を併用） ・実施実績 R7：講座参加者数計96名（1回実施）、SNS年間表示総数計572回 ※講座及びSNSでの投稿は業務委託により実施しているが、令和7年度においては、委託先事業者との調整により年度当初からは講座等を実施していないため、実施回数等が前年よりも減少している。	・受講後アンケートでは、男女共同参画に対する関心や理解について、「大変深まった」または「おおむね深まった」とした回答者が、全回答者の91.7%であった。 ・受講後アンケートで、「知らなかった社会問題を知る機会になった」等の回答があり、女性に対する暴力に関する深刻な問題について認知されたことが認められる。また、「養護教諭です。生徒に何ができるだろうかと考えさせられました」等の回答もあり、支援者に対しても意義のある講座であったことが認められる	D	継続	・啓発講座については、可能な限りオンライン同時配信やアーカイブ配信等を実施する。 ・引き続き多様な媒体での啓発を実施するとともに、令和8年度までに講座参加者数を令和4年度比で10%増加させる（143名以上）。 ・講座等受講後アンケートにおける関心や理解が「大変深まった」または「おおむね深まった」とする回答者が90.0%以上となることを目標に、講師やテーマ等を選定していく。 ・SNS年間表示総数が計600回以上となるよう、内容を精査しながら情報発信を継続する。	人権・男女共同参画推進センター
113		区職員の人権研修等の実施	あらゆる暴力の早期発見のため、虐待防止研修や人権研修等を通じて、職員の暴力防止のための意識啓発を行う。	・管理・監督者を対象とした講演会（講演と映画のつどい）を年１回実施した。 参加実績：115名 ・一般職員を対象とした人権同和問題啓発研修を実施した。 参加実績：556名	左記のとおり実施し、職員の暴力防止への意識を高めることができた。	A	継続	日頃から意識啓発を行うことが重要であるため、継続して研修を実施していく。	職員課

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
R3-3		デートDV予防動画	デートDV予防動画を公開し、デートDV防止の啓発を行う。	区が作成したデートDV予防動画「人と人とのよりよい関係について一緒に考えよう」を区ホームページ及び区公式YouTubeチャンネルにて公開しているほか、SNSにて切り抜き動画を投稿した。	令和7年度の動画再生数・動画掲載ページアクセス数の合計は5,132回であった。	A	継続	動画視聴数・動画掲載ページアクセス数が年間累計5,000回以上となるよう、区公式SNSでの月に１回以上の投稿等にて周知を行うとともに、デートDV関連講座等での上映を行っていく。	人権・男女共同参画推進センター

方向性③　被害者の早期発見・早期対応と自立支援

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
97	再掲	乳幼児健康診査・健康相談	乳幼児の健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健全育成を図る。あわせて子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し対応する。	・健診予診票や子育てアンケートを用い、母親やパートナーの育児状況や育児支援体制など確認し、養育支援を必要とする家庭のセレクトを行い相談に応じている。 ・各健診にて、月齢・年齢に合った発育・発達状況、健康課題について確認し、必要時、発達相談事業や療育施設、医療機関等につながるよう支援する。	各健診でカンファレンスを行い、健診時の相談で解決できない課題があれば、所内事業や地区担当保健師によるフォローを行い、継続支援を実施している。 健診未受診で現状把握できない家庭は未来所フォローを行い、全数の状況把握を努めている。	A	継続	乳幼児健診の受診率が向上するよう、地区保健師によるフォローや、各事業での周知を引き続き行っていく。	健康サービス課(健康サポートセンター)
108	再掲	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者からの暴力に関する電話相談や、DV証明書・保護命令に必要な証明書の発行。	配偶者からの暴力に対する専用電話による電話相談、DV証明書の発行や保護命令に必要な書面の提出、住民基本台帳の支援措置申出書の意見書記入等を行った。	支援実績(相談)：R7(124件) 支援実績(証明書等の発行)：R7(45件)	A	継続	令和７年12月30日の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正後の国や都の動向をはじめとし、民法改正に伴う共同親権の在り方など関係法規にも注視しながら、多様な相談に対応可能な相談員としてのスキルアップを図りながら相談体制を整える。 また関係機関相互の連携を促進し、被害者の自立に向けて総合的な支援をしていく。	人権・男女共同参画推進センター
109	再掲	DV相談	DV被害者に、問題解決に向けた情報提供や自立に向けた支援を行う。	家族間、パートナー等からの暴力に関する相談を受け、解決に向けて関係機関の案内、情報提供等を行った。	相談実績：R7(966件)	A	継続	令和７年12月30日の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正後の国や都の動向をはじめとし、民法改正に伴う共同親権の在り方など関係法規にも注視しながら、多様な相談に対応可能な相談員としてのスキルアップを図りながら相談体制を整える。 また関係機関相互の連携を促進し、被害者の自立に向けて総合的な支援をしていく。	人権・男女共同参画推進センター

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
116		犯罪被害者や性暴力被害者支援窓口の周知	警察、被害者支援都民センター、性暴力救援センター・SARC東京などの関係機関と連携して犯罪被害者等の支援に当たるとともに、様々な媒体や機会を利用して支援や相談先の効果的な広報を行う。	・区ホームページへの各種相談窓口の掲載 ・区SNSでの各種相談窓口の周知 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間、「犯罪被害者週間」に合わせた展示・各相談機関リーフレット等の配布 ・警察署と連携した各相談機関リーフレット等の配布	区ホームページや区SNSで各種相談窓口を周知するとともに、啓発展示の実施の際に各種相談窓口の資料等を配布している。	A	継続	適宜周知方法を検討しながら、周知を行っていく。	人権・男女共同参画推進センター

方向性④　若年層に向けた啓発活動の強化

【※注１】評価内訳：A（計画通りできた），B（概ね計画通りにできた），C（あまり計画通りにできなかった），D（実施していない、または廃止した）

【※注２】令和８年度の方針内訳：拡充（今後内容を充実させる）、継続（現状の取組を継続）、縮小・見直し（取組内容の見直しを行う）、廃止（廃止する）

※令和７年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和７年度に実施した取組	事業の成果及び結果分析 ※可能な限り定量的に記載	評価 （※注１）	令和８年度の方針 （※注２）	課題 （今後の改善点等）	担当課
53	再掲	デートＤＶ防止講座	主に中学校・高校でのデートＤＶに関する啓発講座を実施する。 講座の中で、よりよい人間関係の築き方や男女平等の考え方、性別役割分担意識の払しょくについても啓発する。	○学校等へ講師を派遣し、デートDV防止講座を実施している。 ・参加者数計740名（区立中学校3校及び区内専門学校1校で実施）	・受講後アンケートでは、受講後の考えの変化の有無についての設問に対し、「変わったと思う」または「どちらかというと変わったと思う」とした回答者が、全回答者の90.3%であり、講座テーマの一つである「人と人とのより良い付き合い方」について理解が深まったものと認められる。 ・受講後アンケート（匿名）で、被害を受けていると回答した生徒がいたため、講座実施校への情報提供を行うことにより、支援者に向けての意識啓発も行った。	A	継続	・実施回数４回以上を目標に、各媒体での広報を展開していく。 ・受講後アンケートによると、被害経験のある参加者もいるため、講座と併せて相談窓口の案内を継続する必要がある。	人権・男女共同参画推進センター
117		若年層に向けた広報媒体の拡充	若年層と親和性の高いSNS、動画、キャラクター等の活用、参加型の啓発活動を展開する。	○SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信（11回） ○区ホームページ及び区公式YouTubeチャンネルにおけるデートDV予防啓発動画の公開 ○若年層を主な対象とするワークショップ、映画上映会の実施 ・実施実績 R7：ワークショップ参加総数：107名（1回実施）、動画再生数・動画掲載ページ年間アクセス数計：5,132回	・ワークショップ受講後アンケートで、「実践的に学ぶことができました」「楽しい話、聞きやすい言葉でよかったです」等の回答があり、親しみやすい形での啓発を行うことができたと認められる。	A	継続	・ワークショップについては、可能な限りオンライン同時配信やアーカイブ配信等を実施する。 ・多様な媒体による展開について検討を継続するとともに、令和8年度までにワークショップ等参加者数を令和4年度比で10%増加させる（77名以上）。 ・ワークショップ受講後アンケートにおける関心や理解が「大変深まった」または「おおむね深まった」とする回答者が90.0%以上となることを目標に、講師やテーマ等を選定していく。 ・デートDV予防動画視聴数・動画掲載ページアクセス数が年間累計5,000回以上となるよう、区公式SNSでの月に１回以上の投稿等にて周知を行うとともに、デートDV関係講座等での上映を行っていく。	人権・男女共同参画推進センター

【全庁的に取り組む事業】

重点目標１　仕事と生活の調和した暮らしやすいまち
課題（１）就業における男女共同参画の推進
方向性①　男性中心型労働慣行の改善

評価：　各部署での評価（５（徹底して実施できていた）、４（ほぼ実施できた）、３（概ね実施した）、２（あまり実施していなかった）、１（実施していなかった））の平均値を掲載

事業No	取組	内容	評価	特筆すべき取組（一部抜粋）	課題（一部抜粋）
7	会議等における男女比の配慮	庁内外を問わず、政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう男女比に配慮する。	4.3	・（経営企画部）庁議における男女の参画比率を30%以上とするため、引き続き、参与として女性職員をメンバーに追加している。 ・（SDGｓ推進部）意思決定の過程において、男女関係なく担当者間で意見を出し合っている。 ・（都市開発部）男女が平等になるよう全体に声掛けを行い、希望があれば誰でも参画できるようにしている。 ・（生活振興部）男女の区分けを行わず職員の能力や本人の希望に応じて、会議や各行事への従事を促している。 ・（健康部）係長会においては既に女性職員割合が高い状況にあるため、男女比については特筆すべき点はないが、多様な視点を取り入れるために会議に参加する全職員からの意見等を聞いていく。	・（経営企画部）目標である男女の参画比率30%以上を達成することができている。引き続き、多様な視点を取り入れることができるよう男女比に配慮していく。 （SDGｓ推進部）今後も継続的に男女関係なく意見を出し合い、会議体を設ける際は、男女比に配慮する。 ・（都市開発部）今後も平等に参画していけるよう声掛けを行っていく。 ・（生活振興部）地域の団体に関しては、まだ慣習などにより男性の起用が多く見受けられるため、男女共同参画意識の醸成を進める。 ・（健康部）男女比に左右されることなく、新たな視点での意見が出るようになった等の成果もあった。 取組の趣旨について今一度周知するとともに、毎回７名以上（50%以上）の女性職員の出席の取組を継続する。

重点目標２　男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち
課題（１）男女共同参画の理解促進と教育の充実
方向性 ③ 人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進

評価：　各部署での評価（５（徹底して実施できていた）、４（ほぼ実施できた）、３（概ね実施した）、２（あまり実施していなかった）、１（実施していなかった））の平均値を掲載

事業No	取組	内容	評価	特筆すべき取組（一部抜粋）	課題（一部抜粋）
50	発行物における表現の配慮	区発行物において、暴力や性に関する表現について、誤った内容や過激な表現等を用いないように配慮をする。	4.6	・（経営企画部）令和８年３月に策定した「持続可能な地域のあり方基本構想」について、使用するイラストが性別に関するアンコンシャスバイアスを助長したり、性別に偏りが出ないように配慮した。 ・（新庁舎・施設整備部）えどがわ共創プラットフォーム開催を周知するチラシにおいて、男性・女性それぞれの写真を採用している。 ・（総務部）e-ラーニング「性の多様性」、「アンコンシャスバイアスに気づこう」を実施し、発行物の表現における注意点等を庁内に周知した。 ・（生活振興部）おくやみガイドの発行にあたり、暴力や性に関する表現については、内閣府や都の表現に準じるよう配慮した。また、発行物に使用するイラストや配色を、ジェンダーバイアスに繋がらないように配慮した。 ・（健康部）「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」を確認し、発行物に使用するイラストや配色を、ジェンダーバイアスに繋がらないように配慮した。チラシの発行に際しては複数職員で不適切な表現が含まれていないか確認を行い、必要に応じてイラストの差替や記載の変更を行う。	・（経営企画部）発行物作成や情報発信等の際には、十分な検討を重ね、男女共同参画の視点に立ち、性別等の固定観念にとらわれずに多様なイメージが伝わる内容や表現を行うようにする。 ・（新庁舎・施設整備部）今後とも事業周知チラシ等を作成する場合は、暴力や性に関する表現について配慮したうえで作成し、2人以上で確認する ・（総務部）「性の多様性」及び「性別に関する無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）」に関する庁内向けe-ラーニングを、それぞれ年に１回行う。 ・（生活振興部）さらに配慮すべき点がないか、発行の都度、きめ細かく確認していく。また、その時の社会情勢により、慎重に扱うべき事項がないか、内閣府や都などの出す情報を参考に、随時検討していく。 ・（健康部）ガイドラインの内容が全職員に周知されていない状況がみられた。客観的な確認を担保するため、複数職員での事前チェック実施率100%を実現する。
52	区施設のバリアフリー化の促進	区施設の出入口部分の段差解消やスロープの設置、「だれでもトイレ」の整備など、誰もが暮らしやすい環境づくりを行う。	4.8	・（新庁舎・施設整備部）「新庁舎実施設計」において、バリアフリーや多様な性に配慮し、男女別のバリアフリートイレや性別に関わらず利用可能な個室タイプのトイレを計画した。 ・（福祉部）出入口の段差解消やだれでもトイレ等のバリアフリー設備を適切に維持管理し、利用者である障害のある方でも利用しやすい施設環境の確保に努めた。 ・（選挙管理委員会事務局）投票所において、段差がある場合は仮設スロープ設置するなど、誰もが投票しやすい環境を整えている。 ・（区議会事務局）議場傍聴席の段差緩和用手すり設置【継続】、本会議傍聴席用の階段昇降車導入【継続】	・（新庁舎・施設整備部）引き続き、子育て世帯や高齢者など、すべての人に優しい、共生社会を体現する庁舎づくりを行っていく。 ・（福祉部）年１回以上、施設のバリアフリー状況を点検・確認し、必要に応じて補修等を行っていく。 ・（選挙管理委員会事務局）今後も投票所の施設状況を確認し、段差等のバリアがある投票所については、仮設スロープの設置等により必要な対応を行う。 ・（区議会事務局）階段昇降車利用者より、「階段を下る際の角度と振動が怖い」というご意見をいただいた。下る際は、必ず事前告知し、恐怖感を与えないようにする。

課題（２）地域活動への男女共同参画による活性化

方向性① 地域活動における男女共同参画の推進

評価： 各部署での評価（５（徹底して実施できていた）、４（ほぼ実施できた）、３（概ね実施した）、２（あまり実施していなかった）、１（実施していなかった））の平均値を掲載

事業No	取組	内容	評価	特筆すべき取組（一部抜粋）	課題（一部抜粋）
58	審議会等における区民委員等の参画	政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう委員選出時の男女比に配慮する。	4.3	・（経営企画部）委員選出時に、関係団体へ多様な参画推進のため、推薦にあたっては性別に偏りが出ないように配慮をお願いしたり、学識経験者や区民委員の選出においても考慮した。その結果、女性委員の割合が25%となった。 ・（産業経済部）農業委員会の改選に伴い、女性候補者を増加させるため、従来のJA東京スマイルに加えて、江戸川花卉園芸組合、江戸川区農業経営者クラブに推薦を依頼した。 ・（健康部）委員推薦を行う際、政策決定過程における多様な参画を推進するため、性別に偏りがないよう配慮いただきたい旨を依頼文に記載した。（R6年度：３人、R7年度：5人） ・（会計課）委員会開催にあたり、外部から選定する委員（２名）について、１名は男性のため、出来るだけ女性を推薦していただくよう依頼した。 ・（選挙管理委員会事務局）明るい選挙推進委員は146名中女性が46名を占めており、女性が活躍している。	・（経営企画部）目標である男女の参画比率30%以上を達成することはできなかったが、今後も委員選出時の際は、多様な視点を取り入れることができるよう、男女比に配慮していく。 ・（産業経済部）結果的に女性の委員数が増えなかったため、日頃より啓発活動を継続する必要がある。 ・（健康部）推薦に干渉することは困難なため、依頼文への記載に留まっている。また、推薦母体に男性が多いことも根本の課題である。 ・（会計課）依頼はしたものの、実際は男性の推薦であったため、今後も交代がある場合には、女性の推薦を依頼する。 ・（選挙管理委員会事務局）今後も、委員等の選任に当たっては、女性の参画を促進し、男女双方の意見が反映されるよう努める。

重点目標３　男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち
課題（２）生涯を通じた健康支援
方向性③感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築

評価：　各部署での評価（５（徹底して実施できていた）、４（ほぼ実施できた）、３（概ね実施した）、２（あまり実施していなかった）、１（実施していなかった））の平均値を掲載

事業No	取組	内容	評価	特筆すべき取組（一部抜粋）	課題（一部抜粋）
107	ICTを活用した啓発・相談等の実施	オンライン講座やオンライン相談など、ICTを活用した啓発・相談等を実施する。	4.2	・（総務部）オンライン開催が困難な講座等を除き、全ての啓発講座・講演会等についてオンライン同時配信またはアーカイブ配信を行った。 【講座・講演会等実績】実施総数：17回、オンライン同時配信またはアーカイブ配信：９回（52.9%、うち６回は同時配信・アーカイブ配信のいずれも実施） ・（福祉部）生活保護・生活困窮においてオンライン相談を受付けている。 ・（子ども家庭部）保育園に関する各種申請・届け出のオンライン申請を実施、総申請件数の23.72%を占めている。合わせてオンライン相談を実施し、前年度比113%となり相談窓口を拡大している。ICTを活用し保育業務の軽減を図ってきた。オンライン講座などは外部のものを園でも掲示し、周知をしてきた。 ・（選挙管理委員会事務局）不在者投票の請求手続きをマイナンバーのぴったりサービスよりオンライン請求を実施している。	・（総務部）オンライン開催が困難な講座等を除き、全ての啓発講座・講演会等についてオンライン同時配信を行う。 講座等全体の60%以上で同時配信またはアーカイブ配信を行うよう、講師等と調整していく。 ・（福祉部）オンライン相談について区ホームページを活用し周知を行っているが、生活保護申請や相談等は確認事項が多く、本人の状態を直接確認する必要もあることから対面での相談等が中心となる。対面とICTツールの使い分けについて、十分な検討が必要。 ・（子ども家庭部）オンライン相談の需要は増えているが窓口対応が減っているわけではないため、オンライン相談の増加は職員の事務負担の純増となる。これ以上のオンライン相談の増加には窓口対応の比率の調整が必要。 ・（選挙管理委員会事務局）オンラインによる不在者投票請求の利用件数・利用割合を継続的に把握し、利用促進を図る。

４　江戸川区における政策決定過程への女性の参画状況（令和８年４月１日現在）

1.　議会

総議員数	女性議員数	割　　合
44 人	16 人	36.4%

2.　附属機関等

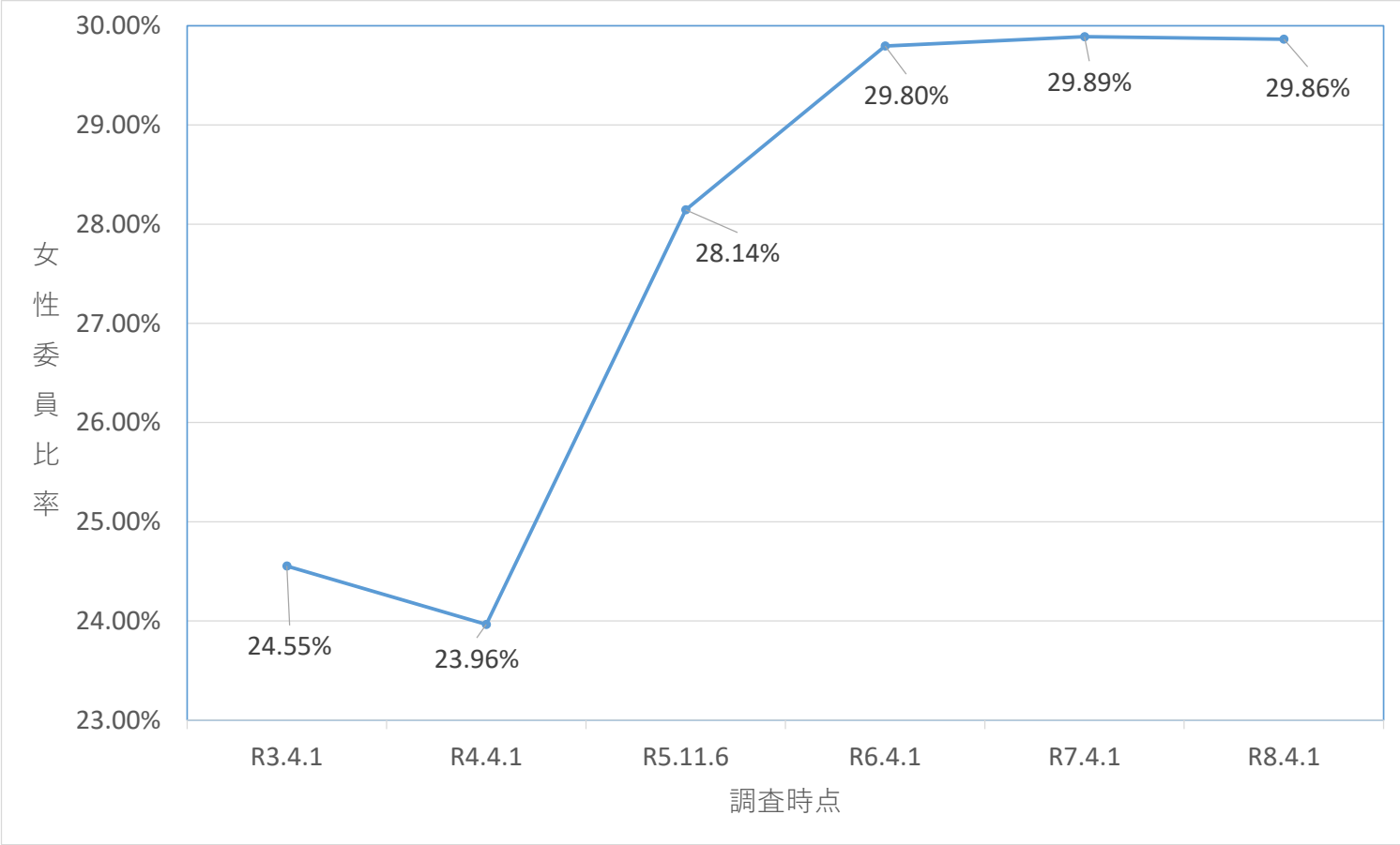
区　　分	全委員会等数	総委員数	女性委員数	女性委員の割合
行政委員会	4	26 人	5 人	19.2%
附 属 機 関	50	941 人	278 人	29.5%
そ　の　他	15	426 人	133 人	31.2%
合　　計	69	1,393 人	416 人	29.9%

3.　区職員　（カッコ内は他団体派遣職員、再任用職員（フル・短）及び任期付職員を除く数）

区　　分	職員総数	女性職員数	女性職員の割合
部　長　級	18 人（16 人）	4 人（4 人）	22.2%（25.0%）
課　長　級	90 人（87 人）	22 人（21 人）	24.4%（24.1%）
合　　計	108 人（103 人）	26 人（25 人）	24.1%（24.3%）

資料２

区の附属機関等における女性の登用状況（経年）



調査時点	R3.4.1	R4.4.1	R5.11.6	R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1
委員総数	1,344	1,352	1,471	1,376	1,365	1,393
女性委員数	330	324	414	410	408	416
女性委員比率	24.55%	23.96%	28.14%	29.80%	29.89%	29.86%

※R3.4.1時点及びR4.4.1時点については、「附属機関の設置に関する条例」の施行に伴うR5年度の再調査時における調査値。
R5.11.6時点以降については、各年度における調査値。

区の附属機関等における女性の登用状況（経年）

Ⅰ　議会

	R8.4.1時点 全委員						R7.4.1時点			R6.4.1時点		
	現員数	増減	女性議員数	増減	割合	改善	現員数	女性議員数	割合	現員数	女性議員数	割合
議員	44	+0	16	+0	36.4%		44	16	36.4%	44	16	36.4%

Ⅱ　行政委員会（地方自治法第180条の5に定めるもの）

	R8.4.1時点 全委員						R7.4.1時点			R6.4.1時点		
名　　称	委員総数	増減	女性委員数	増減	割合	改善	委員総数	女性委員数	割合	委員総数	女性委員数	割合
教育委員会	5	+0	2	+0	40.0%		5	2	40.0%	5	2	40.0%
選挙管理委員会	4	+0	2	+0	50.0%		4	2	50.0%	4	0	0.0%
監査委員	4	+0	0	+0	0.0%		4	0	0.0%	4	0	0.0%
農業委員会	13	+0	1	+0	7.7%		13	1	7.7%	13	1	7.7%
合　　計	26	+0	5	+0	19.2%		26	5	19.2%	26	3	11.5%

Ⅲ　附属機関（地方自治法第202条の3）

	R8.4.1時点 全委員						R7.4.1時点			R6.4.1時点		
名　　称	委員総数	増減	女性委員数	増減	割合	改善	委員総数	女性委員数	割合	委員総数	女性委員数	割合
江戸川区防災会議	86	−1	18	−3	20.9%		87	21	24.1%	87	21	24.1%
江戸川区民生委員推薦会	14	+0	6	+1	42.9%	○	14	5	35.7%	14	5	35.7%
国民健康保険事業の運営に関する協議会	20	+0	5	+2	25.0%	○	20	3	15.0%	20	4	20.0%
東京都市計画事業上篠崎一丁目北部土地区画整理審議会	9	+0	0	+0	0.0%		9	0	0.0%	10	0	0.0%
東京都市計画事業南小岩七丁目土地区画整理審議会	9	+1	0	+0	0.0%		8	0	0.0%	8	0	0.0%
江戸川区建築審査会	5	+0	1	+0	20.0%		5	1	20.0%	5	1	20.0%
江戸川区青少年問題協議会	29	+0	6	−2	20.7%		29	8	27.6%	29	8	27.6%
江戸川区都市計画審議会	23	+0	2	+0	8.7%		23	2	8.7%	24	5	20.8%
江戸川区景観審議会	7	+0	3	+0	42.9%		7	3	42.9%	7	3	42.9%
江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議	12	+0	8	+0	66.7%		12	8	66.7%	12	7	58.3%
江戸川区財産価格審議会	12	+0	2	−3	16.7%		12	5	41.7%	12	3	25.0%
江戸川区建築紛争調停委員会	3	+0	0	+0	0.0%		3	0	0.0%	3	0	0.0%
江戸川区文化財保護審議会	12	+0	4	+0	33.3%		12	4	33.3%	11	3	27.3%
江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会	5	+0	2	+0	40.0%		5	2	40.0%	5	2	40.0%
江戸川区行政不服審査会	3	+0	0	+0	0.0%		3	0	0.0%	3	0	0.0%
江戸川区感染症の診査に関する協議会	5	+0	0	+0	0.0%		5	0	0.0%	9	0	0.0%
江戸川区廃棄物減量等推進審議会	15	+0	4	−1	26.7%		15	5	33.3%	15	5	33.3%
江戸川区介護認定審査会	144	+0	39	+3	27.1%	○	144	36	25.0%	144	35	24.3%
江戸川区障害認定審査会	30	+0	13	+1	43.3%	○	30	12	40.0%	30	11	36.7%
江戸川区国民保護協議会	86	−1	18	−3	20.9%		87	21	24.1%	87	21	24.1%
江戸川区公契約審査会（旧公共調達審査会）	5	+0	1	+0	20.0%		5	1	20.0%	5	1	20.0%
江戸川区公契約監視委員会（旧公共調達監視委員会）	3	+0	1	+0	33.3%		3	1	33.3%	3	1	33.3%
江戸川区労働報酬等審議会	6	+0	1	+0	16.7%		6	1	16.7%	6	1	16.7%
江戸川区児童福祉審議会	16	+0	5	−1	31.3%		16	6	37.5%	16	5	31.3%
江戸川区子ども・子育て応援会議	28	+0	12	+0	42.9%		28	12	42.9%	27	12	44.4%
江戸川区子どもの権利擁護委員	6	−1	4	−1	66.7%		7	5	71.4%	5	4	80.0%
江戸川区特別職報酬等審議会												
江戸川区区有地公募売却等事業予定者選定委員会												
東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理審議会（篠崎町七丁目14番、15番、16番、17番、18番及び19番の一部）	10	—	2	—	20.0%							
江戸川区ネーミングライツパートナー選定委員会												
江戸川区新庁舎建設アドバイザリー会議	6	−1	2	−1	33.3%		7	3	42.9%	7	3	42.9%
江戸川区表彰審査会	24	+0	7	−1	29.2%		24	8	33.3%	25	8	32.0%
諏訪善行賞表彰審査委員会												
江戸川区区民栄誉賞表彰審査会												
江戸川区新庁舎施工者選定方法等検討委員会	4	—	0	—	0.0%		4	0	0.0%			
公益通報委員会	5	+0	1	−1	20.0%		5	2	40.0%	5	2	40.0%
江戸川区立小・中学校改築工事基本設計及び実施設計業務委託プロポーザル審査委員会	6	+0	1	+0	16.7%		6	1	16.7%	6	1	16.7%
江戸川区文化振興審議会	9	+0	2	−2	22.2%		9	4	44.4%	9	5	55.6%
江戸川区スポーツ栄誉賞審議会							44	3	6.8%	45	4	8.9%
江戸川区スポーツ夢基金運用認定委員会							10	3	30.0%	11	2	18.2%
江戸川区体育優秀選手及び優秀団体並びに体育功労者表彰選考委員会							4	2	50.0%	4	1	25.0%
江戸川区青少年育成及び地域スポーツ振興者表彰選考委員会							6	2	33.3%	6	1	16.7%
江戸川区産業賞表彰選考委員会												
江戸川区福祉サービス苦情解決委員会	3	+0	1	+0	33.3%		3	1	33.3%	3	1	33.3%
江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会	25	−1	8	+1	32.0%	○	26	7	26.9%			
江戸川区地域密着型サービス運営委員会	8	+0	4	+0	50.0%		8	4	50.0%	8	3	37.5%
江戸川区地域包括支援センター運営協議会	12	+0	4	+0	33.3%		12	4	33.3%	12	4	33.3%
江戸川区老人ホーム入所判定委員会	9	+5	4	+3	44.4%	○	4	1	25.0%	4	1	25.0%
【令和7年6月30日廃止】江戸川区地域自立支援協議会										26	12	46.2%

江戸川区予防接種健康被害調査委員会	7	+0	1	+0	14.3%		7	1	14.3%	9	1	11.1%
江戸川区小児慢性特定疾病審査会	6	+0	2	+0	33.3%		6	2	33.3%	6	2	33.3%
江戸川区大気汚染障害者認定審査会	5	+0	0	+0	0.0%		5	0	0.0%	5	0	0.0%
江戸川区公害健康被害認定審査会	8	+0	0	+0	0.0%		8	0	0.0%	8	0	0.0%
江戸川区公害健康被害補償診療報酬審査会	6	+0	0	+0	0.0%		6	0	0.0%	6	0	0.0%
江戸川区学校保健委員会	24	+0	10	+0	41.7%		24	10	41.7%	24	10	41.7%
江戸川区就学支援委員会	117	+1	50	−2	42.7%		116	52	44.8%	126	55	43.7%
江戸川区不適切契約事案の検証及び再発防止対策検討委員会	5	−	0	−	0.0%		5	0	0.0%			
江戸川区地域エネルギー事業評価委員会												
江戸川区災害弔慰金等支給審査会												
江戸川区障害福祉計画等策定委員会	19	−	11	−	57.9%							
江戸川区障害者差別解消支援地域協議会	19	−	11	−	57.9%							
江戸川区いじめ問題再調査委員会												
江戸川区いじめ問題対策委員会	5	−	1	−	20.0%							
江戸川区公共施設整備検討委員会	6	−	1	−	16.7%							
江戸川区生活環境保全審議会												
江戸川区給付型奨学金選考委員会												
合　　計	941	−3	278	+6	29.5%	○	944	272	28.8%	952	274	28.8%

※「江戸川区附属機関の設置に関する条例」に基づく附属機関は、名称部分を着色している。

Ⅳ　設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等　　R8.4.1時点　　R7.4.1時点　　R6.4.1時点

	全委員											
名　　称	委員総数	増減	女性委員数	増減	割合	改善	委員総数	女性委員数	割合	委員総数	女性委員数	割合
江戸川区健全財政推進区民懇話会（旧健全財政推進区民懇話会）	5	−1	2	+0	40.0%	○	6	2	33.3%	6	2	33.3%
江戸川区外部評価委員会	5	−1	2	+0	40.0%	○	6	2	33.3%	6	2	33.3%
江戸川区学校給食等業務の民間委託業者選定委員会	8	+0	2	−1	25.0%		8	3	37.5%	10	5	50.0%
江戸川区自殺防止連絡協議会	30	+0	8	+0	26.7%		30	8	26.7%	30	8	26.7%
江戸川区自殺対策戦略会議	20	+0	4	−1	20.0%		20	5	25.0%	20	5	25.0%
江戸川区健康づくり推進協議会	20	−2	8	−1	40.0%		22	9	40.9%	21	7	33.3%
エコタウンえどがわ推進本部	25	+0	7	+0	28.0%		25	7	28.0%	25	7	28.0%
江戸川区明るい選挙推進委員連絡会	146	+3	46	+2	31.5%	○	143	44	30.8%	146	46	31.5%
東京都市計画事業上篠崎一丁目北部土地区画整理評価員	3	+0	1	+0	33.3%		3	1	33.3%	3	1	33.3%
東京都市計画事業南小岩七丁目土地区画整理評価員	3	−	1	−	33.3%		3	1	33.3%	3	1	33.3%
江戸川区消防団運営委員会	18	+0	5	+0	27.8%		18	5	27.8%	18	5	27.8%
スポーツ推進委員	51	−3	22	+0	43.1%	○	54	22	40.7%	53	21	39.6%
江戸川区青少年委員	57	+0	21	−1	36.8%		57	22	38.6%	57	23	40.4%
江戸川区交通安全連絡協議会	32		3		9.4%							
東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理（篠崎町七丁目14番、15番、16番、17番、18番及び19番の一部）評価員	3		1		33.3%							
合　　計	426	+31	133	+2	31.2%		395	131	33.2%	398	133	33.4%

審議会等合計（Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）　　R8.4.1時点　　R7.4.1時点　　R6.4.1時点

合　　計	1,393	+28	416	+8	29.9%		1,365	408	29.9%	1,376	410	29.8%

資料３

区の附属機関等における女性の登用状況（令和８年度）

Ⅰ　議会　　R8.4.1時点

	全委員			正副会長			あて職の委員		
	現員数	女性議員数	割合	総数	女性数	割合	総数	女性数	割合
議員	44	16	36.4%						

Ⅱ　行政委員会（地方自治法第180条の5に定めるもの）　　R8.4.1時点

	全委員			正副会長			あて職の委員		
名　　称	委員総数	女性委員数	割合	総数	女性数	割合	総数	女性数	割合
教育委員会	5	2	40.0%	2	0	0.0%	－	－	－
選挙管理委員会	4	2	50.0%	2	2	100.0%	－	－	－
監査委員	4	0	0.0%	0	0	－	－	－	－
農業委員会	13	1	7.7%	2	0	0.0%	－	－	－
合　　計	26	5	19.2%	6	2	33.3%	0	0	－

※正副会長の総数が0のものについては、会長職に相当する委員はない

Ⅲ　附属機関（地方自治法第202条の3）　　R8.4.1時点

	全委員			正副会長			あて職の委員		
名　　称	委員総数	女性委員数	割合	総数	女性数	割合	総数	女性数	割合
江戸川区防災会議	86	18	20.9%	1	0	0.0%	37	3	8.1%
江戸川区民生委員推薦会	14	6	42.9%	2	0	0.0%	2	1	50.0%
国民健康保険事業の運営に関する協議会	20	5	25.0%	2	1	50.0%	0	0	－
東京都市計画事業上篠崎一丁目北部土地区画整理審議会	9	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	－
東京都市計画事業南小岩七丁目土地区画整理審議会	9	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	－
江戸川区建築審査会	5	1	20.0%	1	0	0.0%	0	0	－
江戸川区青少年問題協議会	29	6	20.7%	2	0	0.0%	29	6	20.7%
江戸川区都市計画審議会	23	2	8.7%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
江戸川区景観審議会	7	3	42.9%	2	0	0.0%	0	0	－
江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議	12	8	66.7%	2	2	100.0%	0	0	－
江戸川区財産価格審議会	12	2	16.7%	2	0	0.0%	5	0	0.0%
江戸川区建築紛争調停委員会	3	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	－
江戸川区文化財保護審議会	12	4	33.3%	2	1	50.0%	0	0	－
江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会	5	2	40.0%	1	0	0.0%	0	0	－
江戸川区行政不服審査会	3	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	－
江戸川区感染症の診査に関する協議会	5	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	－
江戸川区廃棄物減量等推進審議会	15	4	26.7%	2	1	50.0%	2	0	0.0%
江戸川区介護認定審査会	144	39	27.1%	2	0	0.0%	1	0	0.0%
江戸川区障害認定審査会	30	13	43.3%	2	0	0.0%	0	0	－
江戸川区国民保護協議会	86	18	20.9%	1	0	0.0%	37	3	8.1%
江戸川区公契約審査会（旧公共調達審査会）	5	1	20.0%	1	0	0.0%	0	0	－
江戸川区公契約監視委員会（旧公共調達監視委員会）	3	1	33.3%	2	1	50.0%	0	0	－
江戸川区労働報酬等審議会	6	1	16.7%	1	1	100.0%	0	0	－
江戸川区児童福祉審議会	16	5	31.3%	2	1	50.0%	0	0	－
江戸川区子ども・子育て応援会議	28	12	42.9%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
江戸川区子どもの権利擁護委員	6	4	66.7%	0	0	－	0	0	－
江戸川区特別職報酬等審議会									
江戸川区区有地公募売却等事業予定者選定委員会									
東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理審議会（篠崎町七丁目14番、15番、16番、17番、18番及び19番の一部）	10	2	20.0%	2	1	50.0%	0	0	－
江戸川区ネーミングライツパートナー選定委員会									
江戸川区新庁舎建設アドバイザリー会議	6	2	33.3%	2	1	50.0%	0	0	－
江戸川区表彰審査会	24	7	29.2%	2	0	0.0%	0	0	－
諏訪善行賞表彰審査委員会									
江戸川区区民栄誉賞表彰審査会									
江戸川区新庁舎施工者選定方法等検討委員会	4	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	－
公益通報委員会	5	1	20.0%	2	0	0.0%	5	1	20.0%
江戸川区立小・中学校改築工事基本設計及び実施設計業務委託プロポーザル審査委員会	6	1	16.7%	2	0	0.0%	3	0	0.0%
江戸川区文化振興審議会	9	2	22.2%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
江戸川区スポーツ栄誉賞審議会									
江戸川区スポーツ夢基金運用認定委員会									
江戸川区体育優秀選手及び優秀団体並びに体育功労者表彰選考委員会									
江戸川区青少年育成及び地域スポーツ振興者表彰選考委員会									
江戸川区産業賞表彰選考委員会									

江戸川区福祉サービス苦情解決委員会	3	1	33.3%	0	0	―	0	0	―
江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会	25	8	32.0%	2	0	0.0%	1	0	0.0%
江戸川区地域密着型サービス運営委員会	8	4	50.0%	2	0	0.0%	0	0	―
江戸川区地域包括支援センター運営協議会	12	4	33.3%	2	0	0.0%	0	0	―
江戸川区老人ホーム入所判定委員会	9	4	44.4%	0	0	―	4	1	25.0%
【令和7年6月30日廃止】江戸川区地域自立支援協議会									
江戸川区予防接種健康被害調査委員会	7	1	14.3%	5	1	20.0%	0	0	―
江戸川区小児慢性特定疾病審査会	6	2	33.3%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
江戸川区大気汚染障害者認定審査会	5	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
江戸川区公害健康被害認定審査会	8	0	0.0%	2	0	0.0%	1	0	0.0%
江戸川区公害健康被害補償診療報酬審査会	6	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	―
江戸川区学校保健委員会	24	10	41.7%	0	0	―	6	3	50.0%
江戸川区就学支援委員会	117	50	42.7%	2	1	50.0%	29	5	17.2%
江戸川区不適切契約事案の検証及び再発防止対策検討委員会	5	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	―
江戸川区地域エネルギー事業評価委員会									
江戸川区災害弔慰金等支給審査会									
江戸川区障害福祉計画等策定委員会	19	11	57.9%	2	0	0.0%	0	0	―
江戸川区障害者差別解消支援地域協議会	19	11	57.9%	2	0	0.0%	0	0	―
江戸川区いじめ問題再調査委員会									
江戸川区いじめ問題対策委員会	5	1	20.0%	0	0	―	0	0	―
江戸川区公共施設整備検討委員会	6	1	16.7%	2	1	50.0%	3	0	0.0%
江戸川区生活環境保全審議会									
江戸川区給付型奨学金選考委員会									
合　　計	941	278	29.5%	81	14	17.3%	173	24	13.9%

※「江戸川区附属機関の設置に関する条例」に基づく附属機関は、名称部分を着色している。

※正副会長の総数が0のものについては、会長職に相当する委員はない

Ⅳ　設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等　R8.4.1時点

	全委員			正副会長			あて職の委員		
名　　称	委員総数	女性委員数	割合	総数	女性数	割合	総数	女性数	割合
江戸川区健全財政推進区民懇話会（旧健全財政推進区民懇話会）	5	2	40.0%	1	0	0.0%	0	0	―
江戸川区外部評価委員会	5	2	40.0%	1	0	0.0%	0	0	―
江戸川区学校給食等業務の民間委託業者選定委員会	8	2	25.0%	1	1	100.0%	7	2	28.6%
江戸川区自殺防止連絡協議会	30	8	26.7%	2	0	0.0%	19	6	31.6%
江戸川区自殺対策戦略会議	20	4	20.0%	2	0	0.0%	20	4	20.0%
江戸川区健康づくり推進協議会	20	8	40.0%	2	0	0.0%	0	0	―
エコタウンえどがわ推進本部	25	7	28.0%	0	0	―	18	1	5.6%
江戸川区明るい選挙推進委員連絡会	146	46	31.5%	3	0	0.0%	0	0	―
東京都市計画事業上篠崎一丁目北部土地区画整理評価員	3	1	33.3%	0	0	―	0	0	―
東京都市計画事業南小岩七丁目土地区画整理評価員	3	1	33.3%	0	0	―	0	0	―
江戸川区消防団運営委員会	18	5	27.8%	1	0	0.0%	6	0	0.0%
スポーツ推進委員	51	22	43.1%	5	2	40.0%	0	0	―
江戸川区青少年委員	57	21	36.8%	5	2	40.0%	0	0	―
江戸川区交通安全連絡協議会	32	3	9.4%	1	0	0.0%	21	2	9.5%
東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理（篠崎町七丁目14番、15番、16番、17番、18番及び19番の一部）評価員	3	1	33.3%	0	0	―	0	0	―
合　　計	426	133	31.2%	24	5	20.8%	91	15	16.5%

※正副会長の総数が0のものについては、会長職に相当する委員はない

審議会等合計（Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）　　R8.4.1時点

合　　計	1,393	416	29.9%	111	21	18.9%	264	39	14.8%

参考

附属機関等への多様な参画を推進するためのガイドラインに関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例（令和４年３月江戸川区条例第２号。以下「条例」という。）第 10 条第４号に規定する施策の一環として、附属機関等の委員（以下「委員」という。）を選任する際の留意事項等を定めることにより、条例第 12 条に規定する事項の達成を促進し、もって附属機関等への多様な参画を推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

２　この要綱において「附属機関等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 区が設置する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項に規定する附属機関

(2) 前号に定めるもののほか、要綱等の規定により区が設置する協議会、懇談会その他の会議体

（目標）

第３条　区は、推進計画の計画期間が終了するまでに、次の目標を達成する。

(1) 男女（性別又は性自認に基づく男女をいう。以下同じ。）のいずれか一方のみの委員で構成される区の附属機関等をなくす。

(2) 男女のいずれか一方の委員の総数が、全ての附属機関等の委員の総数の 10 分の３未満にならないようにする。

（取組内容）

第４条　区は、前条の目標を達成するため、附属機関等の設置目的を妨げない範囲内で、次に掲げる内容に取り組むものとする。

(1) 区からの依頼に基づく関係団体からの推薦により委員を選任している場合は、当該依頼文に、委員の男女の構成比への配慮その他附属機関等への多様な参画を推進するために必要な事項を明記するよう努める。

(2) 特定の役職にある者を委員としている場合は、当該特定の役職にある者を委員とする方法から、特定の役職にある者が推薦する者を委員とする方法などに選任方法を見直すよう努める。ただし、附属機関等の設置根拠となる法律（以下「根拠法」という。）の規定により、当該委員の構成が特定されている場合は、この限りでない。

(3) 男女のいずれか一方に偏りが生じないようにするため、委員の公募枠を新たに設け、又は拡大するよう努める。ただし、根拠法の規定により、当該委員の構成が特定されている場合は、この限りでない。

(4) 学識経験者を委員として複数名選任する場合は、当該学識経験者の男女の数がいずれか一方に偏らないよう努める。

（参加への配慮）

第５条　区は、附属機関等の会議を開催するに当たっては、育児中の委員等が当該会議に参加しやすいように配慮するものとする。

（登用状況の報告）

第６条　附属機関等を所管する部長は、毎年度、委員の登用状況を、総務部長に報告するものとする。

（推進会議への報告）

第７条　総務部長は、前条の規定による報告に基づき、委員の登用状況について推進会議に報告するものとする。

（変化への対応）

第８条　区は、将来の環境及び社会的な状況の変化に対応し、並びに附属機関等への多様な参画を推進するため、必要に応じて、第３条に規定する目標その他この要綱の内容を見直すこととする。

（委任）

第９条　この要綱の施行について必要な事項は、総務部長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和５年１月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（参考）依頼文例

○○送第○○号
年　　月　　日

（推薦団体代表者）　様

江戸川区長

（附属機関等の名称）への委員の推薦について（依頼）

日ごろより、当区の○○○○○にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、（附属機関等の名称）の運営につきましては、貴団体から委員の推薦をいただいておりますが、○年○月○日をもちまして、現在委嘱中の委員の任期が満了いたします。

つきましては、後任の委員について、下記のとおりご推薦いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

１　任期満了委員氏名
２　任　　期　　年
３　報　　酬　　円
４　推薦期限　　年　　月　　日
５　提出書類　　別添推薦様式および承諾書
６　特記事項

【例１】当区では、政策決定過程における多様な参画を推進するため、附属機関等への委員の登用に際しては、性別に偏りがないよう努めております。つきましては、今回の改選に当たっては、女性（男性）のかたをご推薦いただければ幸いです。

【例２】当区では、政策決定過程における多様な参画を推進するため、附属機関等への委員の登用に際しては、性別に偏りがないよう努めております。つきましては、今回の推薦に当たっては、会長職、副会長職に限定せず、可能な限り女性（男性）のかたの推薦にご配慮いただきますよう、お願いいたします。

【問合せ・提出先】
江戸川区○○部○○課○○係
担　当：○○○○
連絡先：○○○○

参考

（第6次男女共同参画基本計画より抜粋）

項　目	現　状	成果目標（期限）
地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合		
都道府県の審議会等委員	34.9% （2024 年）	40%以上、60%以下 （2030 年）
市町村の審議会等委員	29.0% （2024 年）	40%以上、60%以下 （2030 年）
独立行政法人等の役職員の各役職段階に占める女性の割合		
部長相当職及び課長相当職	17.0% （2024 年）	20% （2030 年度末）
役員	20.9% （2024 年）	30% （2030 年度末）
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合		
係長相当職	24.4% （2024 年）	33% （2030 年）
課長相当職	15.9% （2024 年）	24% （2030 年）
部長相当職	9.8% （2024 年）	15% （2030 年）
東証プライム市場上場企業役員に占める女性の割合（注２）	17.7% （2025 年）	30% （2030 年）
上場企業役員に占める女性の割合（注２）	14.0% （2025 年）	20% （2030 年）
女性役員登用目標を設定し、その目標達成に向けた行動計画を策定している上場企業の割合	5.9% （2025 年）	30% （2030 年）

資料４

次期計画の体系図

重点目標	課題	方向性
１　性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち	（１）性の平等と性の多様性への理解促進	①　男女共同参画の意識啓発・教育の推進 ②　人権教育を通じた多様な性への理解促進
	（２）男女共同参画による地域の活性化	①　政策・方針決定過程における女性参画の推進 ②　地域活動における男女共同参画の促進 ③　男女共同参画の視点による地域防災力の向上
	（３）生涯を通じた健康支援	①　リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する普及啓発 ②　ライフステージに応じた健康づくりの推進
２　仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち	（１）就業における男女共同参画の推進 【女性活躍推進計画】	①　職場における男女共同参画の推進 ②　あらゆる分野における女性の活躍推進 ③　事業者等による働きやすい環境づくりの促進
	（２）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援 【女性活躍推進計画】	①　多様な働き方を可能とする育児の支援基盤整備の推進 ②　多様な働き方を可能とする介護の支援基盤整備の推進
３　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち	（１）すべての暴力の根絶 【配偶者暴力防止基本計画】	①　暴力やハラスメントの根絶に向けた啓発の推進 ②　若年層に向けた成長に応じた啓発の推進 ③　配偶者等からの暴力被害者に対する相談・支援の充実 ④　被害者の早期発見・早期対応と自立支援の充実
	（２）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援 【困難女性支援計画】	①　誰もが相談しやすい相談窓口の周知の推進 ②　当事者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援の充実 ③　関係機関等との切れ目のない連携・協働の推進

資料５

次期計画事業一覧（案）

重点目標１　性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち
課題（１）性の平等と性の多様性への理解促進
方向性①　男女共同参画の意識啓発・教育の推進

(仮) 次期計画 事業No.	取組	内容	担当課
1	SDGsを通じた男女共同参画の考え方などの周知	SDGsに関する情報を収集及び提供し、発行物等において男女共同参画の理解促進を図る。	ともに生きるまち推進課
2	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により、広報誌やホームページ、SNS等への掲載を継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	広報課
3	区職員の人権研修等の実施	あらゆる暴力の早期発見のため、虐待防止研修や人権研修等を通じて、職員の暴力防止のための意識啓発を行う。	職員課
4【新】	男女共同参画意識に関する区職員向け研修等の実施	区の全職員に向けて男女平等参画に関するe-ラーニングを実施し、周知啓発を行う。 また、令和4年度に作成した『男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン』について、適宜、内容の更新を行い区の全職員へ周知する。	人権・男女共同参画推進センター
5	男女共同参画に関する情報収集及び提供	国や都、各自治体等の男女共同参画に関する情報を収集及び提供し、男女共同参画の理解促進を図る。	人権・男女共同参画推進センター
6	男女共同参画に関する情報紙の発行	男女共同参画の視点を持った情報紙を発行し、男女共同参画の理解促進を図る。	人権・男女共同参画推進センター
7	男女共同参画週間記念講演会	男女共同参画週間を記念する講演会を行い、男女共同参画の理解促進を図る。	人権・男女共同参画推進センター
8	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	保育課
9	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	教育指導課
10	発行物における表現の配慮	区発行物において、暴力や性に関する表現について、誤った内容や過激な表現等を用いないように配慮をする。	全庁

重点目標１　性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち
課題（１）性の平等と性の多様性への理解促進
方向性②　人権教育を通じた多様な性への理解促進

(仮) 次期計画 事業No.	取組	内容	担当課
11【新】	性の多様性に関する啓発	性の多様性の啓発に関する講座等の実施とともに、相談窓口等の周知を行う。	人権・男女共同参画推進センター
12【新】	性の多様性に関する区職員向け研修等の実施	区の全職員に向けて性の多様性に関するe-ラーニングを実施し、周知啓発を行う。 また、平成30年度に作成した『性的指向・性同一性（性自認）に関するガイドライン（職員用）』について、適宜、内容の更新を行い区の全職員へ周知する。	人権・男女共同参画推進センター
13	人権尊重意識の啓発	人権尊重意識の啓発に関する講演、イベントの実施、冊子の配布等とともに、関係機関と連携して必要な助言等を行う。	人権・男女共同参画推進センター
14	人権尊重教育推進校	東京都教育委員会の指定を受けた学校において、２年間人権教育を充実させることであらゆる偏見や差別の解消を目指す。また、その取組の成果を他校に周知する。	教育指導課
15	人権教育だより「しあわせ」の活用	教職員の人権意識の高揚を図るため、年３回人権教育だよりを発行し、男女共同参画を含めた様々な人権課題の啓発を行う。	教育指導課
16	教職員研修の実施	年４回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	教育指導課
17	性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身に付けさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図る。	教育指導課
再10	発行物における表現の配慮	区発行物において、暴力や性に関する表現について、誤った内容や過激な表現等を用いないように配慮をする。	全庁

重点目標１　性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち
課題（２）　男女共同参画による地域の活性化
方向性①　政策・方針決定過程における女性参画の推進

(仮) 次期計画 事業No.	取組	内容	担当課
18	区職員の人事配置における配慮	政策・方針決定過程において男女が平等に参画し、多様な意見が反映される環境を整えるため、男女差別なく優秀な人材を登用することを原則に、女性管理職の人数の増加を目指す。	職員課
19	審議会等における区民委員等の参画	政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう委員選出時の男女比に配慮する。	全庁
20	会議等における男女比の配慮	庁内外を問わず、政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう男女比に配慮する。	全庁

重点目標１　性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち
課題（２）　男女共同参画による地域の活性化
方向性②　地域活動における男女共同参画の推進

(仮) 次期計画 事業No.	取組	内容	担当課
21	安全・安心まちづくり運動	区民・企業・関係機関等が行う様々な活動を継続・発展させるための支援・行事等の企画を行い、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	地域防犯防災課
22	環境をよくする運動	各地区での様々な実践活動や、一斉美化運動などの全区的な取組を継続・浸透させていくことにより、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	環境課
23	アダプト制度の推進	「ボランティア立区」の実現を目指すため、緑や公園、水辺のボランティアに参加できるよう支援する。	水とみどりの課
24	町会・自治会活動	誰もがそれぞれの立場で積極的に町会・自治会活動に参画できるよう支援する。	地域振興課

重点目標１　性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち
課題（２）　男女共同参画による地域の活性化
方向性③　男女共同参画の視点による地域防災力の向上

(仮) 次期計画 事業No.	取組	内容	担当課
25	地域防災計画の改定・運用	事前の防災対策及び発災後の復旧・復興対策について、女性や男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画改定に取り組む。	防災危機管理課
26	地域防災訓練・避難所運営訓練	地域で開催する防災訓練や避難所運営訓練で、女性の視点を取り入れた訓練実施を働きかける。	地域防犯防災課

重点目標１　性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち
課題（３）　生涯を通じた健康支援
方向性① リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する普及啓発

(仮) 次期計画 事業No.	取組	内容	担当課
27	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する啓発を行う。	人権・男女共同参画推進センター
28【新】	プレコンセプションケア支援事業（プレコン相談）	若い世代を対象にヘルスチェック及び専門相談等ができ、将来の妊娠に備えた健康意識の向上を促すことを目的とした相談支援等を実施する。	健康サービス課（健康サポートセンター）
29	女性の健康支援	女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発する内容をホームページ及び、X（旧ツイッター）に掲載する。	健康サービス課（健康サポートセンター）
30	健康相談	女性特有の疾病や骨粗しょう症等について、個別相談を実施する。	健康サービス課（健康サポートセンター）
31【新】	HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）の個別周知	定期接種の対象者（女子）には、予診票を送付し、また、任意接種の対象者（男子）にはハガキを送付し、個別周知に取り組んでいる。	保健予防課
32	性感染症相談及びHIV検査の実施	電話や面談による性感染症相談、HIV検査を実施する。	保健予防課
33	青少年層へのHIV対策講演	性に関する意思決定や行動選択の能力形成過程にある青少年層に対して教育現場の協力のもと、普及啓発を行う。	保健予防課

重点目標１　性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち
課題（３）　生涯を通じた健康支援
方向性②　ライフステージに応じた健康づくりの推進

(仮) 次期計画 事業No.	取組	内容	担当課
34【新】	高齢者の外出促進・生きがいづくり	高齢者の健康増進や、生きがいづくり等のため、江戸川区独自の軽運動である「リズム運動」等を推進する。	福祉推進課
35	リズム運動	熟年者の仲間づくりや健康づくりなどを支援するため、社交ダンスを熟年者向けにアレンジしたリズム運動を実施する。	福祉推進課
36【新】	生きがい等促進事業「高齢者向けディスコ」	ディスコを通じて心身の健康増進を図るとともに、新たな生きがいを提供する。	福祉推進課
37	がん検診等の実施と受診勧奨	広く区民に対して健康診査やがん検診の機会を提供するとともに、働き盛りや子育て中の若年層から、り患者が増加する大腸がん・乳がん・子宮頸がんに重点を置いた効果的な受診勧奨を実施する。	健康推進課
38【新】	産婦健康診査	母体の身体機能の回復及び産後うつ予防等を図る観点から、出産後間もない時期に実施する産婦健康診査の費用を助成する。	健康サービス課（健康サポートセンター）
39	産後ケア	助産師のいる施設での宿泊や通所、助産師による家庭訪問を実施し、授乳や育児等の相談支援を行うことで、産後うつ予防、児童虐待の未然防止を図る。	健康サービス課（健康サポートセンター）
40	妊婦歯科健診	妊娠中の口腔疾患の予防のため、歯科健診・歯科保健指導を実施する。個別医療機関で受診することで、家族ぐるみのかかりつけ歯科医推進を図る。	健康サービス課（健康サポートセンター）
41	妊婦健康診査	妊婦健康診査や妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診の費用を助成することで、妊婦の健康を支援する。	健康サービス課（健康サポートセンター）
42	妊婦全数面接事業 （ぴよママ相談）	妊娠届出時または妊娠中にすべての妊婦と保健師等が面接を行い、状況把握や必要な情報提供を行うことで妊娠・出産・育児に関する悩みや不安の軽減を図り、必要に応じて継続支援につなげる。	健康サービス課（健康サポートセンター）
43	妊産婦訪問指導	妊婦及び産後保健指導を必要と認めた者に対し、保健師の家庭訪問による日常の生活指導や異常の早期発見・防止についての指導、健康相談を行う。	健康サービス課（健康サポートセンター）
44	助産師育児相談	新生児訪問後の継続支援の場として、助産師による授乳等に関しての相談の機会を設け、育児不安を軽減し安心して子育てができるよう支援する。	健康サービス課（健康サポートセンター）
45	多胎児の会	双子・三つ子などの多胎児親子および多胎妊婦が交流する場を提供し、情報交換したり、専門職への相談を通じて、安心して子育てできるように支援する。	健康サービス課（健康サポートセンター）
46	２か月児の会	育児不安が強くなりやすい時期に、子育てに関する情報や相談が受けられる環境、仲間づくりの場を提供することで子育てを支援する。	健康サービス課（健康サポートセンター）

(仮) 次期計画 事業No.	取組	内容	担当課
47	各種健康事業の実施	区民の健康に対する理解と知識を向上させるため、個人や地域に対し、健康に関する講習会や相談事業を行う。	健康サービス課（健康サポートセンター）
48	栄養相談・指導	生活習慣病予防のため、日常の食生活の状況について、栄養士による相談・指導を行う。併せて、女性が食事をつくり、男性は食べるということではなく、誰もが自身の健康に資する食事を簡単便利に準備できるよう食環境整備事業として「Edogawaまいにちごはん」事業を実施していく。	健康サービス課（健康サポートセンター）
49	健康努力児童・生徒表彰	日頃から健康づくりに励み、大きな成果を上げている児童・生徒を表彰し、その努力を称えることで、学童期の健康づくりを推奨する。	学務課

重点目標２　仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち
課題（１）就業における男女共同参画の推進
方向性①　職場における男女共同参画の推進

(仮) 次期計画 事業No.	取組	内容	担当課
50	区職員の能力開発（研修）	キャリアアップ研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行う。	職員課
51	公平な区職員の採用及び昇任選考の実施	男女差別なく区職員の採用及び昇任選考を行い、能力本位の人事制度を実施する。	職員課
52	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	人権・男女共同参画推進センター
53	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	人権・男女共同参画推進センター

重点目標２　仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち
課題（１）就業における男女共同参画の推進
方向性②　あらゆる分野における女性の活躍推進

(仮) 次期計画 事業No.	取組	内容	担当課
54	女性の再就職支援セミナー	ハローワーク及び東京しごとセンターと共同で再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援する。	地域振興課
55	就職面接会・就労支援セミナー	就職面接会を開催し、求職者が企業と直接面接できる機会を提供するとともに、就労支援セミナーにおいて、様々な方を対象に業種・職種の選び方、自己理解、面接対策に役立つセミナーを実施する。	地域振興課
56	ほっとワークえどがわ	ハローワーク木場と連携し、本庁舎内で年齢・性別に関係なく、仕事に関する相談・紹介を実施する。	地域振興課
57	ヤングほっとワークえどがわ	若年層に特化していた就労支援を全年齢対象に拡充し、キャリアカウンセラーが就職相談を実施する。また、これまで開設していた船堀ワークプラザ内のヤングほっとワークえどがわに加え、本庁舎でも相談窓口を設置する。	地域振興課
58	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	産業振興課
59	創業支援事業	起業希望者に対して、関係機関や専門家等と連携し、起業に係る学習機会の提供、窓口相談の設置、事業活動に必要な経費の一部を助成するなど、起業希望者の状況に応じた支援を実施する。	経営支援課

重点目標２　仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち
課題（１）就業における男女共同参画の推進
方向性③　事業者等による働きやすい環境づくりの促進

(仮) 次期計画 事業No.	取組	内容	担当課
60	事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整える。	職員課
61	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	契約課
62	公契約条例施行に伴う労働環境等の確認	公契約条例適用の案件について、労働環境等の確認の一環として労働環境等確認報告書にてワーク・ライフ・バランス推進の項目を設けている。	契約課
63【新】	労働環境整備助成金	従業員のための職場環境整備や就業規則の作成・変更に係る経費の一部を助成する。	経営支援課
64	SDGsの達成に向け活動する企業への支援	多様な働き方の導入や女性活躍の促進などを指標として、経営活動のなかでSDGsの達成に向け取り組んでいる企業に対し事業資金として区内金融機関による低利・長期の融資をあっせんし、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行う。	経営支援課
65	長期育児休業支援制度	国制度（２歳まで）を超える育児休業を取得できる体制を整えた企業とその取得者に対し、区が独自に補助を行うことで、待機児童数の減少を図るとともにワーク・ライフ・バランスの増進を図る。	子育て支援課

重点目標２　仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち
課題（２）　ライフステージに応じたワーク･ライフ･バランスの支援
方向性①　多様な働き方を可能とする育児の支援基盤整備の推進

(仮) 次期計画 事業No.	取組	内容	担当課
66	保育施設の定員拡大	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）の新設等を行い、多様な保育ニーズに対応する。	子育て支援課
67	私立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園において、通常の教育時間の前後に在園児の預かり保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	子育て支援課
68	延長保育	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）において、開所時間や利用時間を超えて延長保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	子育て支援課
69	一時保育 （私立保育園･ベビーシッター利用支援）	保護者の通院、冠婚葬祭や学校行事への出席、リフレッシュなどの場合に、就学前の子どもを一時的に保育することで、多様な保育ニーズに対応する。	子育て支援課
70	病児･病後児保育事業	病気の治療･回復期にあって集団生活が困難な子を医療機関等に敷設された専用スペースで一時的に預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	子育て支援課
71	子育てひろば事業	親子（乳幼児）が自由に遊び、交流しながら、子育ての仲間づくりや情報交換を行い、育児環境を整える。	子育て支援課
72【新】	休日保育の実施	認可保育園在園児で休日保育を要する家庭に向けて船堀第二保育園で実施する。	保育課
73	延長保育	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）において、開所時間や利用時間を超えて延長保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	保育課
74	保育ママ	生後9週目から1歳未満の乳児を預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	保育課
75	緊急一時保育（区立保育園）	保護者の入院など、緊急に保育が必要な子ども（１歳児～就学前）を預かることで、多様な保育ニーズに対応する。	保育課

(仮) 次期計画 事業No.	取組	内容	担当課
76	子どもショートステイ	保護者が病気、就労、育児疲れ等により、子どもを一時的に保育できないときに、宿泊を伴った一時預かりを行い、多様な保育ニーズに対応する。 令和3年度からは、15時～22時までの間預かりを実施するトワイライトステイ事業を実施している。 令和7年度からは、休日の日中に宿泊を伴わない預かり事業を実施する休日デイサービスを実施している。	相談課（こども家庭センター）
77	ファミリーサポート事業	区民が育児支援を行う人（協力会員）と受けたい人（依頼会員）となり、会員組織化して子育て家庭を支援することで、多様な保育ニーズに対応する。	相談課（こども家庭センター）
78	子どもに関する総合相談	18歳未満の子どもに関するあらゆる相談を受け付ける。	相談課（こども家庭センター）
79	ハローベビー教室	初妊婦及びその配偶者等を対象に、妊娠・出産についての知識や心構え、出産準備や赤ちゃんのお世話方法などについての講座を行う。	健康サービス課（健康サポートセンター）
80	乳幼児健康診査・健康相談	乳幼児の健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健全育成を図る。あわせて子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し対応する。	健康サービス課（健康サポートセンター）
81	新生児訪問指導	新生児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等、発育上必要な事項について、保健師や委託助産師が訪問指導をする。	健康サービス課（健康サポートセンター）
82	パパとパートナーのための育児ゼミ	妊婦のパートナー及び０歳から２歳までの子を持つ父親が育児のスキルを学び、子育てに関する悩みの共有や情報交換ができる場を提供することにより、父親の子育てに関する不安や悩みを軽減し、父親のうつ予防及び児童虐待を未然に防ぐ。	健康サービス課（健康サポートセンター）
83	すくすくスクール	放課後の学校施設を活用し、多くの大人との交流や様々な体験により、子ども達の豊かな人間性を育成するとともに学童クラブ機能を包含し、保護者の就労を支援する。 令和3年4月より、学童クラブの実施時間を19時までに延長した。	教育推進課
84	ショートサポート保育 （区立幼稚園）	教育時間外の保育が必要な在園児を預かることで、一時的に保育に欠ける状況にある保護者を支援し、個人の状況にとらわれることなく区民生活の充実や男女共同参画の推進を図る。	学務課
85	親子ひろば あい♧あい	乳幼児及び保護者に、幼稚園、家庭、地域がともにふれ合える場所を提供することにより、地域の活性化、暮らしの改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境の実現を図る。	学務課

重点目標２　仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち
課題（２）　ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援
方向性②　多様な働き方を可能とする介護の支援基盤整備の推進

(仮) 次期計画 事業No.	取組	内容	担当課
86	地域共生社会構築の拠点 「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう身近な地域拠点として「なごみの家」を設置する。	福祉推進課
87	熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行う。	介護保険課
88	多様な介護サービスの充実	相談窓口の充実や在宅介護サービス、施設介護サービス等の基盤整備を進めるとともに適切なサービス利用につなげることにより介護者の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図る。	介護保険課
89	介護者等を対象とした支援	団体や民間企業等との連携による支援や認知症サポーター養成講座を開催し、介護の方法や認知症に対する正しい理解を深める。	介護保険課
90	介護者交流教室	在宅介護者に対し、介護保険制度・サービス等の周知や紹介、介護者の精神的負担・ストレス軽減、仲間づくり・リフレッシュを行う。専門職からのアドバイスや介護者同士の交流を通して介護の負担軽減を図る。	介護保険課
91	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト	区と委託契約を締結した訪問看護ステーション等の看護師が、重症心身障害児（者）等の自宅に出向き、介護を行う家族に代わって一定時間の呼吸管理、栄養管理、排泄管理等の医療的ケア及び食事介助、排泄介助等を行うことにより、重症心身障害児（者）の健康保持及び介護を行う家族等の負担軽減を図る。	障害者福祉課

重点目標３　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち
課題（１）　すべての暴力の根絶
方向性①　暴力やハラスメントの根絶に向けた啓発の強化

(仮) 次期計画 事業No.	取組	内容	担当課
92	暴力・ハラスメント防止の啓発	暴力・ハラスメント防止啓発講座等を実施する。 併せて、区ホームページへの掲載や相談窓口リーフレット等の配置等により、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口について周知する。	人権・男女共同参画推進センター
93	「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間にあわせ、シンボルである「パープルリボン」の普及や女性に対する暴力の根絶に向けた啓発、相談窓口の周知活動を行う。	人権・男女共同参画推進センター

重点目標３　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち
課題（１）　すべての暴力の根絶
方向性②　若年層に向けた成長に応じた啓発活動の強化

(仮) 次期計画 事業No.	取組	内容	担当課
94	デートDV防止講座	主に中学校・高校でのデートDVに関する啓発講座を実施する。 講座の中で、よりよい人間関係の築き方や男女平等の考え方、性別役割分担意識の払しょくについても啓発する。	人権・男女共同参画推進センター
95	デートDV予防動画	デートDV予防動画を公開し、デートDV防止の啓発を行う。	人権・男女共同参画推進センター
96	若年層に向けた広報媒体の拡充	若年層と親和性の高いSNS、動画、キャラクター等の活用、参加型の啓発活動を展開する。	人権・男女共同参画推進センター

重点目標３　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち
課題（１）　すべての暴力の根絶
方向性③　配偶者等からの暴力被害者に対する相談･支援の充実

(仮) 次期計画 事業No.	取組	内容	担当課
97【新】	DV相談カードの配置	配偶者やパートナー等からの暴力について悩んでいる方に相談窓口を知ってもらうため、区内各施設等にカードを設置する。	人権･男女共同参画推進センター
98	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者からの暴力に関する電話相談や、DV証明書･保護命令に必要な証明書の発行を行う。	人権･男女共同参画推進センター
99	DV相談	DV被害者に、問題解決に向けた情報提供や自立に向けた支援を行う。	人権･男女共同参画推進センター
100	DV被害者支援ネットワーク連絡会	配偶者からの暴力を防止し、関係機関と連携してDV被害者に対する適切な支援及び保護をするため、必要な事項の協議と情報共有を行う。	人権･男女共同参画推進センター

重点目標３　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち
課題（１）　すべての暴力の根絶
方向性④　被害者の早期発見・早期対応と自立支援の充実

(仮) 次期計画 事業No.	取組	内容	担当課
101	犯罪被害者や性暴力被害者支援窓口の周知	警察、被害者支援都民センター、性暴力救援センター・SARC東京などの関係機関と連携して犯罪被害者等の支援に当たるとともに、様々な媒体や機会を利用して支援や相談先の効果的な広報を行う。	人権・男女共同参画推進センター
再92	暴力・ハラスメント防止の啓発	暴力・ハラスメント防止啓発講座等を実施する。 併せて、区ホームページへの掲載や相談窓口リーフレット等の配置等により、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口について周知する。	人権・男女共同参画推進センター
再97【新】	DV相談カードの配置	配偶者やパートナー等からの暴力について悩んでいる方に相談窓口を知ってもらうため、区内各施設等にカードを設置する。	人権・男女共同参画推進センター
再98	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者からの暴力に関する電話相談や、DV証明書・保護命令に必要な証明書の発行を行う。	人権・男女共同参画推進センター
再99	DV相談	DV被害者に、問題解決に向けた情報提供や自立に向けた支援を行う。	人権・男女共同参画推進センター

重点目標３　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち
課題（２）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援
方向性①　誰もが相談しやすい相談窓口の周知の推進

(仮) 次期計画 事業No.	取組	内容	担当課
102【新】	ひとり親家庭のしおりの作成・配布	ひとり親家庭に関する制度や施策をまとめた冊子を作成し、関係部署の窓口で対象者に配布するとともに、区のホームページに掲載する。	人権・男女共同参画推進センター
103	大人のなんでも相談	夫婦・親子の問題の解決に向け、相談の内容に応じて適切な窓口を紹介する。法的な判断を必要とする問題については、弁護士が助言や情報提供を行う。	人権・男女共同参画推進センター
104	ハラスメント相談支援	ハラスメントの相談先が分からず悩んでいる区民から相談内容を伺い、適切な支援先を案内する。	人権・男女共同参画推進センター
105【新】	おくやみコーナー窓口の運営	死亡した区民に係る手続きを行う遺族等に対し、必要となる諸手続きの相談、案内及び受付を実施する。	区民課
106【新】	福祉総合窓口の実施	バリアフリーを実施し、多言語対応タブレット、オンライン相談等も活用し、誰もが暮らしやすい環境づくりを行う。	福祉推進課 介護保険課 障害者福祉課

重点目標３　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち
課題（２）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援
方向性②　当事者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援の充実

(仮) 次期計画 事業No.	取組	内容	担当課
107【新】	同性パートナー関係申出書受領証の交付	要件を満たす同性パートナー関係にある方から同性パートナーシップ関係である旨の申出書を受領し、「同性パートナー関係申出書受領証」を交付する。また、申請時に「LGBTQ」に関する法律相談や結婚パスポート、東京都性自認及び性的指向に関する専門相談のご案内をしている。	人権・男女共同参画推進センター
108	ひとり親家庭総合相談事業 【ひとり親相談室すずらん】	子育てや生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型の相談を行い、ひとり親家庭の多様なニーズに対応する。	人権・男女共同参画推進センター
109	母子・父子自立支援員	母子・父子家庭の暮らしの問題や自立の援助の相談を実施する。	人権・男女共同参画推進センター
110	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	義務教育終了前の子どもを養育しているひとり親家庭で、病気や就職活動により一時的に家事や保育ができない場合に、ホームヘルパーを派遣する。	人権・男女共同参画推進センター
111	母子福祉生活一時資金	母子世帯が、災害や疾病等により緊急に資金を要する時に、15万円を上限に貸付を行う。	人権・男女共同参画推進センター
112	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父が、保育士などの資格をとるために6か月以上の養成機関に修学する際に、給付金を支給する。	人権・男女共同参画推進センター
113	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母又は父が、指定された能力開発の講座を受講する際に、受講費用の一部を修了後に支給する。	人権・男女共同参画推進センター
114	ひとり親家庭民間賃貸住宅家賃助成	老朽化等により賃貸住宅からの立ち退きを求められているひとり親世帯に対し、転居後の家賃の一部を助成する。	人権・男女共同参画推進センター
115	母子生活支援施設	経済的困窮など様々な課題を抱える母子を施設に入所させ、自立に向けた支援を行う。	人権・男女共同参画推進センター 児童家庭課
116	家庭廃棄物の戸別訪問収集	高齢者・障害者で家庭廃棄物を集積所へ出すことが困難な方を対象に実施する。	清掃課

(仮) 次期計画 事業No.	取組	内容	担当課
117	生活一時資金貸付	一時的に生活資金が不足した方に対し、低金利で貸付を行うことにより、生活の維持や再建を図る。	地域振興課
118	若者きずな塾	社会に一歩を踏み出せない35歳以下の若者に対し、安心できる居場所を提供しつつ、就職や社会生活に必要なコミュニケーションスキルを身につけられるよう支援する。	地域振興課
119	みんなの就労センターの支援	年齢、性別、障害の有無、就労ブランク等に関わらず、働く意欲のある人に対し、就労の場を確保し、提供するセンターへの支援を行う。	福祉推進課
120【新】	認知症（若年性認知症）支援	認知症の方やその家族の悩み事等について相談できる窓口を設置し、医療・介護等、その方に必要な支援につないでいる。	介護保険課
121【新】	高齢者虐待に関する相談	虐待を受けている高齢者を発見した場合、区が通報を受け、熟年相談室が事実確認を行い、適宜必要な支援を行う。 高齢者虐待は誰にでも起こりうる身近な問題です。辛いとき、疲れてしまったときは、ご相談ください。	介護保険課
122	住まいの改造助成	介護を必要とする熟年者等が車いすなどを使用して暮らしやすいよう住まいを改造する場合、その費用を助成する。	介護保険課 障害者福祉課
123【新】	ひきこもり相談・居場所事業	ひきこもり状態の方やその家族等を対象に電話・LINE・メール・来所・訪問等様々なツールによる相談支援や、安心して過ごすことができる居場所の運営を行う。	生活援護管理課
124	次世代育成支援事業	子どもの不登校等に悩む生活困窮家庭等を支援することで、子どもの学習・進学を後押しする。保護者の経済状況に左右されることなく将来に向けて生活の安定を図る。	生活援護第一課 生活援護第二課 生活援護第三課
125	児童扶養手当 児童育成手当 ひとり親家庭等医療費助成	離婚・死亡・遺棄などの理由で、父親又は母親と生計を同じくしていないひとり親世帯等に手当の支給および医療費の助成をすることで、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図る。	児童家庭課
126【新】	児童虐待相談対応	すべての子どもが等しく持つ「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を保証するため、子どもの最善の利益を優先した相談援助を行う。	児童相談所援助課
127	社会的養護自立支援 （退所後支援）	施設や里親等を退所する児童等に対し、支援計画の作成や相談支援、相互交流の場や居場所の提供により、自立へ向けた支援を行う。	児童相談所援助課
128【新】	親子のより良い関係づくりを支援するための親子関係形成支援事業	子育てに難しさや不安を感じている保護者に対し、親子関係を良好にするための講座や支援を行う事業。ペアレントトレーニングの講座等を通じて理解を深め、適切な関わり方を学ぶことで良好な親子関係の構築を図る。	相談課（こども家庭センター）

(仮) 次期計画 事業No.	取組	内容	担当課
129【新】	ヤングケアラー支援事業（普及啓発、ヤングケアラー・コーディネーターの配置、ヤングケアラー相談支援等補助事業）	社会的認知度の向上、早期発見・早期支援のための相談支援体制の充実、ヤングケアラーの状態にある子どもたちへの支援の推進を行う。	相談課（こども家庭センター）
130	児童虐待相談対応	全ての子どもが等しく持つ「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を保証するため、子どもの最善の利益を優先した相談援助を行う。	児童相談所援助課
131	親子のより良い関係づくりを支援するための親子関係形成支援事業	子育てに難しさや不安を感じている保護者に対し、親子関係を良好にするための講座や支援を行う事業。ペアレントトレーニングの講座等を通じて理解を深め、適切な関わり方を学ぶことで良好な親子関係の構築を図る。	相談課（こども家庭センター）
132	母子保健措置医療給付	未熟児養育医療、障害のある児童への育成医療給付を行う。	健康サービス課（健康サポートセンター）
133	助成・奨学金制度の周知	国、都による教育費の支援制度の拡充を受け、新規募集は平成30年度をもって終了し、奨学生への貸付は令和3年度をもって終了となった。今後は、国、都、他機関の助成・奨学金制度について、広く周知していく。	教育推進課
134	入学資金の融資あっせん	私立の高校及び大学等への入学に必要な資金に困窮している者を対象に、入学資金の融資をあっせんし、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	教育推進課
135	木全・手嶋育英資金の給付	経済的な理由で大学への修学が困難な成績優秀者に対し、育英資金を支給し、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	教育推進課
136【新】	スクールソーシャルワーカーの配置・巡回	性別や家庭環境など多様な背景に配慮し、児童・生徒や家庭への相談支援を行うとともに、関係機関と連携しながら問題解決に取り組む。	教育相談センター
137【新】	エンカレッジサポーター	不登校や登校に不安を抱える児童・生徒に対し、性別や背景にかかわらず一人一人の状況に応じた校内別室での居場所づくりや学習の見守りを行い、安心して学校生活を送れるように支援する。	教育相談センター
138	区施設のバリアフリー化の促進	区施設の出入口部分の段差解消やスロープの設置、「だれでもトイレ」の整備など、誰もが暮らしやすい環境づくりを行う。	全庁

重点目標３　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち
課題（２）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援
方向性③　関係機関等との切れ目のない連携・協働の推進

(仮) 次期計画 事業No.	取組	内容	担当課
139	行政相談委員との連携強化	委員を通じて、区民からの行政機関に対する苦情等に関する相談に応じ、必要な助言や関係機関への通知を行う。	総務課
140【新】	人権擁護委員との連携強化	法務大臣の委嘱を受けた区民である人権擁護委員による、人権相談や児童・生徒等を対象とした啓発活動について、協力する。	人権・男女共同参画推進センター
141	地域支援ネットワーク	熟年相談室（地域包括支援センター）、民生・児童委員、区の連携により、協力団体・事業所、区民の方々からの通報に迅速に対応する体制をとることにより、男女問わず高齢者が住み慣れた地域で安心安全に生活できるよう支援する。	福祉推進課
142	地域見守り名簿の活用	地域見守り名簿を希望する町会・自治会やなごみの家などに提供し、平常時からの見守りに活用する。	福祉推進課

参考

男女共同参画を取り巻く社会的背景や国等の動向

１　近年の男女共同参画を取り巻く社会的背景 2

２　（国）第６次男女共同参画基本計画における分野別方向性 11

３　東京都の動き 14

４　東京都男女平等参画推進総合計画　計画の体系 16

５　第６次男女共同参画基本計画　用語解説 18

1　近年の男女共同参画を取り巻く社会的背景

（1）人口減少、世帯構成の変化等

○統計開始以来、令和６（2024）年に初めて出生数が 70 万人を下回り、令和７（2025）年には約 67 万人となり、合計特殊出生率は 1.14 と 10 年連続で低下している。平成 20（2008）年をピークに長期の人口減少過程に入っており、今後もさらにその減少が加速すると推計されている。

○総人口が減少する中で、令和７（2025）年に団塊の世代が全て 75 歳以上の後期高齢者となり、令和７（2025）年の平均寿命をみると、女性 87.33 歳、男性 81.35 歳、死亡最頻値は女性 92 歳、男性 88 歳と、正に人生 100 年時代を迎えている。

○未婚や単独世帯の割合が上昇するなど大きな変化が生じており、この傾向は今後も続くことが推計されている。また、世帯の単独化が進むとともに、高齢者の独居率が上昇すると見通されている。高齢者や、就職氷河期世代等の今後高齢期を迎える世代が抱える様々な困難への対応が、これまで以上に重要な課題となる。特に、高齢女性は高齢男性よりも貧困率が高くその中でも単独世帯の高齢女性の貧困率が高い状況にある。

○令和７（2025）年時点で、共働き世帯数は専業主婦世帯数の３倍以上となっており、妻がフルタイムの共働き世帯数も増加傾向にある。

○我が国で働く外国人労働者数は増加傾向で推移し、令和７（2025）年 10 月末時点で、約 257 万人と過去最多を更新している。将来推計によれば、今後より速いペースで進展すると推計されている。また、令和６（2024）年の年間訪日外国人旅行者数は 3,687 万人で、過去最高となった。

（2）就業・生活の在り方

○就業継続に関する意識が変化するとともに、就業率は近年男女ともに上昇傾向にある。女性活躍推進法に基づく取組や働き方改革、両立支援等、官民の連携により取組が進められる中、令和７（2025）年の就業率は、15～64 歳の女性で 75.3％、25～44 歳の女性で 83.6％、15～64 歳の男性で 84.6％となっており、特に 25～44 歳の女性については、平成 24（2012）年～令和７（2025）年にかけて 15.9％ポイント上昇し、国際的にも遜色ない水準となっている。

○近年は出産・育児によるとみられる女性の正規雇用比率の低下幅は小さくなっており、今後も女性の正規雇用比率の高まりが期待される。一方で、育児休業から復帰した後に短時間勤務や時間制約で働く人が増加している中で、多様な人材を公正に処遇する評価・報酬、時間制約の有無にかかわらず成長を促すような職務経験・教育機会の提供が重要となっている。

○働きながら介護をしているワーキングケアラーが増加し、今後、更なる高齢化の進展により、家族の介護をする者の増加が予測される。加えて、未就学児の育児と家族の介護というダブルケアを担う者もいる中、依然として女性への家事・育児・介護等の偏りが存在している。

○近年女性の起業家は増加傾向にあり、起業家全体に占める女性起業家の割合は上昇している。有業者のうち本業がフリーランスの数は 209 万人となっており、有業者に占める割合が 3.1％となっている。

○女性と男性では、健康課題の内容も課題を抱えやすい時期も異なることから、男女共同参画の一層の推進のためには、男女が共に自分自身及び互いの身体の特性・健康課題に対する正しい理解とそれぞれの特性に応じた健康支援が必要となっている。

（３）女性活躍の推進

○令和４（2022）年７月８日、厚生労働省は女性活躍推進法の省令を改正し、同日施行した。今回の改正で、女性の活躍に関する情報公表項目として「男女の賃金の差異」を追加し、常用労働者301 人以上の大企業に対し、各事業年度の「男女の賃金の差異」の実績に関して、その事業年度の終了からおおむね３ヵ月以内における情報公表を義務化した。

○令和７（2025）年６月、令和８（2026）年３月 31 日までとされていた女性活躍推進法の有効期限が、令和 18（2036）年３月 31 日まで延長され、６月 11 日に公布された。

公布後は、以下の事項が明記される。

①ハラスメント対策の強化【施行日：令和８年 10 月１日】

事業主は、カスタマー・ハラスメント（カスハラ：顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、社会通念上許容される範囲を超えた言動により、労働者の就業環境を害すること）対策や、求職者やインターンシップ生等に対するセクシュアル・ハラスメント（就活セクハラ）対策が義務化される。

カスハラ及びセクハラ防止のため、事業主は、以下の措置を必ず講じなければならないこととされた。

・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発：

【カスハラ防止】ハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発するとともに、ハラスメントの内容及びあらかじめ定めた対処の内容を、労働者に周知すること。

【セクハラ防止】求職活動等に関するルールをあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発すること等

・相談体制の整備：

【カスハラ・セクハラ防止】相談窓口をあらかじめ定め、労働者や求職者等に周知すること等

・対応の実効性を確保するために必要なカスタマー・ハラスメントの抑止のための措置：

【カスハラ防止】特に悪質と考えられるハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備すること

・事後の迅速かつ適切な対応：

【カスハラ防止】事実関係を迅速かつ正確に確認するとともに、被害者に対する配慮のための措置を行うこと等

【セクハラ防止】事実関係を迅速かつ正確に確認するとともに、被害者に対する配慮のための措置を行うこと、行為者に対する措置を適正に行うこと等

・そのほか併せて講ずべき措置：

【カスハラ・セクハラ防止】相談者等のプライバシー保護のための必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知すること

相談したことや、事実確認の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

あわせて、国は、職場におけるハラスメントについて情報発信等の啓発活動を行うこととされた。

②女性の活躍に関する情報の公表【施行日：令和８年４月１日】

従業員 101 人以上の企業は、男女賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が義務となる。

③女性の健康課題に係る取組【施行日：令和８年４月１日】

取組を促すこととするとともに、法律上も重要であることを明確化する。

また、優良企業（えるぼし、プラチナえるぼし）認定において、女性の健康支援に関するプラス認定を創設する。

○令和５（2023）年４月 23 日に第 20 回統一地方選挙が行われ、当選人のうち女性の比率は、全国の市区町村議会議員では 20.7％（11,553 人中 2,390 人）、特別区議会議員では 36.8％（817 人中 301 人）、江戸川区議会議員では 36.4％（44 人中 16 人）であった。

なお、統一地方選挙が行われなかった自治体を含む全地方議会議員の女性比率は、15.9％（29,155 人中 4,636 人、令和４（2022）年 12 月 31 日現在）であった。

○令和７（2025）年７月 20 日に第 27 回参議院議員通常選挙が行われ、当選人のうち女性の比率は、33.6％（125 人中 42 人）であり、過去最多となった。

なお、候補者のうち女性の比率は、29.1％（522 人中 152 人）であり、令和４（2022）年の参議院選挙の 181 人に次いで、過去２番目に多い女性候補者数であった。

○「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2026」（女性版骨太の方針 2026）では、全ての意思決定に女性が参画することを基本とする旨が掲げられ、第６次男女共同参画基本計画（令和８年３月 13 日閣議決定）に基づく取組を一層強力に推進するとともに、女性活躍の裾野を更に広げ、一段高いレベルで進めていくため、「健康」・「成長戦略分野」・「地域」の３つの重点分野について、戦略的・体系的に取組を強化。あわせて、全ての取組の前提となる「安全・安心」が確保される社会の実現に取り組むこととされた。

（４）ビジネスの動向・変化

○近年、企業と機関投資家のための人権等に関する一連の指針が企業経営や投資行動に浸透してきたことを背景に、企業経営において、人的資本経営や健康経営®、ダイバーシティ経営、エンゲージメント向上に向けた取組への関心が高まっているとともに、企業活動と人権に関する社会的要請が高まっている。

○一方、コロナ禍から平時へ移行し、経済活動が活発化する中で、令和７（2025）年時点の我が国の企業の人手不足感は、非製造業や中小企業を中心に、歴史的な水準にまで高まっている状況であり、自社を退職した人材を再び迎え入れるといった仕組みを設ける企業も出てきている。

（５）若者や女性が地方を離れる動きの加速

○我が国全体の人口減少が続く中、産業活性化、出産・子育て支援、移住促進等の取組がなされたものの、若者や女性が地方を離れる動きが加速している。自分の都合で出身地域を離れた人について、出身地域を離れた理由をみると、「希望する進学先が少なかったから」を挙げる割合が、男女ともに最も高く、特に、自分の都合で都会へ転居した女性では次いで、「やりたい仕事や就職先が少なかったから」、「地元から離れたかったから」の順となっている。

○一部の地方公共団体においては、女性に選ばれる地域づくりという観点から、男女共同参画の推進に着目し、先進的・総合的なまちづくりの取組を進める例も出てきている。

○我が国では、今後、地方において人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定される。各地域において、女性の活躍を推し進めることは、女性本人の経済的自立や自己実現に資するのみならず、我が国社会全体として、地域社会の担い手の確保や、多様な視点によるイノベーションを通じた、経済社会の持続可能性向上にもつながるものである。

（6）根強い固定的な性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアス等

○働き方・暮らし方の変革の実現にとって、根強い固定的な性別役割分担意識（用語解説 18 頁参照）や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が大きな障壁となっている。これらは、幼少の頃から長年にわたり形成され、若い世代では年齢を重ねるにつれ、親や学校の先生を含めた身近な人間関係やＳＮＳ、メディアなど周囲からの影響を数多く受けることで性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を抱きやすくなると考えられることから、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要となっている。成人に対しても、固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組を継続して行っていく必要がある。

○近年、若い世代でジェンダー格差を重要な課題と考えている割合が高く、若者を取り巻く状況と課題を把握し、それらを政策に反映していくために、より多様な背景を持つ若者の視点を政策に反映させるための仕組みづくりが重要となっている。

（7）仕事と家庭の両立に関する意識の変化

○未婚の女性において仕事と家庭の両立を望む人の割合が上昇しているだけでなく、未婚の男性においても、将来のパートナーに仕事と家庭の両立を望む人の割合が上昇し、若い世代の意識は変化している。また、女性はライフステージに応じて働き方の希望は変化する傾向にあり、男性もフルタイムで残業のない働き方を含めた柔軟な働き方を希望する割合が約４～５割存在している。

○一方、例えば、男性の育児休業取得について、多くの男性が肯定的に捉えているにもかかわらず、男性個人が、他の男性は取得に否定的であると思い込むことで、取得を控えるといった傾向が指摘されていることについても留意する必要がある。

（8）暴力根絶への問題意識、テクノロジーの進展等による新たな形の暴力

○誰もが、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できるようにするためには、個人の人権が尊重され、安全に、かつ安心して暮らせることが不可欠である。しかしながら、我が国の現状をみると、性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の暴力が個人の尊厳を踏みにじり、安全で安心な暮らしを妨げる大きな要因となっている。また、デジタルを始めとするテクノロジーの進展、ＳＮＳなどのコミュニケーションツールの更なる広がりに伴い、被害は一層多様化している。

○性犯罪・性暴力のない社会の実現に向けて、被害当事者や支援者の声が社会的機運の醸成に大きな役割を果たし、令和５（2023）年には強制性交等罪を不同意性交等罪に変更する等の刑事法の整備が行われるなど、対策が充実・強化されてきた。そのような中で、官民の様々な啓発活動等も通じて、加害行為を容認しない意識が高まるとともに、社会的に大きな影響を与えた事件等によって、こどもや男性等の被害への認識も広がってきている。さらに、配偶者間での行為について、身体への暴力だけでなく、精神的な暴力にあたる行為等についても「どんな場合でも暴力に

あたると思う」とする人が増えるなど、配偶者等への暴力（ＤＶ）に関する認識にも広がりがみられる。

○令和７（2025）年 12 月３日に配偶者暴力防止法が改正され、同月 10 日に公布、同月 30 日から施行された。本改正によって、紛失防止タグの位置情報を取得する行為や取り付ける行為等が接近禁止命令等における禁止行為に追加される。

○令和６（2024）年６月 19 日に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（こども性暴力防止法）が成立し、同月 26 日に公布された。この法律は、学校、児童福祉施設等、学習塾等における教員や教育保育等従事者等による、児童への性暴力等の防止を求めるものであり、事業者からの申請に応じて従事者の犯罪事実を確認できる仕組み（日本版 DBS）の創設等が盛り込まれ、令和８年 12 月 25 日に施行される。

令和８（2026）年１月９日には、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」が公表された。このガイドラインでは、制度の詳細や運用方法等がまとめられているほか、以下の事項が明記されている。

・「不適切な行為」の具体例：児童等と私的な連絡先（SNS アカウント・オンラインゲームのアカウント・メールアドレス等）を交換し私的なやり取りを行うこと、私物のスマートフォン等で児童の写真・動画を撮影・管理すること等

・有効な性暴力等未然防止策：防犯カメラの設置、死角となりやすい場所等について意識を高めること等

（９）テクノロジーの急速な進展・進化

○近年のテクノロジーの進展は目覚ましく、特にＡＩは分野によっては人を上回る質のアウトプットを驚異的な速度で生成し、ビジネスや学術活動などに幅広く活用され始めるなど、我々の働き方や生活に大きな影響を及ぼしている。テクノロジーの進展は、以前より労働市場における代替性・補完性の両面をもたらすとされているが、女性の方がＡＩの影響を大きく受ける可能性が高い職業に就いているとみられ、ＡＩに業務を代替されるリスクに留意する必要がある。男女が共にテクノロジーの進展に寄与し、性別にかかわらず、誰もがその恩恵を享受できるよう、政府においては必要な取組を講じ、経営側においては迅速にテクノロジーを導入し、労働者側についてはリ・スキリングを含め対応するなど、社会全体で進めていくことが重要である。

○科学、保健・医療、工学、環境分野など、性差を考慮した研究開発を進めるジェンダード・イノベーションを取り入れる動きが広がってきている。

○令和４（2022）年 11 月 30 日に Open AI 社が公開した「ChatGPT」等の「生成 AI」が急速に発展した。生成 AI は、入力した条件に基づき、インターネット上の公開情報から自動学習を行い、文章、画像、音声、音楽、動画等を生成することができる。自然な文章表現や条件に合った画像等が短時間で生成されるため、生産性の向上や働き方の変革が期待されている。ただし、インターネット上の公開情報が学習に使用されるために、著作権の問題やプライバシー侵害が生じる恐れや、事実とは異なる情報がもっともらしく表現されるといった課題があるため、生成されたものについて、事実関係の確認が必要である。また、ジェンダー（用語解説 18 頁参照）や宗教等に関する倫理的な配慮も重要である。

令和５（2023）年９月７日の G7 構成国・地域による「広島 AI プロセス閣僚級会合」においては、開発を含む全ての AI 関係者向けの国際的な指針を年内に策定することとされた。

令和６（2024）年５月に、安全・安心・信頼できる AI の実現に向け、広島 AI プロセスの精神に

賛同する国々の自発的な枠組みである「広島AIプロセス・フレンズグループ」が発表され、令和６年６月現在、G7各国やEU等、53の国及び地域が参加している。

○令和６（2024）年５月21日に、EU理事会にて、人工知能を包括的に規制する規則案（AI法案）が採択され、同法が成立した。AI法は同年８月に発行し、令和７（2025）年２月には人の潜在意識に働きかける等のリスクが最も高いAIの使用が禁止される等、令和８（2026）年８月にかけて段階的に適用され、EU域内で事業を展開する日本企業も対応が必要となる。

○デジタル化の進展により、これまで人間の行っていた労働や家事は補助・代替されることとなり、生み出された余剰時間により、新しいサービスモデルの構築（DX：デジタルトランスフォーメーション）の創造が期待される。人々はこれまでの財・サービスの提供のあり方を見直し、または潜在的なニーズを具現化するなど、新事業の創出に注力できるようになる。

○一方、多くの産業・職業が、情報技術や電子工学、機械工学と密接に関わるため、この分野の人材の獲得競争は世界的に激化しており、性別を問わず人材育成が急務である。OECD諸国においては、女子学生の理工系進学支援によってSTEM分野（理工系教育）やデジタル・テクノロジー分野でのジェンダー・ギャップ（男女間の格差）を縮小させ、経済発展の原動力たるイノベーション領域で女性が公平に評価され、活躍できるような環境整備が急速に進められている。

○デジタル化社会到来の中で、女性が経済的に自立するとともに、快適かつ安全な生活を送るためには、必要なデジタル知識と技能を向上させるなど、デジタル・デバイド（情報格差）を防ぐことが肝要であり、教育や地域社会での取組が求められる。

○令和７（2025）年７月に、新・デジタル人材育成プランが決定され、デジタルスキルを活かした女性活躍の具体的な姿として、１「デジタル人材として就業し、活躍する」、２「育児・介護等と両立させながらデジタルを活用して働く」、３「デジタルスキルを身につけてキャリアアップ等を図る」、４「デジタル技術を活用して起業・事業展開を図る」の４パターンを示し、必要な支援策が示された。

あわせて、地方公共団体の指導的地位（用語解説19頁参照）にある層を中心に意識啓発を図る、中小企業におけるDXの推進など地域におけるデジタル人材の需要の創出につながる取組に対する支援を行う、育児・介護等と両立できる柔軟な働き方の推進や長時間労働の是正等、女性デジタル人材の育成に向けた社会基盤・環境の整備を行うこととされた。

（１０）男女共同参画の視点を踏まえた防災・復興

○災害対応に女性が主体的に参画し、女性と男性の災害から受ける影響やニーズの違いに配慮した取組を行うことが、災害に強い社会の実現には重要である。政府では、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組を推進してきたが、令和６年能登半島地震の対応に係る各種の状況調査では、避難所等において女性のニーズを配慮した対応が十分ではないことが明らかになり、いまだ、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が十分に浸透しているとは言い難い状況である。

○令和８（2026）年７月28日に熊本県で発生した熊本地震では、被災地の避難所運営について女性や子供の視点に立って、内閣府と自治体で連携して支援にあたるとしている。

(11) グリーン経済・デジタル経済への移行等

○男女共同参画社会基本法第７条では、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされている。こうした中、平成 27（2015）年９月に国連で持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（用語解説 19 頁参照）が採択され、我が国も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めている。

○上記アジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメント（用語解説 18 頁参照）を達成することを目指す」とうたっている。そして、ゴール５として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を掲げるとともに「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とし、あらゆるレベルでの意思決定において女性と男性が同等の機会を享受するべきこと、国・地域・グローバルのそれぞれでジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する組織への支援を強化すること、男性と男児の参画も得て、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を根絶していくことなどが掲げられている。その上で、アジェンダ全体の実施において「ジェンダーの視点をシステマティックに主流化していくことは不可欠である」としている。

○グリーン経済やデジタル経済への移行が進む中で、国際社会においては、ＳＴＥＭ教育や起業家支援の更なる促進のほか、無償ケア労働の軽減と再分配、有償ケア労働における適正な処遇の確保など、持続可能で包摂的な成長の実現に向けた取組が議論されている。また、女性・平和・安全保障（ＷＰＳ）の推進、男性が変化をもたらす主体や受益者、戦略的パートナーとしてジェンダー平等・女性のエンパワーメントに関与すること等も重要なアジェンダとなっている。さらに、令和６（2024）年に国連で採択された「未来のための約束」では、平和と安全、持続可能な開発、気候変動、デジタル協力、人権、ジェンダー、若者及び将来世代、グローバル・ガバナンスの変革など、広範な課題が示されている。こうした議論やその他諸外国の動向も踏まえ、日本でも取り組んでいく必要がある。

(12) LGBTQ に関わる社会動向

（レズビアン：同性を恋愛や性愛の対象とする女性、ゲイ：同性を恋愛や性愛の対象とする男性、バイセクシュアル：同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人、トランスジェンダー：出生時の戸籍上の性とは異なる性自認（用語解説 20 頁参照）を有する人、クィア：性的マイノリティの総称、クエスチョニング：自分のセクシュアリティを探求中の人）

○平成 14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 14 年３月 15 日閣議決定）に同性愛者への差別といった性的指向（用語解説 20 頁参照）に係る問題の解決に資する施策の検討を行うことが盛り込まれる。

○平成 16（2004）年に性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成 15 年法律第 111 号）が施行され、二十歳以上であること・現に婚姻をしていないこと・現に未成年の子がいないこと・生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること・その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていることの５項目のいずれにも該当している場合、性別の取扱いの変更の審判をすることができるようになった。

○平成 24（2012）年に「自殺総合対策大綱」（平成 24 年８月 28 日閣議決定）で自殺の恐れが高い層として「性的マイノリティ」に言及し、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つで

あると捉えて、理解促進の取組を推進する等が取り上げられている。

○平成 26（2014）年に文部科学省が学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査を公表し、平成 27（2015）年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」を発出した。また、平成 28（2016）年には、教職員向けの手引「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を発出した。

○平成 27（2015）年に LGBT に関する課題を考える国会議員連盟発足（超党派）。文部科学省が「性的マイノリティ」の児童生徒全般に配慮を求める通知を発出。東京都渋谷区と世田谷区が同性パートナーの証明書の発行を行う制度を開始。「第４次男女共同参画基本計画」（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）において性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合への対応が盛り込まれる。

○平成 29（2017）年に男女雇用機会均等法（昭和 47 年法律第 113 号）に基づく事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針が施行され、被害者の性的指向・性自認にかかわらず職場におけるセクシュアル・ハラスメントが対象となることが明記された。性的指向や性自認をからかいやいじめの対象とする言動もセクシュアル・ハラスメントに当たり許されないことを明確化する人事院規則の運用通知の改正。いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）に基づく基本方針が改定され、LGBT への対応が盛り込まれる。2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会において開催に必要な物品・サービスの調達基準や運用方法などを定めた調達コードに、LGBT などを含めた「社会的少数者」の権利尊重を規定。性的指向と性自認に関する施策を推進するための地方自治体議員連盟が発足した。

○「刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成 29 年６月 16 日参議院法務委員会）や「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成 29 年６月 13 日参議院厚生労働委員会）において、LGBT に関する項目が盛り込まれた。

○SOGI ハラ（SOGI（性的指向や性自認）に関するハラスメント）・アウティング（性的指向や性自認を本人の同意なく第三者に暴露すること）防止策を措置義務とするパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が令和２（2020）年６月に施行された。同法では、SOGI ハラやアウティングを行った人が罰せられるわけではなく、防止策を怠った企業が罰せられる。

○令和５（2023）年６月 16 日に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT 理解増進法）が成立し、23 日に施行された。同法では、基本理念に「全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものとの理念にのっとり、性的指向又はジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならない」と盛り込まれた。

○令和８（2026）年６月 16 日に、LGBT 理解増進法に基づく基本計画が閣議決定された。この計画では、SOGI の多様性に関する国民一人ひとりの理解を深めることで、性的マイノリティもマジョリティも安心して生き生きと人生を送ることができる共生社会の実現を目指すことや、SOGI を理由とする不当な差別はあってはならないものである等の基本理念が掲げられており、自治体における相談対応や普及啓発を充実させていくこととされた。

(13) ハラスメント関係の法改正の動向

○仕事の世界における暴力とハラスメントの問題を扱う初の国際労働基準である「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」(ILO 第 190 号条約)が採択され、日本は未批准。

○令和元（2019）年６月５日に女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正された（令和２（2020）年６月１日施行)。本改正により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となった。

○令和７（2025）年６月４日に男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法が改正され、ハラスメント対策の強化として①カスタマー・ハラスメント（カスハラ）防止措置の義務化　②求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント（就活セクハラ）防止措置の義務化が定められた。

(14) 男性の育休・産休・介護休業等の制度改正の動向

○令和３（2021）年６月に育児・介護休業法が改正され、令和４（2022）年４月１日から段階的に施行された。

1　雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化【令和４年４月１日施行】

(1) 育児休業を取得しやすい雇用環境を整備するため、育児休業・出生時育児休業に関する研修の実施、相談窓口の設置等の４項目のうち、いずれかの措置を講ずることを義務化

(2) 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認を行うことを義務化

2　有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和【令和４年４月１日施行】

有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件のうち「引き続き雇用された期間が１年以上」の要件を撤廃し、育児・介護休業取得要件を緩和

3　出生時育児休業（産後パパ育休）の創設【令和４年 10 月１日施行】

育児休業とは別に取得可能。また、子の出生後８週間以内に４週間まで取得することができ、分割して２回まで取得可能

4　育児休業の分割取得等【令和４年 10 月１日施行】

男性の育児休業取得促進のため子が１歳になるまで、分割して２回まで取得が可能となり、保育所に入所できない等の理由により１歳以降に延長する場合は、育休開始日が柔軟化

5　育児休業取得状況の公表の義務化【令和５（2023）年４月１日施行】

常時雇用する労働者数が 1,000 人を超える事業主に対し、育児休業等の取得の状況を毎年１回以上公表することを義務化

○令和６（2024）年５月に育児・介護休業法が改正され、令和７（2025）年４月１日より、常時雇用する労働者数が 300 人を超える事業主に対し、育児休業等の取得の状況を毎年１回以上公表すること、介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認を行うことが義務化されることとなった。

○令和６（2024）年５月６月に雇用保険法等が改正され、令和７（2025）年４月１日より、子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後８週間以内、女性は産後休業後８週間以内）に、被保険者とその配偶者の両方が 14 日以上の育児休業を取得する場合に、最大 28 日間、休業開始前賃金の 13%相当額を給付し、育児休業給付とあわせて給付率 80%（手取りで 10 割相当）へと引き上げることされた。

２　（国）第６次男女共同参画基本計画における分野別方向性

Ⅰ　男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現

第１分野　ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現

○働き方改革の更なる推進と多様で柔軟な働き方の実現
○共働き・共育ての実現に向けた仕事と育児の両立支援、男女双方の意識改革・理解促進
○ワーキングケアラーの増加を見据え、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備

第２分野　あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

○指導的地位に占める女性の割合が 2020 年代の可能な限り早期に 30%程度となるよう、女性登用促進の取組の強化
○2030 年代には誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となるよう、あらゆる分野での女性の参画拡大の推進
○女性の起業・創業の活性化や女性起業家の成長・発展の促進
○学術分野における女性の採用・登用の促進、研究活動と育児・介護等の両立に対する支援及び環境整備、ハラスメントの防止
○教育機関における女性登用の促進、ハラスメントの防止
○女性のスポーツ参加の促進に向けた環境整備、ハラスメントの防止
○メディア分野等における意思決定過程への女性の参画拡大の促進
○専門・技術職、各種団体等に従事する女性の参画促進

第３分野　女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備

○積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（用語解説 20 頁参照）の推進等による女性の参画拡大・男女の均等な機会の確保
○所得向上・経済的自立に向けた、リ・スキリング支援や就職支援等による非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進
○フリーランス、副業・兼業等の多様な働き方における就業環境の整備
○出産・育児等によりブランクのある女性への再就職等への支援
○ハラスメントに係る意識啓発及び防止対策の徹底

第４分野　生涯を通じた男女の健康への支援

○女性の健康総合センターを司令塔に、女性特有の疾患について、診療拠点の整備や研究等に取り組むとともに、女性の健康相談支援体制の構築・強化を推進、その成果を全国に広げる取組の推進
○将来設計や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアの情報発信
○より豊かな人生が歩めるよう、生活の質の向上を目指したフェムテックの推進
○女性の更年期障害等、年代ごとの健康課題に関する啓発や治療を含めた取組の推進
○健診・相談事業等職場における取組の促進や健康経営の推進等、仕事と健康課題の両立の支援
○生涯にわたる女性の健康づくりの支援の充実に向けた医療分野における女性医師の育成および女性特有の疾患の専門医の育成・増加

第５分野　テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進

○テクノロジー関係施策のジェンダー主流化（用語解説 19 頁参照）を図り、男女の心身の違いやニーズを踏まえ、性差を考慮した研究・技術開発の推進

○デジタルスキルの習得、その先のデジタル分野への就労等、女性デジタル人材の育成

○男女の研究者・技術者が共に働きやすい環境の整備

○研究現場を主導する上位職への女性登用を推進するとともに、情報提供等を通じた理工系分野への進学・職業イメージの向上等による女子生徒の理工系進路選択の促進

第６分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実

○ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤を形成するための広報、啓発の推進

○性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを中核として各関係機関が連携した相談支援体制の整備の推進

○こどもに対する性犯罪・性暴力の未然防止と早期発見に向けた対策の推進

○被害者支援の一環として加害者プログラムの推進を含む、配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進

○ストーカー行為の未然防止、再発防止に向けた教育活動、広報啓発活動、被害者支援の推進

○あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた意識啓発、被害防止策の推進

○「人身取引対策行動計画 2022」に基づく人身取引対策の推進

○売買春の根絶に向けた若年層等への啓発活動の促進、被害者支援、貧困・孤立等への相談等支援

○SNS 等を通じた性暴力を防止するため、インターネット上の被害の予防・拡大防止対策の推進

第７分野　男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

○女性支援新法を踏まえ、貧困等生活上の困難に直面する女性等へ就業・生活面等の包括的な支援の推進

○各自の収入などを踏まえた適正な額の養育費の取決めをすることが重要であること等についての周知・啓発

○高齢者、障害者、外国人等や様々な属性に加え女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人が安心して暮らせる環境の整備

第８分野　防災・復興における男女共同参画の推進

○男女共同参画の視点強化に向けた、平常時より国や地方公共団体における密接な連携・協働

○防災・復興に関する政策・方針決定過程の場や災害対応の現場への女性の参画拡大

○令和６年能登半島地震等を踏まえ、避難所における女性ニーズを配慮した対応等、平常時から男女共同参画の視点を導入するための取組強化

○「女性・平和・安全保障（ＷＰＳ）」を踏まえ、防災・災害対応及び復興のあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れる

Ⅱ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

第９分野　地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進

○女性が働きやすい雇用環境への改善や女性の育成・登用、女性の起業の支援

○自治会・ＰＴＡ・防災組織等地域のあらゆる場へ、女性を含めた幅広い層が参画できる環境整備、地域活動における女性リーダー等の活躍推進

○地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、様々な主体（経済団体、NPO 等）との連携強化を含め、地方公共団体における男女共同参画の取組の推進

○男女共同参画機構の設立及び男女共同参画センターの機能強化

○環境問題が男女に与える影響やニーズの違いを考慮した、環境問題への男女共同参画の視点の反映に向けた取組の推進

第 10 分野　男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

○働く意欲を阻害せず、また、必要な個人に施策の効果が確実に届くよう、税制や社会保障制度を始めとする社会制度全般について、経済社会情勢を踏まえて不断に見直し

○婚姻により氏を変更した人が不便さや不利益を感じることのないよう、旧氏の単記も可能とする法制化を含めた基盤整備の検討を含め、旧氏使用の更なる拡大。夫婦の氏に関し、更なる検討の推進

○男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

第 11 分野　教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

○教職員の男女共同参画の理解促進、男女共同参画の視点を踏まえた生涯学習や能力開発の推進

○固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）（用語解説 21 頁参照）の解消に資する方策について周知・普及

○男女共同参画に関心の低い層や若年層、経営者や管理職等への多様なメディア・コンテンツを活用した、対象ごとの戦略的な広報活動の展開

第 12 分野　男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

○広範なステークホルダーと連携したＳＤＧｓ達成に向けた取組の推進・実施

○Ｇ７等の女性に関連する国際会議の場におけるジェンダー平等に係る各種の国際的なコミットメントや議論の国内施策への適切な反映と実施

Ⅲ　男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

○男女共同参画推進連携会議の場を活用した、若者世代も含めた様々な世代間での情報共有や連携強化

○「女性版骨太の方針」の策定に向けた検討を通じて、６次計画の丁寧なフォローアップを行うとともに、それに基づいた更なる取組の促進

○男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計の充実

3　東京都の動き

○東京都は、平成 12（2000）年３月に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、この条例に基づき、平成 14（2002）年１月に男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス＆サポート東京プラン 2002」を策定して以降、平成 19（2007）年３月に「プラン 2007」、平成 24（2012）年３月に「プラン 2012」を策定してきた。

○平成 29（2017）年３月には、女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、配偶者暴力防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成する「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定し、令和４（2022）年３月、令和８（2026）年７月に改定した。
令和８年７月改定後の「東京都男女平等参画推進総合計画」では、基本理念「誰もが自らの生き方を性別にとらわれず選択できる社会」、「男女ともに自分らしく希望する生活ができる社会の実現」、「雇用・就業分野における女性活躍の推進」、「男女平等参画を阻む意識の改革や環境整備」、「配偶者暴力対策」の４つのビジョンの実現に向けて政策を推進するとしている。

○令和４（2022）年度第二回都議会定例会において、東京都男女平等参画基本条例を改正した。
改正内容は、都の審議会等の委員構成について、「男女いずれの性も 40%以上」となるよう努めるとともに、一つの性のみで組織しないこととし、原則として都の全審議会等に適用することを規定。
条例改正に伴い、都の審議会等の委員構成についてクオータ制（用語解説 18 頁参照）を導入した。

○平成 30（2018）年 10 月には、性自認や性的指向等を理由とする差別の解消、及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消への取組について規定する「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を策定した。また、同条例に基づき「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を令和元（2019）年 12 月に策定し、令和５（2023）年３月に改定した。

○令和４（2022）年 11 月１日より、「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用が開始された。

①対象者

- 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者
- 都内在住、在勤又は在学

②概要

- 申請手続は、「東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム」（以下「届出システム」という）にて、原則オンラインで完結
- 「東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書」（以下「受理証明書」という）を届出システムにて発行。PC、タブレット端末、スマートフォン等からアクセス可能
- 希望に応じて受理証明書の特記事項欄に「子の名前」を記載することが可能

③受理証明書の活用

- 都営住宅等への入居申し込み、犯罪被害者への支援事業、都立病院における診療情報の提供、里親の認定登録等
- 先行する都内自治体の証明書との相互利用（協定締結）
- 民間事業者の各種サービスや福利厚生における活用の働きかけを実施

④受理証明書の交付組数（令和８（2026）年７月 31 日時点）

- 2,255 組

○令和６（2024）年３月に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）に基づき、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」が策定された。計画期間は令和６（2024）年度から令和 10（2029）年度の５年間とされ、５つの基本目標が設定された。

1. 対象者の把握から地域での自立まで、多様な支援を切れ目なく包括的に提供
2. 本人の意思や意向を最大限尊重し、本人を中心にした支援の実施
3. 同伴児童を取り残さない視点から、サポートを強化
4. 困難な課題を抱える若年女性への支援を総合的に推進
5. 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を軸とした支援基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働の推進

○令和６（2024）年 10 月に、「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」が公布され、令和７（2025）年４月１日に施行された。

あわせて、令和７（2025）年３月に、カスタマー・ハラスメント防止のための各団体共通マニュアル（業界マニュアル作成のための手引）が公表され、自治体や業界団体におけるマニュアルの共通事項や策定上のポイントが示された。

○令和７（2025）年 12 月に、「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」が制定され、令和８（2026）年７月１日に施行された。仕事をしている女性や、これから仕事をしたいと希望する女性が、働く場でその個性や能力を発揮して活躍できる環境整備を進めるため、都・事業者・経済団体・都民の責務を定め、具体的な取組を進めるためのものとなっている。

①条例の基本理念

- 女性が活躍できる環境の整備は、女性の選択肢の拡大、事業活動における新たな価値の創造・特定の性別に偏ることにより生じ得る支障の回避に寄与するものであり、事業者の主体的な取組が必要であること
- 女性が個性や能力を発揮する機会を阻む恐れがある性別に関する無意識の思い込みへの関心と理解を深めること
- 就業者の家庭生活と職業生活との両立は、本人の意思が尊重されるべきことに留意が必要なこと

②各主体の責務

◆東京都

・女性が活躍できる環境の整備に必要な情報提供、啓発、相談、助言等必要な施策の実施

・国及び区市町村との連携、指針の策定、取組状況調査の実施・公表

・東京都の職員が個性や能力を発揮できる環境の整備を率先して推進 等

◆事業者

・性別に偏らない組織づくりの推進

・就業者の男女格差の解消

・女性特有の健康課題への配慮等の主体的な取組の実施

・優越的な関係を背景として女性の尊厳を傷つける行為の禁止及び防止 等

◆都民

・性別に関する無意識の思い込みについての関心と理解を深める 等

◆経済団体

・所属する事業者等の取組を促進 等

４　東京都男女平等参画推進総合計画　計画の体系

ビジョン１　男女ともに自分らしく希望する生活ができる社会の実現～自分らしく生きていく～

柱１　ライフステージに応じた切れ目のない支援

（１）結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援

（２）就学・就職の進路選択の拡大

（３）ひとり親などが直面する困難に対する支援柱２　家庭・地域での活動支援

柱２　家庭・地域での活動支援

（１）家事・育児分担に関する取組

（２）健康に向けた支援・スポーツでの後押し

（３）地域活動への参画

ビジョン２　雇用・就業分野における女性活躍の推進～女性がいきいき働ける～

柱３　女性の選択肢の拡大

（１）仕事経験を通じた成長機会の提供

（２）固定的性別役割分担の見直し、将来を担う子供・若者の可能性の拡大

（３）女性経営者や起業家等への支援

柱４　企業の持続的な成長

（１）男女ともに両立支援制度が利用しやすい組織風土の醸成

（２）日本型の労働慣行の見直し

（３）女性の就労環境の整備や改善の支援

（４）多様性ある組織づくり

ビジョン３　男女平等を阻む意識の改革や環境整備～ささえる、ひろめる～

柱５　男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動

（１）固定的性別役割分担意識の解消、性別に関する「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に係る啓発

（２）男女平等参画の視点の一層の推進

柱６　安心して暮らせる環境づくり

（１）痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止

（２）セクシュアル・ハラスメント行為等の防止

（３）社会施設における設備等の整備

（４）女性防災人材の育成

ビジョン４　配偶者暴力対策～男女間のあらゆる暴力の根絶～

柱７　切れ目のない支援体制の整備

（１）暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見

（２）多様な相談体制の整備

（３）安全な保護のための体制整備

（４）自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

柱８　関係機関の連携・人材育成

（１）関係機関・団体の連携推進

（２）人材育成・調査研究の推進

5　第６次男女共同参画基本計画　用語解説

用語	解説
ESG 投資	財務情報だけでなく、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)要素も考慮した投資のこと。
M 字カーブ	日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。 この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。 なお、10 年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形は M 字型から欧米先進諸国でみられるような台形に近づきつつある。
エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
クオータ制（割当制）	積極的改善措置（ポジティブ･アクション）の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
ゴール・アンド・タイムテーブル方式	積極的改善措置（ポジティブ･アクション）の手法の一つであり、達成すべき一定目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する方式のこと。本計画における「成果目標」の設定も「ゴール・アンド・タイムテーブル方式」の一つである。
「JK ビジネス」問題	児童の性を売り物にする営業の一つで、「JK」、すなわち「女子高校生」などの 18 歳に満たない者を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、児童による性的なサービスを客に提供させているものの問題。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。 人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。 一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。 「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
ジェンダー統計	男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。

ジェンダー主流化	あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。
ジェンダー予算	政策策定、予算編成、執行、決算、評価など予算の全過程に男女共同参画の視点を反映し、男女共同参画を促進するようにしていくこと。 男女共同参画社会の形成に影響を与え得る全ての施策が対象となり得る。 「ジェンダー予算」に定まった手法は確立されておらず、各国で多様な取組が行われている。
持続可能な開発のための2030 アジェンダ（持続可能な開発目標：SDGs）	平成27(2015)年９月に国連で採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標。 「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な17の目標（Sustainable Development Goals ： SDGs）を設定。 ゴール５ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。
指導的地位	「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020 年 30%」の目標）のフォローアップについての意見」（平成 19 年 2 月 14 日男女共同参画会議決定）においては、「国連のナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の算出方法等を踏まえ、①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当と考える」との意見が出されている。
女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	昭和 54 年（1979 年）に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56 年（1981 年）に発効。我が国は昭和 60 年（1985 年）に批准。 女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。 なお、同条約第１条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。

性的指向・性自認（性同一性）	性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。 性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念である。 性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。 なお、性的指向について、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう（男女共同参画社会基本法第２条第２号）。 また、同法第８条は、国の責務として、国が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する旨、規定している。 男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するために積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入が必要となる。
仙台防災枠組2015-2030	2015 年３月に仙台で開催された第３回国連防災世界会議において採択された新たな国際的な防災の枠組。 正式名称は、「Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030」。 2005 年の第２回国連防災世界会議において採択された兵庫行動枠組の後継となる枠組。 事前の防災投資、「より良い復興（Build Back Better）」、多様な主体の参画によるガバナンス、人間中心の予防的アプローチ、女性のリーダーシップの重要性等、日本が重視する点が盛り込まれた。
Society 5.0	狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会を指すもので、第５期科学技術基本計画（平成 28 年１月 22 日閣議決定）において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。

ダイバーシティ	「多様性」のこと。 性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
ブロッキング	インターネットにアクセスするためのサービスを提供しているインターネット接続業者（ISP）等において、通信当事者の同意を得ることなく、特定のサイト又はウェブページへのアクセスを遮断することにより、その閲覧を防止する措置の一つ。
見える化	関連する情報やデータを公開することにより、各主体の気付きを促し、問題意識を高め、自ら改善する努力を促進する取組のこと。
無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の３つを構成要素とする複合的な能力のこと。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成６年（1994 年）の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成７年（1995 年）の第４回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。 なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。 定義の詳細については、第４回世界女性会議 行動綱領（1995）のパラグラフ 94、95、106（k)を参照。 URL:https://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html
リベンジポルノ	元交際相手の性的な写真等を撮影対象者の同意なくインターネット上に公開することなどをいう。
ロコモティブシンドローム（運動器症候群）	運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態のこと。 ロコモティブシンドロームの予防の重要性が認知されれば、個々人の行動変容が期待でき、国民全体として運動器の健康が保たれ、介護が必要となる国民の割合を減少させることが期待できる。

令和８年度　江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議

委員名簿

令和８年７月 21 日現在

	区分	氏名		団体等
1	学識経験者	よこやま　かずこ 横山　和子	会長 継続	ハリウッド大学院大学　客員教授 International Career Development(株)　代表取締役
2		うらおか　ゆみこ 浦岡　由美子	副会長 継続	ふなぼり駅前法律事務所 江戸川区法律相談協力会会員
3	区民等	あべ　けんいち 阿部　兼一	継続	連合江戸川地区協議会　副議長 アターブル松屋労働組合　書記長
4		いいづか　ともひろ 飯塚　倫弘	新	江戸川区ケアマネジャー協会　理事
5		いがらし　かずよし 五十嵐　一嘉	新	江戸川区人権教育推進委員会　委員長 江戸川区立西一之江小学校　校長
6		かのう　しの 加納　志野	継続	ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰受賞企業 有限会社大千　代表取締役
7		たかはし　じゅんこ 高橋　淳子	継続	区民
8		はらしま　ゆうき 原島　裕紀	継続	区民
9		まつした　ゆきひろ 松下　幸博	継続	篠崎地区連合町会　顧問
10		みた　えいいちろう 三田　栄一郎	新	江戸川区立小学校ＰＴＡ連合協議会　会長
11		みやもと　みちこ 宮本　道子	継続	東京人権擁護委員協議会江戸川地区委員会　会長
12		もり　のぶゆき 守　伸之	継続	東京商工会議所江戸川支部　副会長 守製鋲株式会社 代表取締役社長

（敬称略・五十音順）

令和８年度第１回推進会議での未回答のご質問等への追加回答

重点目標１　仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

事業No	取組	ご意見・ご質問 要旨	回答	担当課
3	SDGsの達成に向け活動する企業への支援	中小・零細企業では介護離職を防ぐような余裕がないため、 助成金や補助金等の支援が必要だと思う。 助成金や補助金の可否についてご検討いただきたい。	ご意見ありがとうございます。区内中小企業を支援するための助成金など公的支援メニューについて、時勢を踏まえ事業主の皆さまをの声を伺いながら、充実に努めてまいります。	経営支援課

重点目標２　男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

事業No	取組	ご意見・ご質問 要旨	回答	担当課
44	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	中学校では、標準服を『男子用』『女子用』とはしていないとありますが、ある学校では、『女子はスカート』というような固定的な運用でした。教育委員会では、多様な性に関する取組等についてどのように考えていますか。	江戸川区ではすべての中学校において標準服を、Ⅰ型Ⅱ型Ⅲ型、Ａタイプ Ｂタイプ Ｃタイプ・・のように分類しており、生徒や御家庭で自由に選択できることを原則としています。 学校によっては、販売店の事情により、常時Ｃタイプを作製・販売することはせず、ニーズに合わせて対応している等、実態に応じた運用がされている場合もあります。 今後も幼児・児童・生徒の希望を尊重しながら、多様な対応ができるよう学校（園）と連携してまいります。	教育指導課

資料における注意点等

資料のご確認に際しまして、以下の点につきましてご留意いただけますと幸いです。

（１）現行計画に関する資料

・推進状況調査報告書（令和７年度実施分）【資料１】
⇒令和７年度に、各事業所管部署及び全庁にて一体的に実施された各事業の推進状況に関する調査結果をまとめています。
令和２年度以前に掲載がない計画事業については、「事業 No.」に、追記年度に応じて、「R3-〇」「R7-〇」のように新たに付番しています。

・附属機関等への多様な参画を推進するためのガイドラインに関する要綱【参考】
⇒区の附属機関等における女性の活躍推進に関して、庁内の各部署に発出している要綱です。

・地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合　現状・成果目標（第６次男女共同参画基本計画より抜粋）【参考】
⇒区の附属機関等における女性の活躍推進に関連して、国で定められた成果目標（「市町村の審議会等委員」）をお示しします。

（２）次期計画に関する資料

・次期計画の体系図【資料４】
⇒令和８年度第１回推進会議でご審議いただいた次期計画の体系について、図にまとめています。

・次期計画事業一覧（案）【資料５】
⇒令和９年度以降に実施する計画事業（案）をまとめています。
なお、現行計画で掲載されていない事業については、「（仮）次期計画事業 No.」に「〇【新】」というように付番しています。
また、次期計画事業一覧（案）内での再掲事業については、「（仮）次期計画事業 No.」に「再〇」というように付番しています。

・男女共同参画を取り巻く社会的背景や国等の動向【参考】

⇒概ね直近１年間における主な動き（※）については、下線を付しております。

※具体的には、次の事項です

・令和８年 10 月１日より事業主に新たに義務付けられる、カスハラ及びセクハラ防止策（p.3、10）

・「女性版骨太の方針 2026」のポイント（p.4）

・令和７年 12 月配偶者暴力防止法改正による、接近禁止命令等の対象の拡大化（p.6）

・「こども性暴力防止法施行ガイドライン」のポイント（p.6）

・いわゆる「LGBT 理解増進法」に基づく基本計画のポイント（p.9）

・令和８年７月「東京都男女平等参画推進総合計画」改定のポイント（p.14）

・いわゆる「東京都女性活躍推進条例」のポイント（p.15）